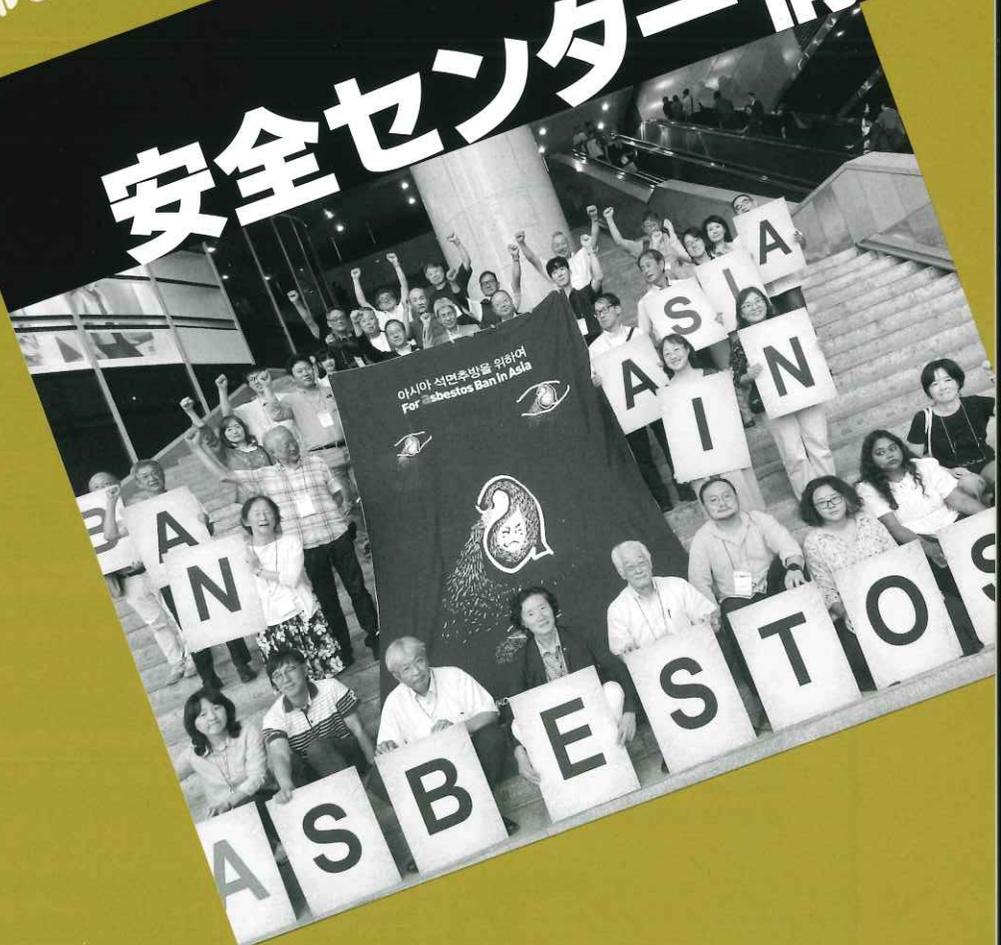


安全センター情報2025年12月号 通巻第543号
2025年11月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2025 12

安全センター情報



特集● 韓国の建築物石綿対策

写真：建築物石綿対策韓国調査交流行動

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料でつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト:<http://joshrc.org/>」では、ここで見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

セン

安全 ター 情報

◎「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2025年の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2025年1・2月号 特集／石綿健康被害補償・救済状況の検証 アジアにおける石綿基本データ
- 3月号 特集／アジアにおけるアスベスト禁止 2024 労働政策審議会建議と改正法案要綱
- 4月号 特集／労働関連心理社会的リスクの概念化 阪神・淡路大震災から30年
- 5月号 特集／建築物の石綿使用実態調査 労災保険在り方研究会に申入・要望
- 6月号 特集／新型コロナ労災の5年間 労災保険メリット制の効果「新たな検証結果」
- 7月号 特集／労災補償制度の課題 石綿肺の除斥期間起算点裁判判決
- 8月号 特集／熱中症対策の強化 安全衛生指示が労働者性等の判断に与える影響
- 9月号 特集／日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 10月号 特集／過労死等の労災補償状況 労災保険在り方研中間報告に対する意見
- 11月号 特集／クボタショックから20年のアスベスト問題 対策関係予算の推移
- 12月号 特集／韓国の建築物石綿対策 ILO生物学的ハザード条約・勧告

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

◎賛助会員になって活動を支援して下さい

全国安全センターの財政は、地域センター会費、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@joshrc.net)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

特集／韓国建築物石綿対策

2033年までに住宅スレート処理 実現を支援する国庫補助事業

建築物石綿対策で韓国調査交流行動

石綿対策全国連絡会議事務局長 古谷杉郎 ー2

韓国の建築物石綿対策

産業安全保健法・石綿安全管理法が役割分担 ー14

ILOは労働環境における生物学的 ハザードに関する画期的条約を採択 33

労働環境における生物学的ハザード条約(第192号) ー35

労働環境における生物学的ハザード勧告(第209号) ー40

石綿による疾病の認定基準に基づく
本省協議に係る留意点について ー44

第119回～第121回労働政策審議会
労災保険部会における委員の主なご意見 ー47

各地の便り/世界から

厚労省●メンタルヘルス等で安全センターが交渉 ー54

労災法●複数事業労働者保険給付、周知は? ー56

東京●ラーメン店店長の上肢障害を労災認定 ー57

東京●75年前の石綿曝露が原因で中皮腫死亡 ー58

韓国●事件現場まわる反省と教訓ツアー ー59

和歌山●寄稿／化学物質過敏症の労災裁判 ー61

2033年までに住宅スレート処理 実現を支援する国庫補助事業 建築物石綿対策で韓国調査交流行動

古谷杉郎

石綿対策全国連絡会議事務局長

日本から24名の代表団が訪韓

2025年9月14日から16日の3日間、「建物改修解体によるアスベスト被害の根絶を目指す連絡会（準備会）」の代表24名による韓国調査交流行動に参加した。建設アスベスト訴訟全国連絡会の清水謙一事務局長を団長に、首都圏の全建総連傘下組合の代表7名、全国じん肺弁護団連絡会議等6名、九州建設アスベスト・西日本石炭じん肺弁護団等7名、新生大阪アスベスト対策センターの伊藤泰司事務局長、泉南アスベストの会の山田哲也事務局長、全日本民主医療機関連合会の徳山通常務理事、石綿対策全国連絡会議事務局長の筆者、という顔ぶれである（以下では「石綿」で統一する）。

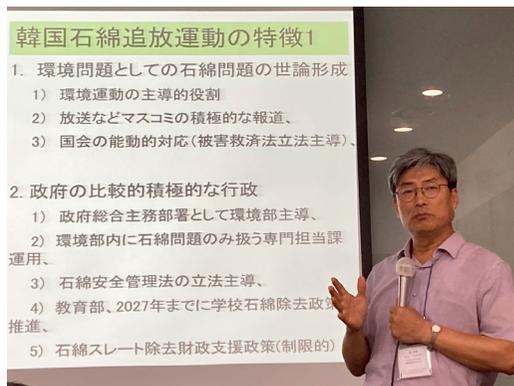
同連絡会は2022年6月に準備会を発足して、おおよそ2か月に一回程度会議を重ね、現在実施されている建築物改修解体作業の実際とその問題点、今後の政策的な提案と法律、規則の抜本的な改正を政府や自治体に働き掛けていくことを展望した研究と経験交流を目的としている。この間、準備会主催の集会やシンポジウム等も行ってきた。今回

の韓国訪問の目的は、韓国で清水団長が行った以下のあいさつのとおりである（4頁左写真）。

「第1に、韓国の石綿安全管理法と管理基本計画の概要と進捗状況、問題点について学ぶこと。日本では、石綿対策の基本法、国の策定された計画はなく、環境省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省などの省庁の縦割りで石綿対策が進められている。そのため、石綿をいつまでに日本からなくすのかなど、基本的スタンスがあいまいなまま推移しているからである。

第2に、スレート瓦や学校など教育施設からの石綿建材除去の施策は、皆さんの市民団体や石綿の住民組織によるイニシアティブが大きいとも聞いている。石綿被害防止と石綿除去について、皆さんの経験を学びたい。

第3に、石綿建材を安全に調査、管理、除去、廃棄までの国や自治体からの助成制度について。日本では現在も石綿建材除去の不適切な工事が横行している問題がある。ひとつの大きな要因は、割高となる調査から廃棄に至る経費が建物所有者負担となっていることがあると考えている。韓国ではスレート瓦の除去費用の助成制度が機能している



2015年に全面禁止（同2012年）。日本のクボタショックの影響は大きく、2009年の石綿被害救済法は日本の石綿健康被害救済法にならったものだが、2011年の石綿安全管理法は韓国独自のものである。

その章立ては、第1章 総則、第2章 石綿管理基本計画、第3章 石綿含有製品等の管理、第4章 自然発生石綿の管理、第5章 建築物の石綿管理、第6章 石綿解体作業場周辺環境等の管理、第7章 附則（石綿環境センター及び石綿管理総合情報網等について規定）、第8章 罰則で、建築物石綿対策に関係するのは主に第5章と第6章である。

第2章の内容は以下のとおり。政府は（環境大臣及び関係中央行政機関共同で）、5年ごとに、次の事項を含んだ石綿管理基本計画を策定、実施しなければならない。①石綿管理の基本目標及び推進方向、②石綿管理に関する主要な推進計画、③石綿管理の現状及び今後の見通し、④石綿管理に関する各種事業の財源調達方法、⑤その他（石綿管理に関する専門人材育成方針、石綿管理に関する研究・調査計画）。さらに、環境大臣、関係中央行政機関の長及び広域地方自治体知事は、毎年、基本計画を実施するための部門別又は地域別の詳細計画（実施計画）を策定、実施しなければならない。現行の第3次石綿管理基本計画は「関係部署合同」で2022年12月に策定され、2023～27年を対象期間としている（2024年7月号で紹介）。この体制のもとで、日本を上回る頻回の法令改正だけでなく、後述の建築物からの石綿処理目標を含めた政策課題や予算の見直し等も行われてきた。

日本の関係閣僚会合が2005年12月に総合対策をとりまとめた後は、翌年一回開催されただけで、その後の石綿対策関係予算も20年前の総合対策の目次項目に沿って示されるだけで、一度も見直されていないことと、きわめて対照的である。

住宅建築物からの石綿スレート除去

「釜山石綿スレート事例報告」（ノ・ヒョンソク釜山環境運動連合事務局長）（次頁左写真）

韓国は、とりわけ1970年代に展開されたセマウル運動によって、全国津々浦々で石綿スレートが使用されたなかで、2033年までに住宅建築物から石綿スレートを除去・除去するという目標を立て、処理支援国庫補助事業を行っていることが今回の訪韓の理由だったが、その概要が報告された（以下の記述には報告以外で知った情報も含まれている）。

石綿安全管理法制定に当たりスレート処理に関する特別の対策の必要性が議論され、「スレート施設等における石綿調査」（第25条）及び「スレート処理に関する特例」（第26条）が規定された。「スレートを屋根材又は壁材として使用した施設」を対象としたもので、第25条第2項で、環境大臣等は、石綿の解体・除去・処理及びそれらによる施設の改良等による費用の全部又は一部を支援することができる（20頁に具体的規定内容）。

スレート住宅ゼロ化という目標が掲げられ、2013年全国スレート施設物調査が実施されたが、2021年再調査により抜け落ちていた34万棟を追加確認。この時点の残余スレートは総計95万棟で、住宅



67% (約63万棟)、畜舎5%、倉庫22%、工場1%、その他5%であった。これに伴い住宅スレート処理完了目標時期が2030年から2033年に変更された。

具体的には、関係部署合同の「スレート管理総合対策 (2011～21年)」及び第2次までの「石綿管理基本計画」により、2011～22年に約29万棟の処理を支援。この時点での残余57万棟に対して、2023～33年に40万棟処理し (年平均3.6万棟、2011～17年は1.85万棟、2018～22年は3.23万棟)、17万棟は再開発、リフォーム等を通じた自然減少を予測している (第3次石綿管理基本計画)。

一方、2019年から脆弱階層を主な対象に改良費支援、2020年から非住宅 (小規模倉庫・畜舎) 処理支援、2023年からハンセン氏病患者廃畜舎 (屋根以外の本体) 除去・処理費支援へと拡大。スレート倉庫・畜舎については、2023～36年まで小規模 (200m²) 14万棟 (残余20万棟の70%) を処理し (6万棟は自然減少を予測)、以後、面積・対象等の支援範囲拡大を検討するとされている (同前)。

後述の学校石綿対策の進展が明らかに運動の成果であるのに対して、住宅スレート対策はどちらかというと環境部主導のようで、BANKOとしても政策作りを強化していく方向性が話された。

なお、「スレート施設等における石綿調査」には、石綿の使用状況だけでなく人体への有害性等の調査も含まれる。釜山では釜山広域市石綿関連健康影響調査支援に関する条例が策定され、「環境性石綿曝露が疑われる地域住民の健康影響調査」が実施されている。1次検診は現場訪問による

医師の診察、アンケート、X線調査、2次検診は胸部CT検査、肺機能検査で、2009年から25年6月までに26,576名が受診し、4.3%にあたる1,140名が (石綿被害救済法による) 認定を受けたと紹介された。市、環境・教育・労働機関、梁山釜山大学病院石綿環境保健センター、釜山石綿追放共同対策委員会、石綿被害者・家族協会により石綿管理協議会が設置されて、四半期ごとに開催されている。

韓国の学校石綿対策

「韓国の学校石綿状況報告」(ハン・ジョンヒ学校石綿保護者ネットワーク代表) (右写真)

2016年京畿道果川市の大規模団地再建築工事に対する「市民で構成された石綿モニター団」、2017年果川官門小学校の石綿工事後の保護者代表らによる現場モニタリングを契機に、2018年に「学校石綿保護者ネットワーク」結成。全国に、また環境団体や国会議員等との連携も広がり、国民公益監査請求も活用する等して、教育部、地方自治体や法改正にも影響力を及ぼしたことが報告された。

2005年に学校教室内空気室維持・管理基準に石綿が追加され (0.01個/cc)、2008年に安全な教育環境構築のための「学校石綿管理総合対策」及び「学校石綿管理マニュアル」が策定されていたものの、2017年が大きな画期だったと皆が口をそろえる。2018年に学校石綿モニター団という独特の仕組みも導入され、2027年までに学校石綿含有建築部の石綿解体・除去完了という目標が立てられている。「学校施設石綿解体・除去ガイド」の一部



を31頁に紹介しているので参照していただきたい。

韓国石綿除去の問題点と改善のあり方

「韓国石綿除去の問題点と改善のあり方」(ファン・ギョンウク韓国石綿建築物安全管理協会理事、高級監理員)(左写真)

室内作業の問題点: 負圧維持が不十分(法的基準である $-0.508\text{mmH}_2\text{O}$ を維持できない場合が多い等)、衛生設備運営の問題、作業方法の遵守、清掃及び測定が不十分、負圧記録の操作

屋外作業の問題点: 墜落安全措置の不備、石綿飛散防止が不十分、形式的な衛生設備

改善のあり方: 法規・マニュアル遵守の強化、監督・記録管理の強化、測定及び装備基準の補完、安全措置の強化、教育及び認識の向上

結論: 石綿解体・除去作業は作業者と使用者の健康と直結した重要な過程。既存の法規とマニュアルを徹底して遵守し、記録と監督を強化して安全な作業環境を作らなければならない。また、屋外作業の安全措置と飛散防止対策を補完し、総合的な改善が行われなければならない。

以前、韓国産業安全保健公団からだったと思うのだが、日本では数値基準を示さずに負圧規制を遵守させることができるのかという問い合わせを受けたことがあったことを思い出した。

建築物石綿による可能性のある被害事例

「韓国の石綿救済法と患者事例」(イ・ソンジン韓国石綿追放ネットワーク、中皮腫患者)

2010年、19歳のときに胸膜中皮腫の診断を受ける。BANKOと一緒に調べ、19年間石綿スレート屋根(白石綿35%検出)の家屋に暮らし、6年間天井に石綿含有成形版が使用された小学校と塾に通っていたことをあらためて確認した。石綿被害救済法の認定を受けている(来年3回目の延長予定)。

2015年まで手術、抗がん治療、放射線治療を繰り返した後、2018年からは8年間服用してきた麻薬性鎮痛剤の服用も中止。2年に一度国立がんセンター受診しながら、呼吸器重度障害で制約はあるものの、社会活動もしながら日常生活を送ってきたのだが、最近症状が悪化し追跡観察している。

健康状態の悪化、うつ病、ストレス障害、睡眠障害、筋肉痛、原因不明の痛み等を含め、石綿病に起因する合併症、心肺持久力を要する行動の制限、闘病による長い社会空白期、経済的社会的活動がまともにできない、という石綿被害者の訴えをし、救済法の改正も提起した。

日本側からの発表

日本側からは、「建設労働組合としての政策要求」について川口敏彦・東京土建一般労働組合労働対策部長、「日本の石綿被害者の補償・救済制度」について菊田洋一・埼玉土建一般労働組合書記次長が、各々報告した。

セミナー終了後、龍山駅の大階段に、2007年BANKO設立時に作った大バナー等を掲げて記念撮影(表紙写真参照)。

集会後には食懇親会も行い、盛り上がった。



忠清南道ヒアリング・現地視察

9月15日には、バスで片道約2時間かけて忠清南道洪城郡に移動し、環境運動連合事務所のある建物の会議室で、忠清南道の建設都市局住宅都市課都市再生チーム（石綿スレート除去支援事業担当(左写真)）及び環境山林局大気環境課生活環境保健チーム（石綿被害救済制度担当(右写真)）の担当者へのヒアリングを実施。忠南環境運動連合のユ・ジョンジュン事務部長、禮山洪城環境運動連合のキム・ミソン事務局長らも同席した。

石綿スレート処理支援事業ヒアリング

「スレート処理支援国庫補助事業業務処理指針」（環境部、28～30頁で簡単に紹介）に基づく国庫補助事業の実際が中心的なテーマになった。

忠清南道には、2021年全国実態調査で80,909棟のスレート屋根が確認され、2021～24年に413億ウォンを投入して11,069棟のスレート屋根を整備。残る69,840棟のスレート屋根を2033年までに整備する計画。2025年は1年間で、114億ウォン（国費と市郡費半々）を投入して、除去支援2,954棟（住宅2,428棟、非住宅526棟）、改良支援32棟、合計2,986を整備する計画（同年の国費総額は728億ウォンなので、忠清南道は7.4%を占めることになる）。

事業推進手順は29頁で紹介しているが、事業把握・予算申請書の提出及び実績報告・清算等は、忠清南道を含めた17の広域地方自治体（1特



別市・6広域市・1特別自治市・6道・3特別自治道）が実施主体である基礎自治体（市・郡及び特別市・広域市管下の区）をとりまとめる仕組みである。

支援対象は、屋根材又は壁として使用された石綿スレートで、塀等にあるスレートも処理できる（外装材に限定のようだったが、環境部ヒアリングでは内装材や床材等も含め「住宅建築物に使用されたスレート建材はすべて支援対象」との回答だった）。

支援金額は30頁の表記載のとおりで、住宅除去・処理は、優先支援世帯は棟当たり全額支援、一般世帯は棟当たり352万ウォンの範囲内の小規模住宅を優先支援し、最大700万ウォンの限度内で支援。住宅屋根改良は、優先支援世帯は棟当たり最大1千万ウォンの限度内で支援、一般世帯は棟当たり300万ウォンの範囲内の小規模住宅を優先支援し、最大500万ウォンの範囲内で支援、等。支援金額を超える追加費用は、所有者の自己負担となる。

優先支援世帯=脆弱階層は、基礎生活保護法による「基礎生活受給者」、「次上位階層」とひとり親、多子女、独居高齢者等を含む世帯。優先支援世帯をまず支援し、残った予算で一般世帯を支援。

事業は地方自治体ホームページ等で告知して、原則住宅等の所有者からの申請書を受付。地方自治体は、支援可能かどうか確認後、7日以内に支援対象者を選定・通知。2か月以内に着工されない場合、選定取消又は後順位に変更可能。申請があると必ず確認をするが、予想以上の量のスレートが確認され、自己負担が増えることになって、事業を放棄する申請者もいると言う。その統計はとっていない



が、申請件数に対する工事実績は約7割とのこと。

工事業者は、「石綿解体・除去業」と「構造物解体・足場工事業」の両方を所持するか、前者だけを所持する事業者を、地方自治体が入札を通して選定。申請者(所有者)に補助金を支給するのではなく、地方自治体が業者契約を通して進め、自己負担は所有者が工業者に支払う仕組み。

除去・処理と改良支援を各々申請して両方の補助を受けることは可能である。

石綿安全管理法施行令別表3として「スレート処理等の基準及び方法」も示されているが(21頁参照)、忠清南道の担当者は産業安全保健公団策定の「石綿スレート解体・除去作業標準マニュアル」を示しながら説明した。両者とも同様の内容のようで、水・湿潤材を使用して一枚ずつ損傷しないように除去することが基本だが、日本よりも厳しく、前後更衣室とシャワー室を含む衛生設備の設置等も含まれ、すべての過程は点検表に従って点検し、写真台紙を作成して提出させているとのこと。

また、石綿安全管理法が、学校、公共機関、不特定多数の利用施設、500m²以上の建築物に石綿調査機関による建築物石綿調査を義務付け、石綿建築資材使用面積合計が50m²以上、吹付材又は耐火被覆材が使用された石綿建築物は石綿管理総合情報網に登録・統合管理され、石綿建築物検索サービス等が全国民に提供されていることは地方自治体にとっても重要なようだ。

忠清南道では、これを通して義務対象建築物の石綿調査が履行されているかを確認し、解体・除去

時に提出される石綿飛散防止計画の検討及び現場点検に活用している。災害対応のための機能は含まれていないが、建築物の解体・除去工事や自然発生石綿の掘削工事時に石綿(粉じん)発生の有無を確認し、飛散防止計画の検討及び現場点検の参考資料として活用しているとのことだった。

また、災害発生時の石綿曝露を減らすための行動要領(指針)が用意されており、消防庁の災害現場標準作戦手順(SOP)に基づき、石綿発生の疑いがある場合、現場で曝露する危険があるかどうかを迅速に評価し、呼吸保護具、保護衣の着用等の安全措置を適用。災害により発生した廃棄物のうち石綿の発生が疑われる場合、飛散抑制のための湿潤化、密閉・標識の設置、指定廃棄物の処理、作業員保護具の着用等を行うことになっている。

石綿被害支援政策ヒアリング

さらに、石綿被害支援政策についても紹介され、石綿被害救済法に基づく救済給付支援のほか(全国累計認定者8,254人のうち2,532人で30.7%、釜山は1,673人で20.3%、ソウルは819人で9.9%)、廃石綿鉸山周辺地域住民を対象に、石綿曝露評価及び健康診断が実施され、2020~24年に5,546名を調査し、石綿疾患疑い413名を発見(基礎アンケート、胸部X-ray(全員)及び胸部CT撮影(一時疑い等))。2025年には800人対象に実施予定。

石綿被害救済法認定者の家庭訪問による基礎調査、教育、相談等実質的な健康管理サービスの提供、認定者・家族及び廃石綿鉸山周辺住民を対



象にした感情的健康ヒーリングプログラム（生態体験、健康教室、笑い療法等）の提供も行っている。

現在、石綿被害者申請が増加しているが、専門医療人材不足で診断・判定が遅れるなど行政・財政負担が加重される状況。これについて、地方の被害者の接近性改善のために中央専門機関が地域医療機関に石綿判定を支援する等石綿診断連係体系を中央部署に建議し、治療支援を超えて長期健康管理・心理治療、第2世代の健康影響調査など事業拡大を推進しようと計画していると言う。

石綿被害救済法認定者の多さに比べて労災認定者が少なすぎるのではないかと聞いたところ、労働者として登録されていない、記録がないということに加えて、石綿家内工業での曝露もあったのではないかと回答。そういう面もあるとは思いますが、担当部署の任務から外れるので、関心が薄いのではないかという印象も残った。

石綿スレート住宅等視察と業者の話

忠清南道担当者とのヒアリングの後は、環境運動活動家から石綿スレート除去業者に転身したという「タサルリム」（会社名）代表のヤン・スチョル氏（左写真の左、右は通訳してくれた鈴木明さん）の案内・解説で、付近の老朽化した石綿スレート住宅等の実際を見学するとともに、現場の実態について生話をうかがった（前頁右写真及び本頁右写真）。

スレートの使われ方の多様性を指摘するとともに、石綿曝露防止対策だけでなく安全対策の重要性も強調し、安全な解体・除去には時間と手間がかか

ることを説明。石綿解体・除去業者は産業安全保健法によって産業安全保健公団による安全性評価によって等級付けされるが（15頁参照）、担当者が現場のことをわかっていないなどの話もあった。

雇用労働部・環境部とのヒアリング

9月16日も、バスで片道約2時間かけて移動し、忠清北道清州市の特急電車KTXの五松駅に併設された会議室で、雇用労働部及び環境部の担当者とのヒアリングを実施した（次頁左右写真）。雇用労働部からは、産業安全保健本部作業保険基準課の事務官、主務官、専門委員と韓国産業安全保健公団産業安全保健研究院の職業環境研究室産業保健分析部部長、環境部からは環境保健局環境被害救済課の事務官と主務官が出席した。

日本と異なる数値基準の根拠

数値基準について双方に事前に質問していたが、両者の回答は以下のとおりだった（雇用労働部は産業安全保健公団の担当者が詳しく回答）。

規制対象を石綿の含有量が重量比で1%を超えるものとしている根拠（日本では0.1%）

雇用労働部—製品の中の石綿含有率は、製品に石綿を添加した意図により異なり得るので、これを区分して接する必要がある。つまり、意図的に石綿を添加した製品を規制しようとするのが国内法の趣旨であり、意図的な含有かどうかの基準を1%に定めることである（意図的に1%以下に含有した事例



はめずらしい)。

参考までに、米国環境保健庁 (EPA) は、石綿1%超含有を基準に規制する理由は「有意な量の石綿を含有した物質の使用を規制するものの、多様な自然物質から発生する微量含有された石綿や意図的に加えた1%未満の微量の石綿は許容する」と明らかにしている。

一方、石綿の分析方法的側面から見れば、普通製品の中で石綿含有の有無 (1%超過かどうか) は偏光顕微鏡 (Polarization microscope) を使用して分析している。もし石綿の含有基準を0.1%に強化する場合、既存の偏光顕微鏡では0.1%レベルを信頼性をもって分析することが難しく、電子顕微鏡を使用しなければならず、このような電子顕微鏡の使用法は多くの時間と費用がかかり、関連インフラも不足しているため現実的に適用することが困難である。

環境部-規制対象基準は、米国労働部の作業安全及び健康基準 (OSHA, Occupational Safety and Health Standards) で定めている石綿含有物質の基準である1%を適用したものと考えられ、石綿含有量についての基準は固形資料の石綿分析法であるMethod for the Determination of Asbestos in Bulk Building Materials (EPA/600/R-93/116) で提示している検出限界 (1%) を参考にしたものと考えられる。

産業安全保健法による石綿解体・除去作業完了後の石綿濃度基準及び石綿安全管理法による解体等作業現場周辺における石綿排出許容基準を1立法センチメートル当たり0.01個としている根拠 (日

本ではこのような基準がないが、作業環境評価基準は0.15本/cm³とされている)。

雇用労働部-国内外の様々な文献や関連専門家の検討を経て決まった。

また、空気中の石綿を係数する位相差顕微鏡 (Phase Contrast Microscopy, PCM) 分析方法的な側面で信頼性のある定量限界水準が約1cm³当たり0.01個で、基準選定時に一緒に検討された。

環境部-作業現場周辺の石綿放出許容値は、原則的に石綿がない状態を意味するものに設定しようとしたものと考えられ、基本試験法が位相差顕微鏡法であることを考えると試験法の検出限界未満であれば、その状態に達したものと推定する。

作業現場周辺の石綿放出許容値は、空気中の石綿濃度分析時に適用している位相差顕微鏡 (PCM) 法であるNMAM7400 (Asbestos and Other Fibers by PCM, 1989) で提示している検出限界 (0.01fiber/cc) を参考にしたものとする。

産業安全保健公団の担当者に、最近のEUの職業曝露限界値の引き下げ及び電子顕微鏡の活用促進に対応する検討はしているかと問いかけたのに対しては、明確な回答はなかった。

雇用労働部とのヒアリング

雇用労働部所管の産業安全保健法による建築物石綿規制は、基本的に解体又は除去をしようとするときになって発動される (詳しくは14~18頁参照)。

第1に、建築物等の所有者等に一般石綿調査又は機関石綿調査の実施と結果の記録・保存が義

務づけられている。前者は、目視、設計図書、資材履歴等による調査。後者は、解体・除去面積50m²以上の建築物、解体・除去面積200m²以上の住宅、吹付材、保温材等8種類の特定制材使用面積15m²以上又は体積1m³以上の設備等が対象の特定制規で、指定を受けた石綿調査機関（2025年9月現在224箇所）により実施される。石綿調査機関の調査能力を評価・公表する仕組みもある。

第2に、解体・除去作業規制であり、一般規制として産業安全保健基準規則に、作業計画、警告標識、個人用保護具、出入り・喫煙等の禁止、衛生設備、資材種類別の措置、残留物対策等の作業・措置基準が定められており、対象は基本的に事業主である。さらに、機関石綿調査対象の建築物等に吹付材又は耐火被覆材、面積15m²以上の石綿建築資材、面積15m²以上又は体積1m³以上の特定石綿建築資材等が含まれている場合には、所有者等は登録を受けた石綿解体・除去業者（2025年9月現在3,585箇所）に解体・除去をさせなければならず、石綿解体・除去業者は、作業開始7日前までに地方雇用労働局長に石綿調査結果書等を添付して作業届出を行って承認を受けるとともに、作業完了後濃度測定（沈殿した粉じんを攪乱させた後に測定）によって作業場の空気中石綿濃度が0.01個/cm³以下となっていることを証明しなければならない等の特別規制が定められている。石綿解体・除去業者の安全性を評価・公表する仕組みもある。当該建築物等について機関石綿調査を実施した機関が、石綿解体・除去を行ってはならない。

日本で使われている「レベル1・2・3」という区分は国際的には通用しない。前出韓国の資材種類別の措置は、①吹付材、断熱材又は耐火被覆材、②壁体、床タイル及び天井材、③屋根材、④その他の資材に区分され、①のみ衛生設備、①②に負圧維持が規定されている。忠清南道でのヒアリングで、スレート処理に衛生設備の設置が義務づけられている等の説明があったが、石綿安全管理法による「スレート処理に関する特例」は産業安全保健法令による規制の緩和ではなく、むしろ強化のようだ。

韓国側から、衛生設備のシャワーが冬場に使用できないとの悩みも聞かれたが、日本ではエアシャワー

の利用が一般的であると返答された。

一般石綿調査結果は把握する仕組みがなく、また、未届出作業や解体・除去作業規制違反については、市民や関係者による届出があれば出向いて指導は正しているが、データはないとの回答だった。日本では、労働基準監督年報に一定の違反情報があるほか、建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール結果報告に事前調査結果報告の有無や指導に関する情報が含まれ、大気汚染防止法施行状況調査結果も公表されている。

労災認定に関するやりとりもあり、毎年30～40件の申請があり、40～50%が認定されているとのこと。

石綿肺については、病型（第1～3型）と肺機能障害の程度（高度・中等度・軽度・軽微）の組み合わせで障害等級第1～13級のいずれかに認定される仕組みだが、石綿審査会議の結果、胸部X線写真で境界型肺線維症と確認、廃棄異能検査で制限性肺機能障害の所見だが胸部X線写真では正常、胸部X線写真で映像医学的に視野を妨げる胸膜変化が廃実質に広くひろがっている場合等は特別診察（労災病院等）を通してCT撮影を実施した後、石綿審査会議で病型を決定しているとのこと。

職業がんの労災認定基準は以下のとおり。

- ① 石綿に曝露し発生した肺がん、喉頭がんで、次のいずれかひとつに該当し、10年以上曝露して発生した場合
 - 1) 胸膜斑又はびまん性胸膜肥厚を伴う場合
 - 2) 組織検査の結果石綿小体又は石綿繊維が十分に発見された場合
 - ② 石綿肺を伴った肺がん、喉頭がん、悪性中皮腫
 - ③ 職業的に石綿に曝露後10年以上経過して発生した悪性中皮腫
 - ④ 石綿に10年以上曝露して発生した卵巣がん
- 今回調べてみた結果、喉頭がんと卵巣がんは2018年の改正で追加されていたことがわかった。

石綿安全管理法による建築物石綿規制

環境部所管の石綿安全管理法による建設物石綿規制は、平常時の「建築物石綿の管理」と「石綿解体作業場周辺環境等の管理」に分かれる（詳しくは18～28頁参照）。

平常時の「建築物石綿の管理」の規制対象は現在、公共機関等、保育所、幼稚園及び学校、不特定多数利用施設、延べ床面積500m³以上の文化・集会施設、医療施設、老人・児童施設。徐々に拡大されてきたものの、BANKOとの集会では、国全体700万棟の半分に石綿があるとみられているなかで、管理規制対象は3万棟にとどまるとのこと。

対象建築物の所有者には、石綿調査機関による石綿調査の実施及び結果の地方自治体への提出が義務づけられる。石綿建築資材の使用面積が50m²以上か、吹付材又は耐火被覆材が使用された石綿建築物については、石綿調査機関に建築物石綿地図を作成させ、併せて提出。所有者は、石綿建築物管理基準を遵守し、石綿管理総合情報網を通じて石綿建築物管理台帳を作成しなければならない。基準の内容は、①石綿建築物安全管理者の指定及び届出、②6か月ごとの石綿建築物のリスク評価の実施及びその結果に基づく措置（告示が示されている）、③2年ごとに室内空气中石綿濃度測定（結果が0.01個/cm³を超える場合は基準値未満の結果が出るまで必要な措置、測定結果及び措置内容を石綿管理総合情報網の石綿管理台帳に遅滞なく記録）、等である。

スレート処理に関する特別規定もあるが、これはすでに述べたとおりである。

「石綿解体作業場周辺環境等の管理」の規制対象は、主として発注者であることが特徴である。

前出の産業安全保健法の規定により届出がなされた石綿解体・除去作業に関する情報は、地方自治体のホームページ等で公開される。

石綿解体・除去業者は、作業場周辺石綿排出許容基準（0.01個/cm³）を遵守しなければならない。発注者は、石綿測定機関に石綿飛散程度測定をさせ、その結果を地方自治体に提出しなければならない。この測定は、敷地境界線又は敷地内作業境界線で作業開始1～3日前1回+作業中毎日、作業場周辺室内・外で作業中毎日とされている。さらに、石綿建築資材使用面積5,000m²以上の建築物等の解体・除去作業の場合には、地方自治体も石綿飛散程度測定をして結果を公表しなければならない。これらの石綿飛散程度測定は、産業安全保健

法に基づく石綿解体・除去業者による作業完了後濃度測定に上乘せられるかたちになっている。

また、発注者は、石綿解体・除去の安全管理のため石綿解体作業監理人を指定して、作業開始7日前までに地方自治体に届出、承認を受けなければならない。監理人になろうとする者は、資格及び施設・装備基準を満たし、広域地方自治体に登録しなければならない。環境部・雇用労働部・国土交通部共同告示として石綿解体作業監理人基準が示されており、必要な場合には石綿解体・除去業者に対して作業の是正又は中止を要請し、業者が要請に従わない場合には地方自治体に報告して、作業中止を命じさせる等ができる。一定の作業場については、高級監理員又は一般監理員を作業場に常駐させることとされている。当該建築物等の石綿調査を実施した機関、石綿解体・除去を行う者、石綿飛散程度測定や作業完了後濃度測定を行う者は監理人になることはできない。監理人について評価・公表する仕組みもある。

なお、石綿安全管理法の「罰則」規定はかなりきめ細かく、行為者だけでなく法人等も罰する両罰規定や、違反行為の回数に応じた過重罰金賦課基準が定められている等の特徴がある。

環境部とのヒアリング

「石綿のない社会を実現する」という目標設定が検討の視野に入っているかどうかに関心があると事前にふっていたのだが、明確な回答はなかった。

全体的なところでは、環境部は体系的で円滑な石綿管理のため「石綿管理総合情報網」を構築、運営中であり、関係行政機関等は必要な資料を提出するよう定めている（石綿安全管理第35条）。建築物所有者、石綿建築物安全管理者、解体除去作業監理人など石綿安全管理義務がある担当者の業務を支援しており、関連行政資料が蓄積され、石綿安全行政遂行に大変役立っている、とのこと。

石綿建築物管理台帳の公開義務はないが、情報網における「周辺石綿建築物検索」メニューで、一部資料は国民に公開されている。自分の周辺建築物が石綿建築物に該当するか、関連法令により安全管理基準を遵守しているかなどを確認できる

が、石綿地図は非公開にしている。自治体の担当者アカウントでは、雇用労働部に届出のあった石綿解体・除去作業(届出者情報、作業場情報等)を確認することができる。特別に災害時に備えて構築したのではないが、建築物石綿地図など必要な資料は災害時に十分に活用可能、等と説明された。

スレート処理支援事業については、第2次石綿管理基本計画(2018~22年)策定当時、残余スレート住宅の棟数と年間事業実績を考慮し、2030年に住宅スレートゼロ化を達成することに計画を立てたが、以後、全国スレート建築物実態調査(2021年)で抜け落ちたスレート住宅が発見され、目標達成期間を2033年に延長した。

すべての石綿建築物から石綿を除去しようとすると莫大な予算が必要。教育部等各関係部署で予算を編成し関連施設の石綿ゼロ化事業を推進中。環境部では法的管理非対象のうち、建築物石綿調査対象を拡大し管理のすきまを掘り起こし、解消しようと努力中である。

スレート処理支援事業の目的は、国民の生活環境を改善するため、大規模再開発工事など利潤目的の工事を支援することは、事業の趣旨に合わない。工場や駅舎等の産業建築物についても尋ねたが、「利潤目的のところは対象外」とのことだった。

一般世帯の住宅除去・処理最大700万ウォンの補助で所有者の自己負担額はおよそいくらかいとの質問に対しては、「ほとんど発生しない」との回答。非住宅(倉庫・畜舎等)の除去・処理は200m²まで支援され、超過分については自己負担。除去支援申請者に限り改良支援申請を受け付け、改良補助金単独の申請は不可能だが、自治体独自の支援はあり得る。屋根改良面積100m²基準、自己負担費用は300~400万ウォン程度とのことである。

自治体が工事業者と契約して補助金を支給し、支援金額の超過分は請求者が工事業者に自己負担として清算。請求手続きは自治体により大きな差はないが、支援金額は異なる。

「自治体が実際の関与で、環境部は支援の立場」が確認されたが、国費対応地方費を用意できずに支援事業を実施しない自治体はないのかとの質問には、強制することはできないが、毎年実施計

画を策定する際に実施率の低い自治体には促している。情報網で全国のデータを逐次確認できる。等々、すき間は少ないように思われた。

石綿被害救済法は、対象が中皮腫(2011~24年の累積認定者数8,254人の内1,575人)、肺がん(同前1,860人)、石綿肺(同前4,815人-第1級406人、第2級1,719人、第3級2,690人)、びまん性胸膜肥厚(同前4人)で、認定基準も労災とは異なっている。

石綿肺については、CTによる病型(偽型・初期型・進行型)と肺機能障害の程度(正常・軽度・高度)の組み合わせで第1~3級のいずれかに認定される。第1級は、進行型又は初期型で高度障害又は進行型で軽度障害に該当し、石綿曝露から発病までの潜伏期間、曝露歴等を考慮して石綿曝露と発病との間の因果関係が認められる場合。第2級は、進行型で正常又は初期型で軽度障害に該当し、石綿曝露から発病までの潜伏期間、曝露歴等を考慮して石綿曝露と発病との間の因果関係が認められる場合。第3級は、初期型で正常な場合として石綿曝露から発病までの潜伏期間、曝露歴等を考慮して石綿曝露と発病間の因果関係が認められる場合。月額療養生活手当が、第1級約135万ウォン、第2級約90万ウォン、第3級約50万ウォンで、認定の有効期間が、第1級無期限、第2・3級は2年で支払理由消滅とされる。ちなみに、中皮腫と肺がんは月額療養生活手当約187万ウォンで、認定の有効期間5年で更新可能。びまん性胸膜肥厚は月額療養生活手当約135万ウォンで、認定の有効期間が第1級無期限である。

BANKOとの集会でも、CTを活用してじん肺を労災よりも幅広く救済していると強調された韓国独自の特徴である。

共通目標もつ同志として交流継続

ヒアリング締めくくりの挨拶で筆者は、「石綿のない社会を実現する」という共通目標をもつ同志として今後も情報・経験を交流していきたいと話した。

連絡会として韓国調査交流行動の成果を生かしていくことがこれからの課題である。



韓国の建築物石綿対策

産業安全保健法・石綿安全管理法が役割分担

わが国の建築物石綿対策が主に厚生労働省所管の労働安全衛生法（2005年制定の石綿障害予防規則）と環境省所管の大気汚染防止法によって規定され、共通する内容が多いのに対して、韓国では主に雇用労働部所管の産業安全保健法と2011年制定の環境部所管の石綿安全管理法に拠り、各々異なる独自の規制を内容としており、前者の規制対象に後者の規制が上乘せされたと言ってよい。

日本でもクボタショック後何回かの改正が行われているが、韓国ではそれを上回る頻度の改正により新たな規制の導入や、対象範囲の拡大等が積み重ねられており、ここで紹介するのは現時点における内容である。条項番号は法律についてのみ示したが、以下からリンクでたどることのできる関連する施行令、施行規則、告示等の内容もできるだけ紹介するよう努めた。ただし、主として翻訳アプリによる翻訳に基づいていることをお断りしておく。

- ・産業安全保健法：<https://qr.paps.jp/jmEyc>
 - ・石綿安全管理法：<https://qr.paps.jp/9zQXs>
- クボタショックから20年を迎え、あらためてわが国の建築物石綿対策を検証するうえで大いに参考になるものと考ええる。

産業安全保健法による規定

● 解体・除去前の一般/機関石綿調査

産業安全保健法は、第7章「有害・危険物質に対する措置」の第2節「石綿に関する措置」で、ま

ず、建築物又は設備（「建築物・設備」）を解体又は除去（「解体・除去」）しようとする場合、当該建築物・設備の所有者又は賃借人等（「所有者等」）に、以下の内容の「一般石綿調査」の実施及びその結果の記録・保存を義務づけている（法第119条第1項、産業安全保健基準規則第488条）。

- ① 当該建築物・設備の石綿含有の有無を目視、設計図書、資材履歴等適切な方法を通じて調査
- ② ①の調査にもかかわらず、当該建築物・設備の石綿含有の有無が明確でない場合には、石綿含有の有無を成分分析して調査

また、以下の規模以上の建築物・設備の所有者等には、雇用労働大臣による指定を受けた石綿調査機関による調査（「機関石綿調査」）の実施及びその結果の記録・保存を義務づけている（法第119条第2項、ただし、石綿含有の有無が明らかでない場合等には省略可能）。

- ・建築物（住宅を除く）の延べ床面積の合計が50m²以上かつ解体・除去計画部分の面積の合計が50m²以上
- ・住宅の延べ床面積の合計が200m²以上かつ解体・除去計画部分の面積の合計が200m²以上
- ・設備の解体・除去部分に以下のいずれかに該当する特定資材（物質含む）を使用した面積の合計が15m²以上又はその体積の合計が1m³以上
 - ①耐火材／②保温材／③吹付材〔「噴霧材」の語が用いられている〕／④耐火被覆材／⑤ガスケット／⑥パッキング材／⑦シーリング材／⑧上記と類似の用途に使用される資材

- ・パイプの長さの合計が80m以上であり、解体・除去使用とする部分の断熱材として使用された長さの合計が80m以上

以下の調査事項は、①②は一般/機関石綿調査共通で、③は機関石綿調査のみに適用される。

- ① 建築物・設備に石綿が含まれているか否か
- ② 建築物・設備のうち、石綿を含む材料の種類、位置及び面積
- ③ 建築物・設備に含まれる石綿の種類及び含有量

雇用労働大臣は、建築物・設備の所有者等が一般石綿調査又は機関石綿調査を実施せずに、建築物・設備を解体・除去する場合、以下の措置を命じることができる(法第119条第4項)。

- ・該当する建築物・設備の所有者等に対する一般石綿調査又は機関石綿調査実施命令
- ・該当する建築物・設備を解体・除去する者に対し、上記命令の結果を報告するまでの作業中止命令

機関石綿調査の方法、その他必要な事項は、施行規則及び雇用労働部「石綿調査及び安全性評価等に関する告示」で定める(法第119条第5項)。

同告示は、①総則、②機関石綿調査、③[石綿解体・除去作業完了後の]空気中石綿濃度測定、④石綿分析に関する精度管理、⑤[石綿解体・除去作業の]安全性評価という章建てで、後述する内容とも関連している。

● 石綿調査機関

石綿調査機関となろうとする者は、前出告示で定める人員・施設及び設備等の要件を備え、雇用労働大臣の指定を受けなければならない(法第120条第1項)。

雇用労働大臣は、機関石綿調査の結果の正確性と精密性を確保するため、石綿調査機関の石綿調査能力を確認し、石綿調査機関を指導又は教育することができる(法第120条第2項)。また、石綿調査機関について評価し、その結果(上記に音づく石綿調査能力の確認結果を含む)を公表することができる(法第120条第3項)。

法第120条は以上の紹介にとどめる。

● 解体・除去作業に対する特別規制

一方、石綿解体・除去を業とする者は、施行令で定める人員・施設及び設備を備え、雇用労働大臣に登録しなければならない(法第121条第1項、登録を受けた者を「石綿解体・除去業者」と言う)。雇用労働大臣は、石綿解体・除去業者の石綿解体・除去作業の安全性を評価基準に従って評価し、その結果を公表することができる(法第121条第2項)。

石綿解体・除去業者の登録要件・手続等、石綿解体・除去作業の安全性の評価基準・方法及び結果の公開に必要な事項については、施行令、同施行規則及び前出の「石綿調査及び安全性評価等に関する告示」で定められている。

精度管理及び安全性評価は韓国産業安全保健公団によって実施され、後者は、①石綿解体・除去作業基準(後出)の遵守状況、②機器の性能、③保有人材の教育修了、能力開発、コンピュータ化程度及びその他必要な事項等について得点を付け、合計得点90点以上をS等級(非常に優秀)、以下10点刻みでA(優秀)、B(普通)、C(不十分)、60点未満をD等級(非常に不十分)と評価する。

そのうえで、機関石綿調査の対象となる建築物・設備に以下の含有量及び面積以上の石綿が含まれている場合には、所有者等は、石綿解体・除去業者に当該石綿の解体・除去をさせなければならないと義務づけている(法第122条第1項、ただし、所有者等が、定められた人員・施設及び設備を備え、定められた方法によりこれを証明する場合、自ら解体・除去することができる)。

- ・解体・除去しようとする壁材、床材、天井材及び屋根材等の資材が石綿を重量比1%を超えて含有しており、当該資材の面積の合計が50m²以上
- ・石綿を重量比1%を超えて含有する吹付材又は耐火被覆材を使用
- ・石綿を重量比1%を超えて含有する設備に使用された前出①～⑧の特定資材の面積の合計が15m²以上又はその体積の合計が1m³以上
- ・パイプに使用された断熱材が石綿を重量比1%を超えて含有しており、当該断熱材の長さの合計が80m以上

この場合、当該建築物・設備について機関石綿調査を実施した機関が、石綿解体・除去を行ってはならない(法第122条第2項)。

また、石綿解体・除去業者は、必要な書類(工事契約書写、石綿解体・除去作業計画書(石綿飛散防止及び廃棄物処理方法を含む)、石綿調査結果書)を添付して石綿解体・除去作業届出書を作業の開始7日前までに(変更が生じた場合には作業変更届出書を遅滞なく)作業場所の所在地を管轄する地方雇用労働局長に提出するとともに、関係書類を保存しなければならない(法第122条第3項)。雇用労働大臣は、届出の内容を審査し、法律の適合するときは、届出を承認しなければならない(同前第4項、具体的には、地方雇用労働局長が届出書を受理した日から7日以内に証明書を交付)。届出手続等は施行規則で定められている。

加えて、石綿解体・除去業者は、作業が完了した後、当該作業場の空気中の石綿濃度が0.01個/cm³以下となるよう措置し、その証明資料を雇用労働大臣に提出しなければならない(法第124条第1項、作業完了後濃度測定)。

この濃度測定は、屋内作業場が対象で、濃度測定をできる者は、①石綿調査機関に所属する産業衛生管理産業技士又は大気環境産業技士以上の資格を有する者、若しくは②作業環境測定機関に所属する産業衛生管理産業技士以上の資格を有する者とされ、測定方法に関する事項も定められている(法第124条第2項、施行規則及び前出「石綿調査及び安全性評価等に関する告示」)。

また、建築物・設備の所有者等は、作業完了後も、作業場の空気中の石綿濃度が前記基準を超える場合には、当該建築物・設備を解体・除去してはならないとも定められている(法第124条第3項)。

作業完了後濃度測定の方法は以下のとおり。

- ① 作業が完了した状態を確認した後、作業場の負圧設備と密閉施設が正常に運転・維持され、空気が乾燥した状態で測定すること
- ② 作業場内に沈殿した粉じんを攪乱させた後に測定すること(作業場の床等表面に除去対象物質の破片、肉眼で確認できる屑や表面に堆積した埃等の残渣物が存在しないこと等を確認した

うえで、送風機等を利用して石綿が除去された表面、埃が沈殿する可能性のある作業場表面、試料採取位置周辺等、作業場内に沈殿した粉じんを十分に飛散させた後、ただちに試料を採取する。)

- ③ 測定方法の具体的な事項、その他の試料採取回数、分析方法等に関する必要な事項は前出告示で定められている。

● 解体・除去作業に対する一般規制

以上は、法第122条第1項に定める石綿解体・除去作業に対する特別規制であるが、石綿解体・除去作業一般に対する規制として、石綿を含む建築物・設備を解体・除去する者(石綿解体・除去業者を含み、石綿解体・除去業者に限らない)は、産業安全保健基準規則で定める石綿解体・除去の作業基準を遵守しなければならない(法第123条第1項)、労働者は、作業基準に従って労働者に行った措置として措置事項を遵守しなければならない(法第123条第2項)とされ、同基準規則第486条から第497条の3として、「石綿の解体・除去作業及び維持・管理等の措置基準」が定められている。主な内容を以下に紹介する。規制対象は、既出の第488条を除き、「労働者を使用し事業を行う者」を言う「事業主」である。

- ・ 第486条(職業性疾病の周知) 石綿による職業性疾病の発生原因、再発防止方法等を石綿を取り扱う労働者に知らせなければならない。
- ・ 第487条(維持・管理) 建築物・設備の天井板、壁材及び保温材等の損傷、老朽化等で石綿粉じんが発生し、労働者が当該粉じんに曝露するおそれがある場合には、当該材料を除去したり、他の材料に置き換えたり、安定化したり、覆う等必要な措置を講じなければならない。
- ・ 第488条(一般石綿調査)[既出]
- ・ 第489条(石綿解体・除去作業計画の策定)
 - ① 石綿解体・除去作業を行う前、法第119条による一般石綿調査又は機関石綿調査の結果を確認した後、次の各号の事項が含まれた石綿解体・除去作業計画を策定し、それに基づいて作業を行わなければならない。

② ①による石綿解体・除去作業計画を策定した場合、これをその労働者に知らせなければならない。作業場に対する石綿調査の方法・終了日、石綿調査の要旨をその労働者が見やすい場所に掲示しなければならない。

- ・第490条(警告標識の設置)
- ・第491条(個人用保護具の支給・着用) ①防じんマスク(特級のみ対象)又は送気マスク、若しくは電動式呼吸保護具(第495条①の作業は送気マスク又は電動式呼吸保護具、②ゴーグル型保護眼鏡、③保護服、保護手袋及び保護靴)
- ・第492条(出入りの禁止) 第489条①に基づく石綿解体・除去作業計画を熟知し、第491条の個人用保護具を着用した者以外は石綿解体・除去作業場への出入りをさせてはならない。労働者は、事業主の許可なく立ち入ってはならない。

- ・第493条(喫煙等の禁止)
- ・第494条(衛生設備の設置等) ① 石綿解体・除去作業場に連結され、又は近隣する場所に、段着更衣所、シャワー室及び作業服更衣所等の衛生設備を設置し、必要な用品及び用具を備えておかなければならない。

② 石綿解体・除去作業に従事した労働者に個人保護具を作業服更衣所から脱いで密閉容器に保管するようしなければならない。

③ 労働者が作業中に一時的に作業場の外に出る場合には、高性能フィルター装着真空掃除機を使う方法等で、着用した個人保護具に付着した石綿粉じんを除去した後に出るようしなければならない

④ ②により保管中の個人保護具を廃棄し、又は洗浄する等、石綿粉じんを除去するために必要な措置を講じなければならない。

- ・第495条(石綿解体・除去作業時の措置) ①石綿含有吹付材、断熱材又は耐火被覆材-窓・壁・床等はビニール等の不浸透性遮断材で密封、負圧維持、結果を記録・保存(屋内作業場)／高性能フィルター装備石綿粉じん集じん装置等必要な対策(屋外作業場)／水・湿潤材を使用して湿式で作業／普段着更衣所、シャワー室及び作業着更衣所等の衛生設備を作業場と

接続して設置(屋内作業場)

②石綿含有壁体、床タイル及び天井材-窓・壁・床等はビニール等の不浸透性遮断材で密封／水・湿潤材を使用して湿式で作業／負圧維持、結果を記録・保存(物理的に破壊したり、機械等を使用して切断する作業の場合)

③石綿含有屋根材-解体された屋根材を直接地面に落としたり投げたりしない／水・湿潤材を使用して湿式で作業(安全上危険がある場合は除く)／暖房や換気のための通気口が屋根付近にある場合はこれを密封し換気設備の運転停止

④石綿含有その他の資材-窓・壁・床等はビニール等の不浸透性遮断材で密封(屋外作業場)／石綿粉じん集じん装置を運転する等の必要な措置(屋外作業場)／水・湿潤材を使用して湿式で作業

- ・第496条(石綿含有残留物の処理) ①石綿解体・除去作業完了後、作業過程で発生した石綿含有残留物等が当該作業場に残らないよう清掃等必要な措置を講じなければならない。

② 石綿解体・除去作業及び①に伴う措置中に発生した石綿含有残留物等をビニール等の袋に入れて密封した後、廃棄物管理法により処理しなければならない。

- ・第497条(残留物の飛散防止) ① 石綿含有残留物は湿式で清掃したり高性能フィルター装着真空掃除機を使って清掃する等、石綿粉じんが飛散しないようしなければならない。

② ①により清掃する場合において、圧縮空気を噴射する方法により清掃してはならない。

- ・第497条の2(石綿解体・除去作業基準の適用特例) 石綿含有率が1%以下の場合の作業については、第489条から第497条までの規定による基準を適用しない。

- ・第497条の3(石綿含有廃棄物処理作業時の措置) ① 石綿を1%以上含有する廃棄物(解体・除去作業に使用されたビニールシート・防じんマスク・作業服等を含む)を処理する作業であって、石綿粉じんが発生するおそれのある作業に労働者を従事させる場合には、石綿粉じんの発生源を密閉し、局所排気装置を設置し、または湿式方法

により作業させるなど、石綿粉じんが発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

② ①による事業主については、第464条、第491条第1項、第492条、第493条、第494条第2項から第4項まで及び第500条を準用し、①による労働者については、第491条第2項を準用する。

石綿安全管理法による規定

次に、石綿安全管理法による規制であるが、同法第4条は、①石綿の管理に関して、この法に規定されていない事項については、産業安全保健法、食品衛生法、廃棄物管理法、電気用品及び生活用品安全管理法、学校保健法その他の法律の定めるところによる、②石綿の管理に関し他の法律を制定し、又は改正する場合には、この法律に符合するようにならなければならない、と規定している。

建築物石綿の管理

建築物石綿対策に関するものは、まず、同法第5章「建築物石綿の管理」である。

● 建築物石綿調査

以下の建築物の所有者(学校等については建築物を管理する者、「建築物所有者」)に、以下の(1)又は(2)の条件に該当する日から1年以内に、石綿調査機関による石綿調査(「建築物石綿調査」)を義務づけている(法第21条第1項)。

- ・ 延べ床面積が500m²以上の以下の公共機関等が所有・使用する建築物-①国会、裁判所、憲法裁判所、中央選挙管理委員会、中央行政機関及びその所属機関並びに地方自治体、②公共機関、③特殊法人、④地方公営企業及び地方公団
- ・ 保育所、幼稚園及び学校(小中高校)
- ・ 不特定多数の利用する施設で以下に該当する建築物-①地下駐車場、②地下道商業施設で延べ床面積2,000m²以上、③鉄道駅待合室で延べ床面積2,000m²以上、③旅客自動車ターミナル待合室で延べ床面積2,000m²以上、④港湾施設待合室で延べ床面積5,000m²以上、⑤空港施

設旅客ターミナルで延べ床面積1,500m²以上、⑥図書館で延べ床面積3,000m²以上、⑦博物館又は美術館で延べ床面積3,000m²以上、⑧医療施設で延べ床面積2,000m²以上、病床数100床以上、⑨産後ケア施設で延べ床面積500m²以上、⑩高齢者介護施設で延べ床面積1,000m²以上、⑪大規模店舗、⑫葬儀場で延べ床面積1,000m²以上、⑫映画上映館、⑬予備校で延べ床面積430m²以上、⑭展示施設で延べ床面積2,000m²以上、⑮インターネットコンピュータゲーム施設で延べ床面積300m²以上、⑯室内駐車場で延べ床面積2,000m²以上、⑰入浴施設で延べ床面積1,000m²以上

・ 上記の施設に属さない建築物で以下に該当する建築物-①文化施設及び集会施設で延べ床面積500m²以上、②医療施設で延べ床面積500m²以上、③老人施設及び児童施設で延べ床面積500m²以上

- (1) 建築法第22条に基づく使用承認対象建築物-使用承認を受けた日
- (2) 建築法第19条第3項に基づく用途変更等第号又は第2号に該当しない建築物-他の法令で定める手続により当該建築物を使用する事業の届出・登録・認可・許可等の手続が完了し、当該建築物が使用可能となった日

産業安全保健法による一般/機関石綿調査が、「建築物・設備を解体・除去しようとする場合」としているのとは異なる。産業安全保健法第119条第2項の機関石綿調査を受けたか、又は受けている建築物等は建築物石綿調査の対象外とされる(法第21条第2項)一方、石綿安全管理法等他の法律に基づき石綿調査を実施した場合には一般石綿調査又は機関石綿調査を実施したものとみなす(産業安全保健法第119条第3項)とされている。

石綿調査機関は、建築物石綿調査を行うときは、産業安全保健法第119条第5項に定める建築物石綿調査の調査方法等に従わなければならない(法第21条第3項)ので、前出の「石綿調査及び安全性評価等に関する告示」に従うことになる。

建築物石綿調査の結果は、当該建築物所有者が、建築物管理法第30条第1項に基づく建築物の

解体の許可・届出時まで、又は同法第34条第1項に基づく建築物の滅失届出時まで記録・保存しなければならない(法第21条第4項)。

● 建築物石綿調査に基づく措置

建築物所有者は、建築物石綿調査の結果を、調査終了日から1か月以内に、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長(学校等の場合は教育監又は教育長)に提出しなければならない(法第22条第1項)。また、建築物管理人(調査完了日から1週間以内)、賃借人又は譲受人(賃貸借又は譲受契約前、賃貸借中に調査完了した場合調査完了後1か月以内)に対しても、建築物石綿調査結果を通知しなければならない(法第22条第1項)。

この場合、以下の基準以上の石綿建築資材が使用された建築物(「石綿建築物」)については、建築物に使用された石綿建築資材の位置、面積及び状態を示した建築物石綿地図を石綿調査機関に作成させ、併せて提出しなければならない(法第22条第1項)。

- ・ 石綿建築資材の使用面積の合計が50m²以上
- ・ 吹付材又は耐火被覆材

建築物石綿地図を作成する石綿調査機関は、施行規則別表3「建築物石綿地図の作成基準及び方法」に従わなければならない(法第22条第2項)。

石綿建築物の所有者は、石綿により人体に及ぼす危害を防止するため、施行令第33条に定める「石綿建築物管理基準」を遵守し、第35条に基づく石綿管理総合情報網を通じて石綿建築物管理台帳を作成しなければならない(法第22条第3項、ただし、労働者だけが常時従事する作業場所等については、産業安全保健法の定めるところによる)。

石綿建築物管理基準の内容は以下のとおり。

- ① 石綿建築物安全管理者を指定し、石綿建築物を管理しなければならない。石綿建築物安全管理者については後述。
- ② 6か月ごとに、石綿建築物の損傷状態及び石綿飛散の可能性等を調査し、必要な措置を実施しなければならない。措置に関する基準は、環境部告示「石綿建築物のリスク評価及び措置方

法」として定められている。

具体的には、空間別、資材別に、①物理的評価(損傷状態／飛散性／石綿含有量)、②振動／気流／漏水による潜在的損傷の可能性評価、③建築物の維持補修による損傷の可能性評価(形態／頻度)、④人体曝露可能性評価(使用員数／区域の使用頻度／区域の1日平均使用時間)に区分して評価(11の細分項目ごとに0～3点評価)し、項目別評価点数の合計で20以上が危害性等級「高」、12～19「中」、11以下「低」と評価。ただし、損傷があり飛散性が「高い」場合は評価点数と関係なく「高」を維持する。

「高」(損傷が非常に著しい)場合の措置-①除去(除去しなくても人体への影響を完全に遮断できる場合は当該区域の閉鎖又は当該建築資材の密封)、②保温材は完璧に補修できれば補修、③除去ではなく密封又は補修を行った場合は当該建築資材を持続的に維持・管理。

「中」(潜在的な損傷の可能性あり)場合の措置-①損傷に対する補修、②損傷の危険に対する原因除去、③解体・除去時の石綿飛散防止計画樹立、④補修しても潜在的な石綿曝露の危険が懸念される場合は除去。

「低」(潜在的な損傷の可能性低い)場合の措置-①資材又は設備に対する持続的な維持・管理、②資材又は設備が損傷した場合は直ちに補修、③資材を人為的に損傷させないようにする、電気工事、配管工事等建築物の維持補修工事の際に設備又は資材が損傷され、石綿が飛散しないように作業遂行。

「中」以上の石綿建築資材がある場所に所定の警告文を掲示又は付着しなければならない。

石綿建築物所有者は、調査及び措置の内容を、後出の石綿管理総合情報網の石綿建築物管理台帳に遅滞なく記録しなければならない。

前出告示に、「石綿建築物管理台帳の作成方法」として「作成例」が示されている

- ③ 室内空気中石綿濃度を測定させ、その結果を記録・保存し、測定結果が00.1個/cm³を超える場合は、補修、密封、区域閉鎖等の措置を実施する。

測定できる者は、①法第33条第1項に基づく石綿環境センター、②産業安全保健法第119条第2項に基づく石綿調査機関、③環境分野の試験・検査等に関する法律第16条第1項に基づき測定代行業の登録を受けた者、のいずれかである。

基準値を超えた場合には、①透過型電子顕微鏡を用いた交差分析を実施、②基準値を超えた場合、石綿建築物危害性等級別措置方法「高」基準を適用して措置、③室内空気中の石綿濃度の再測定、④基準値未満の場合、石綿建築物管理台帳に結果（測定値及び措置内容）作成、基準値を超えた場合には②から再び措置し、基準値未満の結果が出るまで実施するものとされている（前出告示）。

石綿建築物所有者は、法第22条第1項に基づき建築物石綿調査結果を提出した日が属する年の年の翌年1月1日を基準として2年ごとに測定し、その結果及び措置内容を、石綿管理総合情報網の石綿建築物管理台帳に遅滞なく記録しなければならない。

- ④ 電気工事等建築物の維持・補修工事を実施する場合は、事前に工事関係者に建築物石綿地図を提供し、工事関係者が石綿建築資材等を損傷して石綿を飛散させないよう監視・監督する等の必要な措置を講じる。

なお、石綿建築物の所有者は、石綿建築物が用途変更、廃業等により建築物石綿調査対象建築物に該当しなくなった場合、又は石綿建築資材の除去により石綿建築物に該当しなくなった場合、石綿建築物除外承認申請をすることができる。

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、石綿の飛散等により人体に危害を及ぼすおそれがあると認めた場合、石綿建築物所有者に対し、石綿の解体・除去、その他石綿の飛散防止に必要な措置を命じることができる（法第22条第4項）。命令を受けた者がその命令を履行しない場合、当該建築物の使用停止を命じることができる（法第22条第5項）。第4項及び第5項に基づく命令を履行した石綿建築物の所有者は、当該命令の履行状況を報告しなければならない（法第22条第6項）。使用停止命令を受けた石綿建築物の所有

者が、当該建築物を再び使用しようとする場合、承認を受けなければならない（法第22条第7項）。

● 石綿建築物安全管理者

石綿建築物の所有者は、本人、当該建築物の占有者又は管理者の中から1人以上を（その同意を得て）石綿建築物安全管理者として指定し、これを特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長に届出なければならない。石綿建築物安全管理者を変更する場合も同様とする（法第23条第1項）。

石綿建築物安全管理者は、石綿建築物の安全な管理のため、前出の施行令第33条に定める「石綿建築物管理基準」を遵守して、建築物を管理しなければならない（法第23条第2項）。

石綿建築物安全管理者は、建築物管理業務を代行させることができるが、①石綿調査機関（当該石綿建築物の石綿濃度測定を代行した者は除く）、②産業安全保健法第121条第2項に基づく石綿解体・除去業者、のいずれかに該当する者に代行させるのでなければならない。

石綿建築物安全管理者は、環境大臣（学校等の場合は教育大臣）が実施する石綿安全管理教育を受けなければならない（法第24条第1項、ただし、産業安全保健法に定める安全保健教育等を受けた場合はこの限りではない）。届出又は変更届出をした日から3か月以内に、8時間以上の石綿安全管理教育を受けなければならない。また、教育を受けた日が属する年の翌年1月1日を基準として、2年ごとに4時間以上の再教育を受けなければならない。

環境大臣は、石綿安全管理教育に要する費用の全部又は一部を当該石綿建築物の所有者から徴取することができる（法第24条第2項）とされ、環境部告示「石綿建築物安全管理者教育費用」で、新規教育-集合教育費用:45,000ウォン、再教育-集合教育費用:30,000ウォン、情報通信媒体を利用した遠隔教育費用:無料、と定められている。

環境大臣は、石綿安全管理教育を関係専門機関に委託することができる（法第24条第3項）。

スレート処理に関する特例

とりわけ1970年代に展開されたセマウル（「新し

い村づくり」を意味する) 運動によって、全国津々浦々で使用されることになった石綿スレートについて、石綿安全管理法第5章「建築物石綿の管理」の最後に、特例規定を設けている。

環境大臣、関係中央機関の長又は地方自治体の長は、スレートを屋根材又は壁材として使用した施設について、石綿の使用状況及び人体への有害性等を調査することができる(法第25条第1項)。

施設に使用された石綿の解体・除去・処理及び石綿の解体・除去・処理による施設の改良等に要する費用の全部又は一部を支援することができる(法第25条第2項)。

また、上述の施設に使用されたスレートを解体・除去・収集・運搬・保管又は処理しようとする者は、産業安全保健法第119条、第120条及び第123条、廃棄物管理法第13条の規定にかかわらず、施行令別表3「スレート処理等の基準及び方法」に従い、解体・除去・収集・運搬・保管又は処理することができる(法第26条)。

スレート処理等の基準及び方法は、①スレート解体・除去の措置基準、②廃スレート収集・運搬・保管・処理に関する具体的な基準及び方法からなるが、①の内容のみ紹介する。

- ・水・湿潤材を使用して湿式で作業しなければならない。
- ・解体したスレートを直接地面に落としたり投げたりしてはならない。
- ・スレートを解体・除去する過程で破片や残渣が発生しないよう十分な注意を払わなければならない。やむを得ず発生した破片、残渣等についてはポリエチレン、その他同様の材質の袋で包装しなければならない(飛散のおそれがある場合は、湿度調整等の措置後、堅固に密封するか、高密度防水材質の袋で二重包装したものに限る)。
- ・スレートを解体・除去する場所の隣接する場所に、普段着更衣室及び作業着更衣室を含む衛生施設を設置しなければならない。衛生施設は、石綿粉じん等を除去するため、粒子 $0.3\mu\text{m}$ 以上の粒子を99.97%以上捕集できる高性能フィルター装着真空掃除機等で清掃できるようにしなければならない。

・衛生施設の設置に際し、工場内のスレート解体・除去作業時には、シャワー施設を設置するか、隣接する場所のシャワー施設を利用できるようにしなければならない。

・解体・除去した廃スレートは、定められた包装材質及び包装方法で包装し、運搬車両に廃スレートを積み下ろしする際には、袋が破れないようにしなければならない。

・スレート解体・除去作業計画の策定、警告標識の設置、個人保護具の支給・着用、出入りの禁止、喫煙等の禁止は、産業安全保健法施行規則第489条から第493条までの規定を準用する。ただし、スレート解体・除去作業計画の策定は、工場及び延べ床面積 200m^2 以上の建築物に対してのみ適用する。

・個人保護具の支給・着用において、作業時に多量の粉じんが飛散して労働者の目に障害を与える危険性が高いと判断される場合を除いて、ゴーグル眼鏡の支給・着用は義務としない。

さらに、以上に関わらず、以下のいずれかに該当する場合には、特別自治市・特別自治道・市・郡・区の条例で定める方法に従って、スレート処理等を行うことができる。

- ・住宅のスレート面積の合計が 50m^2 以上であり、所有者が自らスレートを解体・除去する場合
- ・島嶼においてスレートを収集・運搬・保管・処理する場合
- ・スレートを収集・運搬する車輛が通行できない山間部や僻地等においてスレートを収集・運搬・保管・処理する場合
- ・災害により損傷又は破壊されたスレートを収集・運搬・保管・処理する場合
- ・その他、上記に準ずる事由に該当する場合

石綿解体作業場周辺環境等の管理

石綿安全管理法はさらに、第6章「石綿解体作業場周辺環境等の管理」で、前出の特別規制の対象となる産業安全保健法第122条第1項に基づき建築物・設備から石綿を解体・除去する作業(「石綿解体・除去作業」)について、追加の規制を設定している。とりわけ発注者に対して規制を追

加している点が特徴的である。

● 発注者の責任等

条文の順序は前後するが、発注者には、以下のような一般的義務が定められている（法第31条第1～3項）。

- ① 石綿により住民の健康と環境に及ぼす被害を最小限に抑えるよう努めなければならない。
- ② 建設工事を施工する者に対し、施工方法、工事期間等に関して、作業場周辺の石綿排出許容基準（後述）を遵守することが困難な条件を付してはならず、工事費用に石綿の解体・除去及び廃石綿の処理費用を反映しなければならない。
- ③ 石綿飛散程度測定（後述）時に、測定機関に測定値を操作させる等、測定・分析結果に影響を与える指示をしてはならない。

● 石綿解体・除去作業情報の公開

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、管轄区域において石綿解体・除去作業がある場合、その事実を公開しなければならない（法第27条）。

これは、その事実を知った日から作業完了日まで、以下の事項を含む石綿解体・除去作業計画を地方自治体のインターネットホームページに公開するのが原則で、それが困難な場合は、石綿解体・除去作業計画の閲覧場所及び期間をインターネットホームページに掲示することとされている。

- ・石綿解体・除去作業場の名称及び所在地
- ・石綿解体・除去作業の内容
- ・石綿解体・除去作業の期間
- ・産業安全保健法に基づく調査結果書
- ・その他、石綿解体・除去作業に関連して公開が必要な事項

また、石綿解体・除去作業を行う者（「石綿解体・除去業者」）に対し、作業期間中、作業場周辺地域に、所定の「石綿解体・除去作業場案内板」を設置させなければならない。

● 作業場周辺石綿排出許容基準の遵守等

石綿解体・除去業者は、作業場周辺石綿排出

許容基準（0.01個/cm³）を遵守しなければならない（法第28条第1項）。

石綿解体・除去作業及び石綿解体・除去作業を伴う建設工事の発注者（「発注者」）は、測定機関に石綿飛散程度を測定させ、遅滞なく特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長にその結果を提出しなければならない（法第28条第2項、ただし、小規模建築物等はこの限りでない）。

「小規模建築物等」は、解体・除去しようとする石綿建築資材の使用面積の合計が500m²未満の建築物・設備で、吹付材・耐火被覆材が使用されていない場合に限る。

測定機関は以下のいずれかでなければならない。

- ・法第33条に基づく石綿環境センター
 - ・環境分野の試験・検査等に関する法律第16条第1項に基づく多目的利用施設等の室内空間汚染物質測定代行業者（石綿解体・除去業者が室内空間汚染物質測定代行業者に該当する場合は、他の室内空間汚染物質測定代行業者）
 - ・石綿調査機関（石綿解体・除去業者が石綿調査機関に該当する場合は、他の石綿調査機関）
- 測定地点は作業所の敷地境界地及びその他必要な地点、測定時期は石綿解体・除去作業の開始日から完了日までとされている。

環境部告示として、「石綿解体・除去作業場周辺石綿飛散管理のための調査方法」が定められており、①総則、②試料採取地点選定、③試料採取時期（敷地境界線又は敷地内作業境界線：作業開始1～3日前1回+作業中毎日、作業場周辺室内・外：作業中毎日等）、④試料採取方法及び分析方法、⑤分析機関、という章建てである。

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、提出された測定結果を、遅滞なく当該地方自治体のインターネットホームページに公開しなければならない（法第28条第3項）。また、公開実績を四半期ごとに環境大臣に提出しなければならない。

また、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、以下の作業において、作業場周辺の石綿排出許容基準を遵守しているかどうか確認するため、当該作業場周辺において石綿飛散程度を測定し、その結果を公表しなければならない（法第

28条第4項)。

- ・石綿建築資材が使用された面積の合計が5,000 m²以上の建築物等の解体・除去を行う作業
- ・都市及び住宅環境整備法第2条第2号各号のいずれかに該当する作業
- ・都市再整備促進のための特別法第2条第2号に基づく再整備促進作業

この場合の飛散程度測定は法第28条第2項の飛散程度測定に準じている。

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、前出法第28条第2項又は第4項に基づき石綿の飛散程度を測定した結果、石綿解体・除去業者が作業場周辺排出許容基準を遵守していないことが確認された場合、遅滞なく石綿解体・除去作業の中止を命じなければならない(法第29条第1項、作業中止権)。

中止命令を受けた石綿解体・除去業者が石綿解体・除去を再開しようとする場合は、作業場周辺石綿出許容基準の遵守に必要な改善計画を、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長に提出し、承認を受けなければならない(法第29条第2項)。特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、提出を受けた改善計画について必要がある場合は、その改善を要請することができるとともに、改善計画を承認した場合には、関係公務員にその履行状況を確認させなければならない。

産業安全保健法によって石綿解体・除去業者に作業完了後濃度測定が義務づけられる一方、石綿安全管理法によって、発注者に(作業前も含み)作業中毎日の飛散程度測定が義務づけられ、さらに一定の作業については、地方自治体による飛散程度測定も義務づけられるという構造である。

● 石綿解体作業監理人の指定等

発注者には以下が義務づけられる。

- ① 石綿解体・除去作業の開始までに、石綿解体・除去作業の安全な管理のため、石綿解体・除去作業の監理人(「石綿解体作業監理人」)を指定しなければならない(法第30条第1項)。
- ② 石綿解体作業管理人を指定した場合、当該石綿解体・除去作業を開始する日の7日前まで

に、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長にこれを届出しなければならない(法第30条第2項)。

- ③ 届出した事項のうち、監理業務契約又は監理人を変更した場合、変更の日から7日以内に、変更届出をしなければならない(法第30条第3項)。特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長は、届出又は変更届出を受けた場合、その内容を審査し、この法律に適合するときは、届出を受けた日から7日以内に、届出を承認しなければならない(法第30条第4項)。

石綿解体作業監理人の指定及び配置基準、監理完了報告、監理員教育等石綿解体・除去作業の監理業務遂に必要な事項は、環境大臣、雇用労働大臣及び国土交通大臣が協議のうえ、共同で告示する(法第30条第5項)とされ、共同告示として「石綿解体作業監理人基準」が定められている。

同監理人基準によると、発注者は、以下のいずれかに該当する作業場に監理人を指定しなければならない。

- ① 除去・解体しようとする建築物・設備に石綿を含有する吹付材又は耐火被覆材が使用された作業場
- ② 除去・解体しようとする建築物・設備に使用された上記以外の石綿建築資材の面積が800m²以上の作業場

以下のいずれかに該当する者は、当該石綿解体・除去作業の監理人になることはできない。

- ・当該建築物・設備の石綿解体・除去を行う者
- ・当該建築物・設備の石綿調査を実施した機関
- ・当該石綿解体・除去作業場の石綿の飛散程度測定を行う機関
- ・産業安全保健法に基づき当該石綿解体・除去作業に対する空気中石綿濃度を測定する者が所属する石綿調査機関又は作業環境測定機関
- ・上記に該当する者の独占禁止法及び公正取引に関する法律第2条第12号による系列会社
- ・上記に該当とする者が加入した非営利法人

発注者、石綿建築物所有者、石綿解体・除去業者等は、監理人の指定を避けるために、石綿建築資材の面積を800m²未満に縮小したり、分割して申

告しない。

発注者は、監理人に以下の配置基準に従って、監理員を配置するようしなければならない（天災地変等の場合は例外あり）。

- ① 上記①該当作業場：高級監理員1人以上
- ② 上記②該当作業場のうち石綿建築資材面積が2,000m²を超える作業場：高級監理員1人以上
- ③ 上記②該当作業場のうち石綿建築資材面積が2,000m²以下の作業場：一般監理員1人以上
- ④ 前出の特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長が石綿飛散程度測定を行う対象作業場であって工区を分けて同時期に石綿解体・除去を施工する作業場：工区別に上記基準によるが、石綿建築資材が800m²未満の工区にも一般監理員1人以上

上記②又はここにあげた②～④による石綿建築資材面積は、最近1年間に同じ作業場で産業安全保健法第122条第3項により届出された石綿解体・除去作業がある場合、これを合算した面積とする。

発注者は、産業安全保健法第122条第3項により届出された石綿解体・除去作業を含む期間中、監理人を指定しなければならない。

監理人は、配置された監理員が産業安全保健法施行規則第495条によりビニール等不浸透性遮断材で密封する等の準備作業を着手する時点から、石綿解体・除去により発生した廃石綿が廃棄物管理法施行規則、残材の在留確認等の石綿安全性確認が終了する時点まで、石綿解体・除去作業場に常駐し、監理業務を遂行するようしなければならない。

監理員になろうとする者は、国立環境人材開発院、産業安全保健教育院又はその他に環境大臣が認める専門機関が実施する監理員職務教育を受け、教育修了試験の結果60点以上を獲得しなければならないが、監理人基準別表1「石綿解体・除去監理員職務教育過程」に、一般監理員及び高級監理員ともに講義29時間+実習6時間のカリキュラムが示されている。監理員教育を修了した者は、修了日を基準にして毎3年となる日の前後6か月以内に、専門機関で実施する補修教育（講義のみ7時間）を受けなければならない。

● 石綿解体作業監理人の登録等

また、監理員になろうとする者は、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（「市道知事」）に登録しなければならない。重要な事項（名称、代表者、主たる事務所の所在地、所属監理人）を変更する場合も同様とする（法第30条の2第1項）。

監理人は、登録証を他人に貸与してはならない（法第30条の2第2項）。

登録基準及び手続等に必要事項は、施行令別表3の2「石綿解体作業監理人登録基準」で定める（法第30条の2第3項）。主な内容は以下のとおり。

資格基準：以下のいずれかに該当する者

- ・韓国産業安全保健公団
- ・建築士事務所開設届出をした者
- ・総合専門分野又は設計・事業管理専門分野のうち一般又は建設事業管理分野として登録した建設エンジニアリング事業者
- ・作業環境測定機関
- ・環境分野の試験・検査等に関する法律第16条第1項に基づく多目的利用施設等の室内空間汚染物質の測定業務を代行する営業の登録をした者
- ・石綿環境センター
- ・その他、石綿安全管理を目的として環境大臣又は雇用労働大臣から許可を受けて設立した非営利法人

技術人材基準：高級監理員又は一般監理員を2人以上備えること（以下省略）

施設・装備基準：省略

以下のいずれかに該当する者は、監理人の登録をすることができない（法第30条の3）。

- ・成年後見人又は限定後見人
- ・破産宣告を受けて復権していない者
- ・監理人の登録が取り消された日から2年を経過しない者
- ・役員のうち上記のいずれかに該当する者がいる法人

● 石綿解体作業監理人の業務等

石綿解体監理人の業務は以下の事項である（法

第30条の4第1項)。

- ① 作業場周辺の石綿排出許容基準の遵守状況の管理
- ② 産業安全保健法第38条の5第1項に定める〔作業完了後〕石綿濃度基準の遵守状況の管理
- ③ 石綿解体・除去作業計画の適切性審査及び計画の実施状況の確認
- ④ 近隣地域住民に対する石綿曝露防止対策の検討
- ⑤ 石綿解体・除去業者の関連法令順守状況の確認
- ⑥ 石綿解体・除去作業／石綿の飛散程度測定／空気中の石綿濃度測定／作業中に発生した廃棄物の保管についての管理・監督
- ⑦ 石綿解体・除去作業中の苦情又は被害発生に関する管轄地方自治体への報告
- ⑧ 石綿解体・除去作業完了時、作業場及びその周辺における石綿残留物の確認
- ⑨ 石綿解体・除去作業監理の完了報告

また、監理人は各事項の業務を行うために、監理員を現場に配置して常駐させ、個人保護具を支給する等監理員の安全を確保するための措置を講じなければならない。

⑧⑨及びまた書きに関する事項については、前出の「石綿解体作業監理人基準」で定められ、特殊健康診断の実施等、産業安全保健法を遵守するよう求めている。

監理人は、石綿解体・除去作業が作業場周辺石綿排出許容基準又は石綿濃度基準を遵守することが困難であると判断した場合、石綿解体・除去業者に対し、以下の措置を要請しなければならない(法第30条の4第2項)。

- ① 石綿解体・除去作業の是正(作業場周辺石綿排出許容基準を超える場合に限る)
- ② 石綿解体・除去作業の中止(作業場周辺石綿排出許容基準を超える場合に限る)
- ③ 産業安全保健法第38条の5第3項に定める建築物・設備の解体・除去の中止(石綿濃度基準を超える場合に限る)

監理人は、石綿解体・除去業者が条上記の措置を要請されたにもかかわらず、石綿解体・除去業

作業を継続する場合、地方環境庁の長又は特別自治市長、特別自治道知事、市長、郡長、区長又は地方雇用労働官署の長に報告しなければならない。この場合、報告を受けた者は、遅滞なく作業中止を命じなければならない(法第30条の4第3項)。

上記の措置を要請され、これを履行した石綿解体・除去業者及び前項後段に基づく作業中止命令を受けた石綿解体・除去業者が石綿解体・除去作業を再開しようとする場合は、作業場周辺石綿排出許容基準又は石綿濃度基準の遵守に必要な改善計画を、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡長・区長又は地方雇用労働官署の庁に提出し、承認を受けなければならない。この場合、石綿解体作業監理人にその改善計画を審査させなければならない(法第30条の4第4項)。

改善計画に含めなければならない事項及び承認手続等については、施行令第42条の2で定める(法第30条の4第5項)。

● 石綿解体作業監理人の評価等

環境大臣は、登録した石綿解体作業監理人について評価し、その結果を公表しなければならない(法第30条の5第1項)。

環境大臣は、評価を行うため、石綿解体作業監理人の人材及び設備の保有状況、監理実績、行政処分歴等必要な事項に関するデータベースを構築することができる(法第30条の5第2項)。

評価の基準・方法及び結果の公開方法等必要な事項は、施行規則別表5の2「石綿解体作業監理人评价の基準及び方法」及び環境部「石綿解体作業監理人评价等に関する告示」で定める(法第30条の5第3項)。

評価を実施するのは韓国環境公団で、①技術人材及び施設・設備保有状況、②業務遂行体制、③業務遂行成果に関する項目の総合評価点数の算出により、合計得点90点以上を「非常に優秀」、以下10点刻みで「優秀」、「良好」、「普通」、60点未満を「不十分」と評価するものである。

なお、評価結果に対する異議申し立ての手続も定められているが、環境大臣は、評価結果を環境省のインターネットホームページ及び情報網を通じ

て公開しなければならないとされている。

市道知事は、石綿解体作業監理人が以下のいずれかに該当する場合、その登録を取り消し、又は6か月以内の期間を定めて営業の停止を命じることができる。ただし、①、②、④又は⑤に該当する場合、登録を取り消さなければならない(法第30条の6第1項)。

- ① 虚偽又はその他の不正な手段により登録をした場合
- ② 他人に登録書を貸与した場合
- ③ 登録基準を満たさなくなった場合
- ④ 登録の欠格事由のいずれかに該当することとなった場合
- ⑤ 2年間に3回以上営業停止処分を受けた場合
- ⑥ 後述の是正命令を履行しない場合

市道知事は、石綿解体作業監理人が以下のいずれかに該当する場合には、一定の期間を定めて是正を命じることができる(法第30条の6第2項)。

- ① 登録基準を満たさなくなった場合
- ② 評価等級「不十分」に該当する評価結果を受けた場合

登録取消及び営業停止の基準並びに是正命令の期間は、施行令別表第3の3「石綿解体作業監理人の行政処分基準」で定める(法第30条の6第3項)。同行政処分基準では、直近2年間に同一の違反行為により行政処分を受けた場合、違反行為の回数に応じた過重行政処分が課される仕組みになっていることが特徴的である。

石綿環境センター等

なお、これまでに出てきた「石綿環境センター」及び「石綿管理総合情報網」は、建築物石綿対策のみに関係するものではないが、石綿安全管理法の附則のなかで以下のように規定されている。

● 石綿環境センター

環境大臣は、石綿の体系的な管理、石綿による被害の予防及び廃棄物管理法第13条に定める基準及び方法に従った廃石綿の安全かつ経済的な処理等に関する調査・研究、技術開発及び石綿の管理・処理等に関する事業推進のため、以下の機

関を石綿環境センターとして指定・運営することができる(第33条第1項)。

- ・ 国立研究機関
- ・ 高等教育法第2条に定める学校
- ・ 韓国環境公団、その他

石綿環境センターとして指定を受けようとする機関は、環境大臣に申請しなければならない(第33条第2項)。環境大臣は、指定した石綿環境センターに対し、予算の範囲以内でその事業に必要な費用の全部又は一部を補助することができる(第33条第3項)。石綿環境センターの指定手続及び運営等必要な事項は、施行令で定める(第33条第4項)。

法第34条では、石綿環境センターの指定取り消し等について規定している。

● 石綿管理総合情報網

環境大臣は、体系的かつ円滑な石綿管理のため、石綿管理総合情報網(「情報網」)を構築・運営することができる(法第35条第1項)。環境大臣は、情報網の構築・運営を韓国環境公団又は石綿環境センターに委託することができる。また、環境大臣は、情報網を構築・運営するため、関係行政機関、地方公共団体又は関連団体等の長に対し、必要な資料の提出を請求することができる。この場合、関係機関等の長は、特別な理由がない限り、その請求に従わなければならない(法第35条第2項)。

罰則

罰則についても、簡単に紹介しておきたい。

産業安全保健法の関係する主な罰則規定は以下のとおり(500万、300万ウォン以下の罰金も定められているが、省略する)。

- ・ 5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金-第122条第1項(石綿解体・除去業者による石綿の解体・除去)違反
- ・ 3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金-第123条第1項(解体・除去する者の作業基準遵守)違反、第119条第4項(石綿調査関係)による命令違反
- ・ 5千万ウォン以下の罰金-第119条第2項の機関

石綿調査を行わずに、又は、第124条第3項に違反して建築物・設備を解体・除去

石綿安全管理法の関係する主な罰則規定は以下のとおり。

- ・3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金-第22条第5項（使用中止命令）、第29条第1項（作業中止命令）に従わなかった者
- ・1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金-第30条第1項に違反して石綿解体作業監理人を指定しない者、第30条の2第2項に違反して登録せず監理業務をした者、第30条の4第2項各号の措置要請を受けてもこれに従わなかった者、第30条の4第3項後段による作業中止命令を受けてもこれに従わなかった者

以上に関しては、法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は個人の業務に関し、以下のいずれかに該当する違反行為をした場合、当該行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該罰金刑を科すという「両罰規定」が設けられている（法第48条、ただし、法人又は個人が当該違反行為を防止するため、当該業務に関して相当の注意と監督を怠らなかった場合は、この限りでない）。

- ・2千万ウォン以下の罰金-第21条第1項に違反して建築物石綿調査を行わなかった者または虚偽の建築物石綿調査を行った者、第28条第1項に違反して作業場周辺石綿排出基準を守らなかった者、第31条第2項に違反して条件を付すか、工事費用に石綿除去費用等を反映しなかった者
- ・1千万ウォン以下、500万ウォン以下、200万ウォン以下の罰金も定められているが、省略する。

上記に関しては、施行令別表5「罰金の賦課基準」が定められており、直近1年間に同一の違反行為により罰金の賦課処分を受けた場合、違反行為の回数に応じた過重罰金が賦課される仕組みになっていることが特徴的である。

石綿管理基本計画

わが国の大気汚染防止法が「特定粉じん排出等作業」としての特定建築材料（吹付け石綿その

他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物等の解体等作業しか扱っていないのに対して、韓国の石綿安全管理法は、ここで紹介した第5章「建築物の石綿管理」及び第6章「石綿解体作業場周辺環境等の管理」の他に、第4章で「自然発生石綿の管理」を扱い、また、第3章「石綿含有製品等の管理」で、使用禁止等、輸入者による自己測定、第4章と関連する「地質作用により自然に石綿を含有する可能性のあることが知られているタルク等の鉱物」=「石綿含有可能性物質の管理」も扱っている。「石綿環境センター」及び「石綿管理総合情報網」はこれらの目標にも対応している。

このような包括性をもっとも象徴しているのが、以下の「国等の責務」の規定（法第3条）及び第2章「石綿管理基本計画等」であろう。

● 国等の責務

国及び地方公共団体は、石綿による環境及び国民の健康への被害を予防するため、石綿の安全管理に必要な施策を策定・実施しなければならない（法第3条第1項）。

事業者は、事業活動により発生し得る石綿による環境及び国民の健康への被害を防止するため、必要な措置を講じ、国及び地方公共団体の施策に積極的に参加・協力しなければならない（同前第2項）。

すべての国民は、国及び地方自治体が策定・実施する政策の円滑な推進のため、積極的に協力しなければならない（同前第3項）

● 石綿管理基本計画等

政府は、5年ごとに石綿管理基本計画（「基本計画」）を策定・実施しなければならない。基本計画を策定するに当たっては、特別市市長、広域市市長、特別自治市市長、道知事、特別自治道知事（「市道知事」）及び関係専門家の意見を聴くことができる。（法第5条第1項）。

基本計画には、以下の事項を含めなければならない（法第5条第2項）。

- ① 石綿管理の基本目標及び推進方向
- ② 石綿管理に関する主要な推進計画
- ③ 石綿管理の現状及び今後の見通し

- ④ 石綿管理に関する各種事業の財源調達方法
- ⑤ 石綿管理に関する専門人材の育成方策
- ⑥ 石綿管理に関する研究・調査計画

環境大臣、関係中央行政機関の長及び市道知事は、毎年、基本計画を実施するための部門別又は地域別の詳細計画（「実施計画」）を策定・実施しなければならない（法第6条第1項）。

環境大臣は、関係中央行政機関の長に対し、当年度実施計画及び前年度推進実績資料の提出を請求することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な理由がない限り、その要請に従わなければならない（法第6条第2項）。市道知事は、当年度実施計画及び前年度推進実績資料を提出しなければならない（法第6条第3項）。

● 実態調査

環境大臣、関係中央行政機関の長及び市道知事は、基本計画及び実施計画を効率的に策定・推進するため、石綿の利用及び管理等に関する実態調査を実施（法第7条第1項）及び公表しなければならない（法第7条第2項）。また、環境大臣は、実態調査の客観性及び効率性を高めるため必要と認める場合、関係行政機関及び民間団体等と共同で実態調査を行うことができる（法第7条第4項）。実態調査の範囲、方法、その結果の公開等に必要事項は施行で定められており（法第7条第5項）、以下のとおり。

実態調査の範囲（以下の全部又は一部に対して行うことができる。）

- ・石綿又は石綿含有製品（「石綿等」）の利用・管理等に関する事項
- ・石綿含有可能物質の利用・管理等に関する事項
- ・自然発生石綿の分布地域管理等に関する事項
- ・建築物石綿の管理等に関する事項
- ・スレートが使用された施設物等に対する石綿の使用実態及び処理等に関する事項
- ・石綿解体・除去事業場の周辺環境等の管理等に関する事項
- ・その他石綿被害防止及び管理のための政策の確立及び施行に必要な事項

実態調査の方法

- ・定期調査：環境大臣、関係中央行政機関の長及び市道知事が3年ごとに実施
- ・随時調査：環境部長官、関係中央行政機関の長及び市道知事が必要と認める場合に実施

● 石綿安全管理委員会

基本計画の策定・変更、実施計画の策定、後述の実態調査等に関する事項は、環境保護法施行令第7条の2に基づく、委員長を含めて20人以内の以下のいずれかに該当する委員で構成される石綿安全管理委員会の審議を経るものとされている。

- ・企画財政部、教育部、国防部、行政安全部、農林畜産食品部、産業通商資源部、雇用労働部、国土交通部及び食品医薬品安全処の関係公務員の中から所属機関の長が指名する者各1人
- ・石綿管理に関する知識と経験が豊富な人の中で委員長が委嘱する者
- ・石綿安全管理委員会委員のうち、委嘱委員の任期は3年とし、1回だけ延任することができる。

● 第3次基本計画と具体的石綿除去目標

最新の石綿管理基本計画は、2023～27年度の5年間を対象とした「第3次石綿管理基本計画」であり、2024年7月号で紹介している。これには、ここで紹介した内容の改定経過等にふれた内容も含まれており、ぜひ参照していただきたい。特筆したいのは、以下のような解体・除去目標時期が確立されていることである。

- ・2025年までに軍石綿含有建築物の石綿解体・除去（国防部、石綿安全管理法非適用）
- ・2027年までに学校石綿含有建築物の石綿解体・除去（教育部）
- ・2033年までに住宅建築物からの石綿スレートの除去・処理（環境部）

スレート処理支援国庫補助事業

国防部と教育部が各々の予算で対応しているのに対し、最後の住宅スレート処理は、前出の石綿全管理法第25条第2項に基づく国庫補助事業である。

環境部が2025年1月に策定した「スレート処理支援国庫補助事業業務処理指針」の概要を紹介する（[]書きは編集部による注意書き）。

□ 概要

1. 目的

○スレート処理支援事業に対する国庫補助金支援基準及び手続き等関連業務を処理するために必要な事項を規定

2. 主要根拠法令

○「石綿安全管理法」（環境部）スレート処理等特例規定

○「産業安全保健法」（雇用労働部）スレート解体・除去等規定

○「廃棄物管理法」（環境部）廃スレート（指定廃棄物）収集・運搬・保管・処理等規定

○「建設産業基本法」（国土交通部）専門工事等規定

○「建築物管理法」（国土交通部）建築物申告・許可等規定

○「補助金管理に関する法律」（企画財政部）：補助金交付・執行、事業遂行、補助金の返還及び制裁等規定

3. 事業内容

○事業名：スレート処理支援

○2025年度事業費（国費）：合計728億ウォン

－住宅スレート [石綿スレートを屋根材又は壁として使用した住宅] 除去・処理：485億ウォン

－非住宅スレート [石綿スレートを屋根材又は壁として使用した住宅外建築物で、支援対象は倉庫、畜舎、高齢者及び児童施設] 除去・処理分野：163億ウォン

－住宅スレート除去後の屋根改良分野：80億ウォン

4. 用語の定義（省略）

5. 事業推進手順

【需要把握及び予算申請書の提出】（基礎地方自治体→広域地方自治体 [前出の「市道」が該当]→地方自治体委員会（企画財政部運営））

○期間：前年度4月30日まで



【事業告知】（地方自治体）

○期間：当該年度1月31日まで

○地方自治体ホームページ等に事業目的、申請手続き及び資格、申請期間などを詳細に告知



【工事業者等選定】（地方自治体）

○期間：2月28日まで

○契約法令の遵守、告知期間の短縮



【補助金支援申請書の提出】（申請者→地方自治体）

○期間：随時・事前提出又は地方自治体が別途定める期間

○申請書、建築物位置図、写真等の提出



【補助金支援対象者の選定】（地方自治体→申請者）

○期間：予算（物量）がなくなるまで、又は地方自治体が別途定める期間

○優先支援世帯を先に支援対象者に選定



【スレート除去・処理及び屋根改良】（工事業者 [地方公共団体（又は委託業者）と契約を結んで申請者のスレートを除去・処理する者及びスレート除去・処理後、屋根を改良する者を言う]）

○関係法令等で定める基準及び規定遵守

○面積調査書、スレート解体作業点検表など作成



【補助金支給申請】（工事業者→地方自治体）

○面積調査書、スレート解体作業点検表など補助金支給に必要な書類提出



【補助金支給】（地方自治体→工事業者）

○工事業者が指定した口座に補助金を支給



【実績報告及び精算等】（基礎地方自治体→広域地方自治体→環境部）

○月別事業推進及び執行点検報告（毎月23日まで）

○精算報告（会計年度終了後2か月以内）

※補助金統合管理網（e国ヘルプ、韓国財政情報院）とスレート管理システム（環境公団）に執行・実績入力完了後精算報告

特集/韓国の建築物石綿対策

スレート処理支援国庫補助事業の支援金額(国費+国費対応地方費[5:5で執行])

支援分野		優先支援世帯	一般世帯
スレート建築物	住宅除去・処理 (敷地内付属建物含む)	棟当り全額支援	棟当り352万ウォンの範囲内の小規模住宅を優先支援し、最大700万ウォンの限度内で支援
	非住宅(倉庫、畜舎、高齢者及び児童施設)除去・処理	棟当りスレート除去面積200㎡以下に該当する除去・処理費支援 ※元ハンセン病患者の廃畜舎除去・処理支援基準はII7参照[省略]	
	住宅屋根改良	棟当り最大1千万ウォンの限度内で支援	棟当り300万ウォンの範囲内の小規模住宅を優先支援し、最大500万ウォンの限度内で支援

※自治体は、当該年度事業が当該年度に完了できるように申請受付及び工事発注早期施行など一定調整して事業推進

□ 支援対象・範囲・金額

- 支援対象：スレート建築物
 - 支援範囲
- 建築物の屋根材または壁体として使用されたスレートの解体・除去・運搬・処理及びこれによる屋根改良(住宅のみ)費用の全部又は一部
 - 上塗りした屋根[スレート屋根の上にカラー鋼板(リサイクル事業者が回収を好む)など新しい屋根材を重ねた場合]の場合、廃スレートと廃建築資材分離費は支援するが、廃建築資材の廃棄物運搬・処理費は本人負担(ウレタンフォームなどスレート屋根と接着して分離が不可能な場合はスレート運搬・処理費用で支援可能)
 - 3. 支援金額(国費+国費対応地方費)[別掲表]
 - 4. 一般事項(一部省略)
 - 地方自治体は補助金に相当する地方費を編成し、国費と地方費編成比率で補助金執行・返却がなされなければならない。
 - この指針による支援金額・基準・範囲は国費と国費対応地方費全体に対して適用されるものであり、国費対応地方費も国費と同じ支援金額・基準・範囲を適用して執行されなければならない。
 - 指針で定める支援金額・基準・範囲外追加的に支援しようとする場合は、国費対応地方費以外に追加的に地方費を編成しなければならない。
 - ※国費対応地方費以外の追加編成地方費は地方自治体が同事業の趣旨から逸脱しない範囲内で独自の計画を策定して執行可能
 - 地方自治体は支援申請者の支援可否決定時に

支援金が一人に集中されるよりも多数に分配されるように決定するが、小規模スレート建築物が優先支援されるようにしなければならない。

※自治体または公共機関が所有する建築物は除く

○地方自治体は、石綿管理基本計画(2023~27)によるスレート除去のうち長期計画(2033年まで住宅除去完了)を履行しなければならない。

- 該当地域内のスレート建築物残量等を実態点検し、除去計画の履行時に支障をきたさないようにしなければならない

○地方自治体は地方費編成前に交付された国庫に対して優先執行可能
以下省略(全文は60頁)。

なお、「『優先支援世帯』の対象と選定基準」は以下のとおりとされている。

- ①基礎受給者：「基礎生活保障法」による(所得認定額が中位所得の30~50%以下で特殊な事情により最低生計費に及ばない、毎月一定の生活費受給)。証明書類「基礎生活受給者証明書」
- ②次上位階層：「基礎生活保障法」による(中位50%以下、一定の現金給付はないが自活給付を受給)。証明書類「次上位階層証明書」
- ③その他の脆弱階層：以下(a)又は(b)に該当する場合で、具体的な対象又は条件は予算事情に応じて自治体が定めて支援可能
 - (a)(対象)ひとり親、多子女、独居高齢者、障害者、国家有功者を含む世帯など
 - (b)(条件)所得レベルが基準のうち所得以下世帯(地域別の特性により、地方自治体長が中位所得以内でさらに制限可能)
証明書類「健康保険料納付確認書等自治体が定めた支援基準証明書類」

学校施設の石綿解体・除去

最後に、「学校施設石綿解体・除去ガイド」の内容も簡単に紹介しておく。「学校施設の石綿解体・除去作業をより効率的に推進するため」17広域自治体教育委員会が市道教育庁・関係中央機関と協議のうえ2018年に最初に策定したもので、2019年と2023年4月に改正されている。一般事項、学校施設の石綿解体・除去、参加者別安全管理業務、付録、という章立てで、「学校施設の石綿解体・除去」の「段階別主要内容」の「計画段階」の内容は以下のとおり(他は、設計段階及び解体・除去段階)。

① 対象校選定

- 教育庁は学校施設の石綿解体・除去作業の前年度に校長と協議し、対象校及び工事範囲を確定する。学校(校長)は学校石綿協議会を構成し、学校施設の石綿解体・除去計画を立案する。この協議会には校長と学校石綿建築物安全管理者、学校安全担当教員、事務室長、保護者代表、校長が指定する教職員などを含め、作業日程及び範囲などを決定し、環境改善工事との連携工程に必要な事項を決定する。
- 学校長が教育庁に石綿解体・除去申請を行う場合、学校運営委員会を経る必要があり、未協議の場合は後順位で石綿解体・除去を進める。石綿解体・除去を行わず石綿の安全性が確保されていない学校の場合、学校環境改善工事は可能な限り行わないようにする。
- 石綿地図検証未完了の学校は石綿解体・除去対象校から除外し、石綿地図の事前検証完了後に事業対象校として選定する。

② 作業範囲及び執行時期の決定

- 学校施設の石綿解体・除去工事は、学校単位で作業することを原則とし、やむを得ない場合にのみ建物単位または階単位で作業を行う。また、作業範囲には石綿建材だけでなく軽量鉄骨(M-bar)なども含めて解体・除去する。ただし廃棄物処理において、石綿建材は指定廃棄物として、軽量鉄骨などはビニールで保護された作業場内で石綿を完全に除去し、廃材(リサイクル)処

理が可能である。

- 適切な空気確保のため、石綿解体・除去作業と環境改善工事の同時実施は極力避け、石綿解体・除去面積規模に応じて当該学校では最低作業期間以上の休暇日数調整など学事日程を調整しなければならない。

③ 予算編成及び配分

- 教育庁は、石綿解体・除去について学校別、年度別の投資計画を策定しなければならない。
- 教育庁は、学校施設の石綿解体・除去作業前に、事前に解体・除去作業を行う学校の危険性評価結果資料と学校関係者(校長、事務長、学校石綿建築物安全管理者、保護者)の意見を収集し、石綿解体・除去予算を編成する。
- 石綿解体・除去工事のために冷暖房機、窓枠及びLED交換工事とは別に石綿解体・除去工事に対する予算を配分し、投資計画に基づき学校別に工事費を配分する。予算配分時には石綿解体・除去に直接必要な費用と事前清掃、備品・家具移動費用、石綿モニター団構成・運営に必要な費用などを計上する。

④ 石綿解体・除去作業中の建物使用制限

- 石綿解体・除去作業を実施する期間には、同一建物内に学童保育室、放課後学校、併設幼稚園、事務室、図書館などが入居している場合、児童が滞在しないよう制限する。ただし、やむを得ず建物を使用する場合は、説明会を経て保護者及び教職員の意見を反映し、作業動線を確実に分離するなど必要な措置を講じなければならない。

⑤ 石綿解体・除去責任管理人の指定

- 石綿解体・除去を実施する学校の長は、自身または教頭を石綿解体・除去責任管理人に指定しなければならない。責任管理人は学校石綿モニター団の団長として、学校施設の石綿解体・除去過程をモニタリングし、残留物調査の進行を主管し、必要に応じて作業期間及び始業日程を調整する役割を担う。

学校石綿モニター団については、付録のひとつとして、以下の内容の「学校石綿モニター団の構成・運営(案)」が示されている。

1. モニター団構成(案)

○(単位) 教育支援庁主管で石綿解体・除去作業を実施する各学校別に構成

※該当学校において保護者推薦とするが、ホームページ等を通じた公募

○(構成) 保護者+学校(校長・事務長・学校石綿建築物安全管理者)+市民団体(教育庁で募集)+監理人+専門家

※市民団体は自治体に登録された団体であること

<構成人員(案)>

・保護者-50~2千m² 2名以上、2千~5千m² 3名以上、5千m² 以上 4名以上

・学校-校長または教頭+学校石綿建築物安全管理者

・監理人*-1名(* 規模800m²未満の場合は監理人を配置した場合、モニター団構成員に含める)

・外部専門家-1~2名

・市民団体-1名

○(専門家) 専門機関*、石綿環境センター、大学教授、協会、保健環境研究院などの専門家200名以上を募集(環境部主管)

* 専門機関は環境公団、産業安全保健公団等

- 役割: 残留物調査、モニター団への助言等

- 手当: 学校ごとに手当支給(教育支援庁または学校)

2. モニター団の役割及び詳細内容

□主な役割

○作業準備時: 石綿・除去作業事前説明会支援(教育を含む)及び点検方法、運営方案協議

○作業着手前: 清掃状態及び備品類移動の適切性確認

○ビニール養生時(石綿解体・除去前): 密閉の適切性確認、養生されていない箇所の確認

○解体・除去完了後: 残留物調査(モニター団合格時、後続工程推進)

※石綿モニター団点検時、区域別部分的合格可能

□詳細内容

○モニター団団長(校長または教頭): 学校施設石綿解体・除去責任管理者

- 学校施設石綿解体・除去作業の全過程をモニタリングし、残留物調査の進行を主管し、必要に応じて

作業期間及び開学日程を調整する。

○(説明会) 石綿解体・除去契約締結日と着手日の期間内に、石綿解体・除去業者、参加労働者、学校構成員、保護者が参加する説明会に出席し、モニター団の役割及び活動計画、作業時の注意事項などを説明する。

○(事前清掃) 石綿解体・除去作業着手前に、作業空間内の機材、家具等の移設の適切性と、床、黒板上部、窓枠、造作棚等の上下部を含め、石綿と疑われる物質の有無を確認する。

○(密閉膜点検) 解体・除去作業場のビニール養生が規定どおり守られているか、破れやすい再生ビニールを使用していないか、または高性能フィルター(前処理フィルター-中間フィルター-HEPAフィルター)を装着した陰圧機の設置の適切性を点検する。

○(残留物調査) モニター団は建物内外(石綿廃棄物移動経路)で残留物調査を実施する。

- 発注者(監督官)が残留物調査を要求する場合石綿モニター団は状況に応じて階別、建築物別に実施することができ、石綿残留物調査の合格、不合格、または部分合格を判断し、石綿解体・除去業者に通知しなければならない。

- 石綿片等が一部発見された場合、不合格判定の範囲は発見された作業場に限定する。ただし、発見された区域が広く多い場合、全体作業場に対する不合格判定の可否及び措置方法はモニター団が決定する。

- 石綿解体・除去業者が石綿残留物再調査を要請する場合、モニター団は清掃状態を確認し、石綿残留物検査を実施した後、石綿残留物が検出されなくなるまで繰り返すよう措置する。

○石綿モニター団に選定された構成員(保護者等)は、信義誠実の原則に基づき担当業務を遂行するが、確認されていない、または不正確な内容を協議なく拡散させ、問題解決を妨げないようにする。

○石綿モニター団に参加する者には、予算の範囲内で手当・旅費等及びその他必要な経費を支援することができる。(教育支援庁または学



ILOは労働環境における生物学的ハザードに関する画期的条約を採択

2025年6月16日 国際労働機関 (ILO)

国際労働会議-国際労働機関の年次総会-は、プラットフォーム経済におけるディーセントワークに関する最初の基準設定議論を含む、その他の議題についても議論を行った。

第113回国際労働会議 (ILC) は、すべての部門において労働安全衛生保護を強化するための世界的な努力において画期的な一歩となる、職場における生物学的ハザードへの曝露を防止し、労働者を保護するための初の国際労働基準を採択して、6月13日に閉幕した。

条約 (C192) [第192号条約] は加盟国に対して、生物学的ハザードからの予防と保護及び災害や緊急事態に対する準備と対応措置の開発を含む、労働安全衛生に関する国の政策を策定するとともに、措置を採用するよう求めている。また、使用者に、労働者と協力して、予防・保護措置を採用することを求め、労働者はまたハザードとリスクに関する情報提供と訓練を受けなければならない。

付随する勧告 [第209号勧告] は、リスクアセスメント、早期警戒システム、準備、対応措置 (例えば、感染症のアウトブレイク、エピソード、またはパンデミックの場合) 及び訓練を含め、実施に関する詳細な手引きを提供している。また、生物学的ハザードとリスクの定義をさらに詳しく述べ、曝露と感染の具体的な経路-例えば、空気、接触、または媒介生物を介した経路-を列挙している。

結合することでこれらの文書は、あらゆる種類の職場において、現在及び将来にわたって、生物学

的リスクを防止するための強力で柔軟な枠組みを提供している。条約は、加盟国が批准することができる法的拘束力のある国際条約であり、一方勧告は、法的拘束力のない勧告として機能する。

総会では、ILO事務局長ギルバート・F・ウングボの報告書「雇用、権利及び成長：つながりを強化する」が審議された。「私の報告書に対する皆さんの反応を通じて、社会対話と民主的機構が、社会的結束を促進し、信頼を築き、持続可能な企業と人間中心の社会の双方を支援するために不可欠であるという広範な合意が示された」と、ウングボはILCの閉会式で述べた。

彼はまた、今会期中に8つの加盟国から18件の批准が登録されたことを指摘した。「われわれの任務と活動は、いまこそもっとも重要な意味をもっている。われわれは、すでに多くの進展を遂げてきたが、当然ながらまだ多くの課題が残されている。時には進捗が十分速くないように感じられることもあるだろう。しかし、われわれは社会正義の追求という使命を果たすため、ともに堅固な歩みを続ける義務がある」と、ウングボは付け加えた。

プラットフォーム経済及びその他の問題

会議では、デジタルプラットフォーム労働者の権利と条件の改善に向けた重要な一歩として、プラットフォーム経済におけるディーセントワークに関する最初の基準設定議論がもたれ、技術革新と保護・公平性が両立可能であることが示された。条約と付随する勧告という文書の形式や基本的定義・対

象など、主要な側面について合意された。

提案された基準は、労働における基本的な原則と権利、公正な報酬、社会保障、労働安全衛生、自動化システムが労働条件と労働へのアクセスに与える影響、個人データとプライバシーの保護、及び紛争解決への有効なアクセスなど、幅広い問題を対象としている。議論は、2026年のILC第114回会議で継続され、両方の文書の採択を目標とする。

ILCは、インフォーマリティを低減するとともにフォーマルワークへの移行の支援する決議も採択した。この決議は、とりわけインフォーマリティにもっとも影響を受けている人々のために、労働条件を改善し、社会的保護をの拡大するとともに、ディーセントな仕事を創出に関するための緊急の行動を求めている。また、ILOに対して、グローバルなロードマップを策定し、各国が国の戦略を実施するのを支援するよう求めている。

ILCは、圧倒的な多数決により、7点の2006年海上労働条約規範の改正を承認した。これらの改正は、船内での暴力・ハラスメントに対処し、上陸休暇と帰国権を強化し、重要な労働者としての船員を認めることを求めている。また、医療へのアクセスを改善し、拘禁や海上事故の場合の公正な待遇を確保している。

加えて、2025年11月にカタール・ドーハで開催される第2回世界社会開発サミットに対するILOの三者構成による貢献について、正式な承認が与えられた。決議は、使用者組織と労働者組織の積極的な参画を求めるとともに、ILOにサミットの成果のフォローアップと監視における主導的役割を付与している。

ILCはまた、ミャンマーの軍事当局に対して、ILO結社の自由と強制労働の廃止に関する調査委員会の勧告を実施するよう求める決議を採択し、労働者の権利を保護するための国際的な支援と監視の強化を呼びかけた。

会議の代表団は、ILO基準の適用に関する委員会 (CAN) が、24か国の個別事例における複数のILO条約の適用状況を審査した報告書を承認した。さらに、ベラルーシに関する特別会合において、委員会は、第87号及び第98号に条約に関する

2003年の調査委員会の勧告の遵守を促し、ベラルーシ政府が正当な活動に従事する労働組合員に対して刑事制裁や司法的弾圧を継続していることに対し、深刻な懸念を表明した。また、批准国と非批准国を含む加盟国において、労働災害保護分野における4つの条約と2つの勧告の適用状況についても検討した。[2025年7月号参照]

ILCは、非加盟国オブザーバー国としてILO会議に参加するようパレスチナを招へいすることを決定し、それ以前の解放運動としての地位を終了させた。

ILCはまた、ILC) は、パレスチナを非加盟国オブザーバー国として国際労働機関 (ILO) の会議への参加を招待することを決定し、その以前の「解放運動」としての地位を終了させた。

ILCはまた、ILO加盟国間の予算配分も含めた、2026～27年度におけるプログラムと予算に関する決議も採択した。

第2回社会正義のためのグローバル連合 (GCS J) 年次フォーラムが、6月12日にILCのサイドラインで開催された。このフォーラムでは、同連合が具体的な行動を通じて真の変革を推進し、人々の生活を改善するとのコミットメントを再確認し、同連合のパートナーとILOの三者構成代表団が参加した。ドミニカ共和国大統領のルイス・アビナダーもフォーラムに参加し、ブラジル労働・雇用大臣のルイス・マリーニョ氏も出席した。マリーニョ氏の政府は同連合の調整グループの共同議長を務めている。フォーラムには、大臣や政府代表、国連パートナー機関の代表、労働者団体、使用者団体、市民社会、民間部門、学術機関の代表者など、多くの関係者も参加した。

第113回ILCは、2025年6月2日から13日までジュネーブで開催された。この会議には、政府、使用者組織、労働者組織を代表する5,400人を超える代表者が参加した。ILCは、国連の労働分野の専門機関であるILOの187の加盟国が参加する年次総会である。

※<https://www.ilo.org/resource/news/ilc/113/ilo-adopts-landmark-convention-biological-hazards-working-environment>



ILO 2025年労働環境における 生物学的ハザード条約・勧告

2025年6月13日に第113回国際労働会議で採択された国際労働機関(ILO)の労働環境における生物学的ハザードに対する予防及び保護に関する条約(第192号)及び勧告(第209号)(略称「2025年労働環境における生物学的ハザード条約・勧告」)
「安全センター情報」による本文の仮訳

労働環境における生物学的ハザードに対する 予防及び保護に関する条約(第192号)

[前文 省略]

第1部 定義及び適用範囲

第1条 この条約の適用上、

- (a) 「生物学的ハザード」とは、曝露が労働に関連する場合に、人の健康に危害を及ぼすおそれのある、微生物、細胞または細胞培養物、内部寄生虫、若しくは遺伝子組み換えされたものを含めた非細胞性生物学的物質、並びにそれらに関連したアレルゲン及び毒素、並びに植物または動物由来のアレルゲン、毒素及び刺激物質をいう。労働環境における生物学的ハザードへの曝露により人体に引き起こされる危害には、疾病及び傷害が含まれる。
- (b) 「作労働環境における生物学的ハザードへの曝露」とは、労働者が労働環境において生物学的ハザードに接触し、またはその近傍にいる事象をいう。この曝露には、労働に関連した活動及び公衆衛生上の状況が含まれる。感染または危害が生じる可能性は、感染の様式及び曝露の経路と本質的に関連しており、適切な予防戦略及び

措置を立案する際には、これらの点を考慮することが重要である。

- (c) 「生物学的リスク」とは、生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる有害な事象の発生の可能性及び当該事象により引き起こされる人々の傷害または健康に対する被害の重大性の組み合わせをいう。
- (d) 「権限のある機関による生物学的リスクの評価」とは、実施される労働に伴う生物学的リスクに関する適切かつ適当なリスク管理措置のための規制枠組みまたはガイドラインの策定を支援するための、権限のある機関による、生物学的ハザードの確認及びリスクの評価のための体系的プロセスをいう。この評価では以下を考慮する。
- (i) 人の健康危害を引き起こす可能性及び当該危害の重大性を含めたハザードの特徴
- (ii) 効果的な診断、予防及び治療の可用性
- (iii) 人口及び環境への拡散に関する公衆衛生上のリスク
- (e) 「労働者」には、公務員を含め、すべての被雇用者が含まれる。

第2条

- 1 この条約は、経済活動のすべての部門におけるすべての労働者に適用される。
- 2 この条約を批准する加盟国は、もっとも代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、及び、関係する生物学的リスク並びに適用されるべき予防的及び保護措置について、安全かつ健康的な労働環境が維持されることを条件として、その適用が重要性を有する特殊な問題が生ずる特定の経済活動部門または限定された範疇の労働者を、一部または全部について、その適用から除外することができる。
- 3 前項の規定による可能性を援用する各加盟国は、国際労働機関憲章第22条の規定に基づくこの条約の適用に関する最初の報告において、かかる除外の理由を提供し、除外された労働者に適切な保護を提供するために講じられた措置を既述して、除外された経済活動の特定の部門または労働者の範疇を列挙するとともに、その後の報告において、適用範囲の拡大に向けた進展状況を報告する。加盟国は、除外を可能な限り早期に廃止するため、最大限の努力を払う。

第2部 国の政策

第3条 各加盟国は、国内法及び慣行に適合し、もっとも代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、権限のある機関による生物学的リスクの評価に基づいて、生物学的ハザードへの曝露からの保護を労働安全衛生に関する国の政策に統合するとともに、当該政策を定期的に検討する。

第4条 労働環境における生物学的ハザードに関して、国の政策は次のこと考慮する。

- (a) 公衆衛生及び環境に関するものを含め、当該政策が労働安全衛生の規定と一致し、補完し、または改善する場合に、その他の関連する政策
- (b) 労働環境における生物学的ハザードに関する労働安全衛生の管理に関する最良の入手可能な情報
- (c) 労働者の身体的及び精神的健康及び福祉、

並びに適当な場合には使用者のための支援メカニズムの必要性も考慮して、新興のまたは再興のハザード及びリスク、予防、これらのハザードに関連した事故及び緊急事態に対処するための計画及び手続などの、準備及び対応措置を含め、生物学的ハザード及びリスクへの曝露の効果的な管理のための措置を策定する必要性

- (d) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露に対する気候及び環境リスクの影響、及び確認されたリスクを防止及び対処するために適切な措置を講じる必要性
- (e) 1981年労働安全衛生条約（第155号）、2006労働安全衛生促進枠組み条約（第187号）の関連規定、及び適当な場合にはその他の関連する国際労働基準
- (f) 適当な場合には、女性と男性が直面する異なるレベルの曝露及びリスクを含め、すべての労働者を考慮した視点を確保する重要性

第5条 労働環境における生物学的ハザードに関する最良の入手可能な情報を得るために、各加盟国は、もっとも代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、適当な場合には、国内法及び慣行に従って、以下のための措置を講じる。

(a) 公衆衛生及び労働安全衛生機関を含め関連する国の機関及び科学的機関並びに関連する国際機関との間で、国内及び国際的に情報を交換するとともに、行動を調整する。

(b) 入手可能な情報が不十分な場合には新たな研究を促進する。

第6条 各加盟国は、もっとも代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、以下のための特別の規定を定める。

(a) それにより労働者の安全及び健康が損なわれない場合に限り、及び国内法及び慣行に従って、競合者に対するその開示が使用者の事業に危害を与えるおそれのある秘密の情報を保護する。

(b) 労働環境における生物学ハザードへの曝露に関連した国内法及び規制の違反に対処するために、労働者及びその代表に、適切かつ効果的な報告メカニズムへの容易かつ秘密のアクセ

- スを確保する。
- (c) そのような違反を報告した者が報復から保護されることを確保する。

第3部 予防的及び保護的措置

第7条

- 1 各加盟国は、国内法及び慣行に従い、もともと代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、権限のある機関による生物学的リスクの評価の結果に基づいて、労働環境における生物学的ハザード及びリスクの管理のための予防的及び保護的、並びに適当な場合には警戒的措置に関する国の措置及びガイドラインを策定、公表、定期的に検討及び更新する。
- 2 これらの措置及びガイドラインは
- (a) 曝露労働者の保護の継続的改善を促進する。
- (b) 新興及び再興のハザード及びリスクを考慮する。
- (c) 以下について具体的な規定を定める。
- (i) 生物学的ハザードへの曝露により、労働者が認識されている危害のリスクが高い業種及び職種
- (ii) 当該措置が差別につながる、または職業的分離に寄与しないことを確保する必要性を考慮しつつ、特別な保護を必要とする労働者
- (d) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露に関連した事故及び緊急事態に対処するための計画及び手続など、準備及び対応措置を含める。

第8条

- 1 各加盟国は、権限のある機関による生物学的リスクの評価に基づいて、労働環境における生物学的ハザード及びリスクの管理に関する予防的及び保護的、並びに適当な場合には警戒的措置について、使用者、労働者及びその代表に対して、適時の情報及び支援を提供する。
- 2 当該情報は、アクセス可能な形式及び理解可能な言語で提供され、定期的に検討され、必要に応じて最新の科学的及び技術的知見を反映するように更新される。

第4部 労働衛生及び労働衛生サービス

第9条 国内法及び慣行に従って、労働環境における生物学的ハザードへの曝露に関する予防的及び保護措置を講じるにあたって、各加盟国は以下を追求する。

- (a) 生物学的ハザードへの曝露のリスクが高い業種及び職業並びに特別な保護を必要とする可能性のある労働者を優先しつつ、経済活動のすべての部門におけるすべての労働者に対して労働衛生サービスを着実に拡大する。
- (b) 労働者に対する労働衛生サービスの提供のため、国の衛生及び労働インフラ、専門技能及び資源の調整及び効率的な活用を促進する。

第5部 労働災害及び職業病の報告、記録及び届出並びにデータの収集

第10条 各加盟国は、国内事情及び慣行に従い、もともと代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、以下についての手続を確立、実施及び定期的に検討する。

- (a) 国内法及び慣行に従って、使用者またはその他の責任ある者による、労働環境における生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる労働災害、職業病及び、適当な場合には危険事象の報告、記録、届出及び調査
- (b) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる労働災害、職業病及び、適当な場合には危険事象に関する、性別に集計された、年次統計の作成及び公表
- (c) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる労働災害、職業病またはその他の健康に対する傷害の重大な事例についての、権限のある機関による、調査の実施
- (d) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露に対処する国の労働安全衛生政策に基づき講じられる措置に関する情報の年次公表
- (e) そのような疾病の潜伏期間を考慮しつつ、労働環境における生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる職業病及び傷害に関する記録についての適切な保存期間の決定

第11条 各加盟国は、もっとも代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、並びに国内法及び慣行、関連する国際基準及び科学的進展に従い

- (a) 予防、記録、届出及び、適当な場合には補償の目的のために、職業病の国のリストを定期的に検討する。
- (b) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露と当該疾病との間の直接的関連が科学的に確立された場合、または国内の事情及び慣行に適切な方法により決定された、疾病を含めるよう、これらのリストを必要に応じて更新する。

第6部 雇用災害給付

第12条 各加盟国は、労働環境における生物学的ハザードへの職業曝露による疾病、負傷、障害または死亡に、国内法及び慣行に従い、雇用災害給付または補償を受ける権利が生じることを確保する。

第7部 法規の遵守

第13条

- 1 各加盟国は、適切かつ適当な監督システム、適当な場合には、使用者、労働者及びその代表に対する技術的情報及び助言の提供を含め、その他の遵守確保のための措置を通じて、労働環境における生物学的ハザードへの曝露に関する国内法及び規制の遵守を確保するとともに、これらの機能のために必要な十分な資源及び支援を配分する。
- 2 各加盟国は、労働監督官及び、抵当な場合には労働環境における生物学的ハザード及びリスクに関する義務を有するその他の職員について以下を確保する。
 - (a) これらのハザード及びリスクについて訓練を受けている。
 - (b) 関連する国内法及び規制の遵守を評価する際、労働安全衛生に対する体系的なアプローチを促進する。
 - (c) その義務を遂行中に個人の安全を確保するための明確かつ堅固な安全プロトコルをもってい

る。

- (d) 使用者から適切な保護機器を提供されている。

第14条 各加盟国は、国内法及び慣行に従い、労働環境における生物学的ハザードに関する法及び規制の違反に対して適切な罰則及び是正措置を提供するとともに、それらの効果的な実施を確保する。

第8部 使用者の義務及び責任

第15条 使用者は、適切かつ必要な予防的及び保護的措置を講じることにより、合理的に実行可能である限り、その管理下にある労働環境が、生物学的ハザードへの曝露による安全衛生リスクがないことを確保する。

第16条 使用者は、国内法及び慣行並びに適用される団体協定に適合し、適切な場合には、女性及び男性が直面するものを含め、異なるレベルの曝露及びリスクの考慮を確保しつつ、合理的に実行可能な限り、労働環境における生物学的リスクの評価の結果としての予防的及び保護的措置を講じる。とりわけ、それらは

- (a) 特別な保護を必要とする可能性のある労働者を十分考慮しつつ、労働者及びその代表と協議のうえ、生物学的ハザードから生じる労働者の安全及び健康へのリスクの評価を実施、検討及び、必要な場合には更新するための適切かつ適当なシステムを確立する。
- (b) 管理のヒエラルキーを十分考慮しつつ、労働環境における生物学的ハザードを根絶し、またはそれが可能でない場合には、それらのハザードによるリスクを管理及び最小化するためのあらゆる合理的かつ実行可能な措置を講じる。
- (c) 生物学的ハザードの特徴及び、入手可能な場合には権限のある機関による生物学的リスクの評価を考慮しつつ、効果的な予防的及び保護的措置を実施する。
- (d) 必要な場合には、労働者に費用を負担させることなしに、管理のヒエラルキーに従って、その使用のための訓練とともに、適切な個人用保護具を提供、維持及び交換する。

- (e) 生物学的リスク及びそれらの潜在的影響の早期発見を確保するため、職業リスクにとって適切かつ適当な、労働環境及び労働者の健康の定期的な監視を実施する。
 - (f) 労働プロセスを監督し、適切な個人用保護具の入手可能性を含め、予防的、保護的及び管理措置の有効性を定期的に検討する。
 - (g) リスクを適切に評価するために入手可能な情報が不十分である場合には、警戒的措置を講じる。
 - (h) 労働環境における生物学的ハザード及び適用される予防的及び保護的措置に関する情報、指示及び訓練を、有給の労働時間中に及び、可能な場合には通常の労働時間内に、管理者、監督者及び労働者並びに労働者代表に対して、適切かつ定期的な間隔で提供する。
 - (i) すべての労働者が、そのようなリスクに関わる作業を開始する前に、労働方法、材料または新たな情報に基づくリスク評価に変更がある場合及び、必要に応じて定期的な間隔で、アクセス可能な形式及び理解可能な言語で、生物学的ハザードへの曝露によるリスク及び適用される予防的及び保護的措置について、適切に知らされることを確保する。
 - (j) 生物学的ハザードに関わる事件に関連したデータを保存するとともに、それらの原因を確認し、同様の出来事の再発を防止するために、労働安全衛生委員会または労働者代表と協力して、労働環境における生物学的ハザードへの曝露に関連した労働災害、職業病及び、適当な場合には危険事象を調査する。
- 第17条 二以上の使用者が同一の作業場において同時に活動に従事する場合には、それらの使用者は、各使用者のその労働者に対する責任を損なうことなく、労働環境における生物学的ハザードへの曝露に関連した労働者の安全及び健康を確保する方法について、協力する。
- 第18条 使用者は、感染症のアウトブレイクを考慮しつつ、その規模及び性質に応じて、労働環境における生物学的ハザードに関連した事故、事象及び緊急事態に対処するための準備及び対

応計画を策定する。これらの計画及び手続は、権限のある機関により提供される手引きと一致するものとする。

第9部 労働者及びその代表の権利及び義務

- 第19条 労働環境における生物学的ハザードに関して、労働者及び、適当な場合にはその代表は、以下に対する権利を有する。
- (a) 使用者または権限のある機関により実施される生物学的ハザードの確認及びリスク評価に関して協議を受ける。
 - (b) 労働環境における生物学的ハザード及びリスク並びに適切な予防的及び保護的措置とそれらの実施に関適用に関する情報及び訓練を受ける。
 - (c) 自ら及びその他の労働者を保護するための予防的及び保護的措置に関して協議を受けるとともに、それらの実施に関与する。
 - (d) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露に関し、使用者により調査及び協議を受ける。
 - (e) 労働災害、職業病及び、適当な場合には危険事象の調査に参加するとともに、これらの調査の結論について協議を受ける。
 - (f) 個人データ及び医療データに関する秘密保持規則に従うことを条件に、労働者の健康の監視に関する報告を受ける。
 - (g) 採用された措置及び使用された措置が適切な予防及び保護を確保するために十分に効果的でないとみなす場合に、国内法及び慣行に従い、権限のある機関に申し立てる。
 - (h) そのような労働が入手可能であり、当該業務に必要な資格を有するか、または必要な訓練を受けることができることを条件に、国内法及び慣行に従い、労働衛生サービスの勧告に基づき、特定の職務における継続的な雇用が健康上の理由により禁忌とされた場合に、代替労働に転換される。
 - (i) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露により引き起こされ、または増悪される病状、疾病または傷害の場合に、国内法及び慣行に従い、医療及びリハビリテーションを受ける。

(j) 生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる疾病に罹患または感染したことによるいかなる差別からも保護される。

(k) 生物学的ハザード及びリスクに関連した労働安全衛生問題を報告するために、権限のある機関との有効な連絡手段を提供される。

第20条 労働環境における生物学的ハザードに関して、そのもとで労働者が以下を含めた義務を負う、事業所のレベルにおける措置があるべきである。

(a) 使用者より受けた指示並びに提供された訓練及び手段に従い、この目的のために入手可能になされた適切な個人用保護具、設備及びその他の機器の適切な取扱及び使用を含め、定められた労働安全衛生措置に従う。

(b) 生物学的ハザードへの曝露を生じさせる、若しくは自らの安全または健康若しくは他者の安全または健康にリスクを生じさせると信じる労働状況を、直属の監督者に迅速に報告する。

(c) 生物学的ハザードに対処するための労働安全衛生措置を適切に確認及び実施するために、使用者及びその他の労働者と協力する。

第21条 上記で設定される権利及び義務に加えて、労働環境における生物学的ハザードに関して、労働者は

(a) 自らの生命または健康に急迫した重大な危険があると信じる合理的な理由がある場合に、不当な不利益を被ることなく、労働状況から自らを退

避させる権利を有する。

(b) 自らの生命または健康に急迫した重大な危険をもたらすと信じる合理的な理由のある労働状況を、直属の監督者に遅滞なく報告する。

(c) 必要な場合には、使用者が効果的な是正措置を講じるまで、生命または健康に急迫した重大な危険が継続している労働状況に戻ることを、使用者から要求されない。

第10部 適用方法

第22条 各加盟国は、もともと代表的な使用者団体及び労働者団体と協議のうえ、法令を通じて及び国内の事情及び慣行に適合した団体協定またはその他の措置を通じて、この条約の規定を実施する。

第11部 規範的言語

第23条 この条約の目的のために、一般的な男性形の使用は、文脈から明らかに別段の定めがない限り、排他的ではなく、女性を含むものと解釈される。

第12部 最終規程

[第24条～第31条 省略]

[安全センター情報による仮訳]



※<https://www.ilo.org/resource/record-decisions/convention-concerning-prevention-and-protection-against-biological-hazards>

労働環境における生物学的ハザードに対する 予防及び保護に関する勧告(第209号)

[前文-省略]

1 この勧告の規定は、2025年労働業環境における生物学的ハザード条約(「条約」)の規定を補完するものであり、これらと併せて考慮されるべきものである。

I 定義及び適用範囲

2 条約第1条(a)に含まれる定義に関連して、生物学的ハザードには以下が含まれる。

(a) 一定の原生動物、細菌、真菌、オオミ菌類及び藻類を含め、病原性微生物及びそれらに関連し

た毒素及びアレルゲン

- (b) 他の生物学的危険物に汚染されている可能性があり、または腫瘍誘発可能性、毒素またはアレルゲンなどの内在的なリスクを伴う可能性のある、一次培養物及び不死化細胞株の双方を含めた、細胞及び細胞培養物
- (c) 内部寄生虫、すなわち原生動物及び線虫
- (d) ウイルス、プリオン及び組み換え、遺伝子組み換えまたは合成DNA及びRNA材料を含めた、非細胞性微生物学的物質
- (e) 咬傷、刺傷またはこれらの物質の放出または存在を伴うその他の事象経路で、刺激、アレルギー反応または全身性毒性を引き起こす可能性のある、動物または植物により生成される毒及びアレルゲン含有分泌物を含め、花粉を除いた、刺激物質、アレルゲン及び動物または植物由来の毒素

3 労働環境における生物学的ハザードへの曝露により引き起こされる人の健康に対する危害には以下が含まれる。

- (a) ウイルス性肝炎に続発する肝疾患及びその後遺症などの急性または慢性感染に続発する健康影響を含めた、ブルセラ症、ウイルス性肝炎、ヒト免疫不全ウイルス感染症、破傷風、結核、炭疽病及びレプトスピラ症などの感染性疾患
- (b) 細菌または真菌アレルゲン若しくは毒素に関連した毒性または炎症性症候群などの非感染性疾患
- (c) 労働環境における生物学的ハザードへの曝露が関わる労働災害による死亡または人身傷害若しくは疾病

4 健康は、病気または虚弱がない状態を指すだけでなく、労働における安全及び健康に直接関連した身体的及び精神的な要素を含む。

5 条約第1条 (b) で言及される感染の様式には以下が含まれる。

- (a) 空気中を移動し、または空気中に浮遊する生物学的ハザードが関わる、空気を通じた感染
- (b) 直接接触を通じて生物学的ハザードを感染する、人及び動物を含め、生物が関わる、直接感染

(c) 水、食品、有機物、体液または汚染物などの媒介生物及びその他の感染媒体経路で生じる、間接感染

6 条約第1条 (b) で言及される曝露の経路には、吸入、経口摂取、皮膚透過性損傷並びに眼、皮膚及び粘膜吸収または吸着が含まれる。これらの経路は、通常、生物学的ハザードの特性及び労働環境によって異なる。

7 条約及びこの勧告の規定は、可能な限り、経済活動のすべての部門及びすべての範疇の労働者に適用されるべきである。必要かつ実行可能な措置を講じることで、自営業者に対して、条約及びこの勧告で規定された保護に準ずる保護を付与するための措置を講じることができる。

II 予防的及び保護的措置

8 加盟国は、国内法及び慣行に従い、労働者がその労働を遂行中に曝露する可能性のある生物学的物質、因子または製品を設計、製造、輸入、提供または移転する者が以下であるよう確保することを目的として、措置を講ずべきである。

(a) 合理的に実行可能な限り、当該物質、因子または製品が、それらを適切に使用する者の安全及び健康に危険を及ぼさないことを納得する。

(b) それが入手可能な場合には安全衛生情報シートの形式によることを含め、当該物質、因子または製品の適切な使用及び危険性に関する情報、並びに既知のリスクの予防に関する指示を入手可能にする。

(c) (a) 及び (b) の規定に適合するために必要な科学的及び技術的な知識を調査及び研究を実施するか、または常に最新のものに保つ。

(d) 危険物輸送に関する国連の勧告、有害廃棄物の国境を越えた移動及びその排気に関するバーゼル条約、生物多様性条約の生物安全に関するカルタヘナ議定書、生物兵器及び毒素兵器の開発、製造及び貯蔵の禁止並びにその破壊に関する条約、国際保健規則、若しくはその他の関連する適用可能な条約または協定を考慮する。

9 条約第7条 (1) で言及される国の措置及びガイ

- ドラインは
- (a) 以下に関する規定を含むべきである。
 - (i) リスク評価の実施及びその定期的な検討
 - (ii) 管理のヒエラルキーに従った予防的及び保護的措置
 - (iii) 衛生
 - (iv) 労働者の情報及び訓練
 - (v) (i)から(iv)に掲げる事項に関する労働者及びその代表の協議及び参加
 - (b) 適当な場合には、実験室における封じ込めのレベル、換気、ベクター管理、除染及び消毒手続などを含め、感染予防及び管理措置、リスクに基づいた生物安全保障及び生物安全管理措置、並びに有害廃棄物の取り扱い及び処分のためのリスクに基づいた統を講じるべきである。
 - (c) 生物、ベクターまたはその他の潜在的な感染媒体における生物学的ハザードの存在に関する不確実性を考慮すべきである。
 - (d) 各業種または職種における曝露のリスクのレベル、並びに権限のある機関により確認されたハザード及び評価されたリスクに対して適切かつ比例したものであるべきである。
- 10 条約第7条(2)(c)(i)で言及されるリスク評価の対象に含まれるべき業種及び職業には、以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- (a) 医療部門
 - (b) 食品生産及び動物、植物及び穀物部門を含め、農業労働
 - (c) 水及び廃棄物管理部門
 - (d) 清掃及びメンテナンス労働
 - (e) 人道支援労働
 - (f) 実験室労働
 - (g) バイオテクノロジー及び製薬部門
 - (h) 葬儀サービス及び遺体処理労働
 - (i) 建設部門
 - (j) 林業部門
 - (k) 運輸部門
 - (l) 権限のある機関による生物学的リスクの評価に基づいて定められた、公衆衛生上の緊急事態における社会機能の維持及び福祉に不可欠な職業
- 11 条約第7条(2)(c)(ii)で言及される労働者には、以下を含むべきである。
- (a) 妊娠中及び授乳中の女性
 - (b) 若年労働者
 - (c) 高齢労働者
 - (d) 障害を有する労働者
 - (e) 免疫不全の労働者を含め、感染症またはアレルギーに医学的に罹患しやすい労働者
 - (f) 社会的状況や複数の不利な状況により保護を必要とする労働者
 - (g) 移住労働者
- 12 条約第7条(2)(d)に基づき策定されるべき、計画及び手続などの準備及び対応措置は、以下を含むべきである。
- (a) 災害及び緊急事態の管理のための規則の準備または更新
 - (b) 検知及び早期警戒システム
 - (c) 隔離及び検疫命令の場合の労働者及び使用者への支援を含め、アウトブレイク、エピソードまたはパンデミックの場合に労働環境において講ずるべき措置
 - (d) 公衆衛生機関との調整及び情報メカニズム
 - (e) 研究に関する国内及び国際的な協力
 - (f) 緊急時対応能力の強化及び柔軟な資源配分を含め、適切な緊急時の人材確保
 - (g) 医療施設及び必須のサービスの効果的な運営
 - (h) 物資の備蓄
 - (i) 関連する国内及び国際的な公衆衛生、水及び廃棄物管理、環境衛生、労働衛生及び獣医衛生機関、労働監督機関並びにその他の関連する専門家及びパートナーとの協力
 - (j) アウトブレイクに備え、管理するための、迅速な公衆衛生対応システム及び専門家の助言のリアルタイムの共有
 - (k) 臨床的または実験室に基づく監視により支援された、潜在的な生物学的ハザードに関する労働衛生サービス提供者の訓練
- 13 労働環境における生物学的ハザードの管理のための措置及びガイドラインを策定する際、加盟国は、国際労働機関及びその他の権限のある

機関により策定された関連する国際的に合意された技術的及び実践的な手引きを適切に考慮するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン（ILO-OSH 2001）で設定されたアプローチなど、労働安全衛生に対するマネジメントシステム・アプローチを促進すべきである。

- 14 加盟国は、適切かつ釣り合ったリスク管理措置を特定するための、様々なアプローチを検討することができ、それには、特定の種類の生物学的ハザードが関わる労働のための規則、政策またはガイドライン、並びに特性及び疫学的プロファイルに基づいたリスクまたはハザードグループへの分類が含まれる場合がある。
- 15 多くの生物学的ハザードが国境を越えたリスクを生み出すことを認識し、加盟国は、国内の利用者及び多国籍の利用者の双方に対し、適切な労働安全衛生条件を提供し、ハザードを根絶またはリスクを最小化するための予防的な文化に貢献するよう促すべきである。

Ⅲ 社会及び雇用保護

- 16 条約第12条を適用するに当たっては、加盟国は、適当な場合には、1952年社会保険（最低基準）条約（第102号）、1964年雇用災害給付条約〔1980年に改正された別表〕（第121号）、1964年雇用災害給付勧告（第121号）、2002年職業病リスト勧告（第194号）、その他関連する条約及びその後の改正及び改訂に、適切に配慮すべきである。
- 17 加盟国は、国内の事情に応じて、隔離または検疫期間中に、基本所得保障へのアクセス、及び事業継続のための措置を提供するよう努めるべきである。
- 18 加盟国は、適当な場合には、監視、移動制限、検疫または隔離命令に従う間、または関連する予防的または治療的処置を受けるために、労働者が勤務を欠勤しなければならない場合に、解雇からの保護を提供するよう努めるべきである。

Ⅳ 法令の遵守

- 18 条約第13条で規定する監督システムは、それ

らの文書を批准している加盟国の当該条約に基づく義務を妨げることなく、1947年労働監督条約（第81号）及び1969年労働監督（農業）条約（第129号）の規定に準拠すべきである。

Ⅴ 使用者の義務及び責任

- 20 条約第15条に従って、その責任である予防的及び保護的措置講じる際に、使用者は、1981年労働安全衛生勧告（第164号）、2006年労働安全衛生促進枠組み勧告（第197号）、労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン（ILO-OSH 2001）、労働環境における生物学的ハザードに関する技術的ガイドライン及び国際労働機関により採択されたその他の関連するその後の手引きを含め、関連する条約、実施準則及びガイドラインを適切に考慮すべきである。
- 21 条約第16条（b）で言及される管理のヒエラルキーを適合する際に、使用者は、労働環境における生物学的ハザードに関する技術的ガイドライン及び国際労働機関により採択されたその他の関連するその後の手引きを考慮すべきである。
- 22 条約第18条で言及される準備及び対応計画及び手続は、以下を含むべきである。
 - (a) 可能性のある公衆衛生への影響を考慮しつつ、生物学的ハザードに関連した緊急事態の管理に関する職場政策及びガイドラインの準備または更新
 - (b) 国内法及び慣行に従い、リスク評価に基づいた、適切かつ適当な予防的措置の提供。これには、すべての労働者に対する、無料かつ自主的な判断に基づいた、ワクチン接種、免疫接種、化学的予防措置及び検査の促進が含まれる場合がある。

Ⅵ 以前の勧告に対する影響

- 23 この勧告は、1919年炭疽病予防に関する勧告（第3号）を廃止する。

[安全センター情報による仮訳]



※<https://www.ilo.org/resource/record-decisions/recommendation-concerning-prevention-and-protection-against-biological>

石綿疾患認定基準に基づく本省協議に係る留意点

事務連絡
令和7年3月14日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長殿
厚生労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室長

石綿による疾病の認定基準に基づく 本省協議に係る留意点について

石綿ばく露により疾病を発症したものととして労災保険給付又は特別遺族給付金の請求がなされた事案のうち、業務上外の判断に当たって本省への協議を要するものについては、平成24年3月29日付け基発0329第2号「石綿による疾病の認定基準について」（最終改正：令和5年3月1日付け基発0301第1号。以下「認定基準」という。）の記の第3の5により指示し、本省協議に係る留意点については、平成28年7月29日付け職業病認定対策室長事務連絡「石綿による疾病の認定基準に基づく本省協議に係る留意点について」で示しているところである。

今般、本省協議の留意点の明確化等の観点から下記のとおりポイントを整理したので、事務処理の参考とされたい。

なお、本事務連絡の施行に伴い平成28年7月29日付け職業病認定対策室長事務連絡「石綿による疾病の認定基準に基づく本省協議に係る留意点について」は廃止する。

記

1 肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚について

肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚については、石綿ばく露作業への従事期間が一定の年数に満たないことを本省協議の要件としている（認定基準の記の第3の5（1）イ及びエ並びに（2）ウ並びに（4））が、本省協議のポイントは次のとおりであること。

（1）石綿ばく露作業への従事期間がわずかでも認められる場合

石綿ばく露作業への従事期間の算定は作業の回数・頻度を考慮せずに行い、その結果、認定要件

の年数に満たない場合は、本省協議を行うこと。

（本省協議を要する例）

石綿肺の所見（じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるものに限る。）が得られていない中皮腫事案について、わずかな日数であっても石綿ばく露作業への従事が認められる場合。

（2）石綿ばく露作業への従事期間が明確に判断できない場合

請求人が申し立てる石綿ばく露作業への従事を裏付ける客観的な資料（事業主や同僚労働者の証言のほか、平成17年7月27日付け基労補発第0727001号に基づき転々労働者等の事実認定を行うに当たっての厚生年金保険等の被保険者記録や雇用保険記録等）が得られないために、認定基準に定める石綿ばく露作業への従事期間の要件を満たすものか否かを明確に判断できないものについては、本省協議を行うこと。

なお、厚生年金保険等の被保険者記録や雇用保険記録等から請求人が事業場に雇用されていた事実が認められる期間について、請求人の申し立てる石綿ばく露作業の従事期間と齟齬がなく、事業主や同僚労働者の証言等から、請求人が当該期間に石綿ばく露作業に従事していたと判断できる場合は、本省協議を行うことなく、当該期間について石綿ばく露作業に従事したものと事実認定して差し支えない。

また、調査の結果、請求人に労働者性が認められず、労災保険の特別加入も行われていない期間にのみ、石綿ばく露作業に従事していた事実が認められ、その他の期間について石綿ばく露作業への従事がないと判断できる場合は、請求人に労働者等としての石綿ばく露作業従事期間が認められないこととなることから本省協議を要しない。

ただし、請求人等が石綿ばく露作業に従事したと申し立てる期間のみならず、他の期間における石綿ばく露作業の従事歴の有無等、必要な調査を実施したうえで判断する必要があることに留意すること。その際、調査結果復命書や作業歴情報には、「石綿ばく露作業への従事期間は認められるが、労働者性が認められない」等、調査において把握した事

実を適切に記載すること。

(参照通達)

ア 平成24年9月20日付け基労補発0920第1号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」の別添「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領」の3の(7)

イ 平成24年9月20日付け基労補発0920第2号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領(特別遺族給付金関係)について」の別添「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領(特別遺族給付金関係)」の3の(8)

2 良性石綿胸水について

良性石綿胸水については、全件本省協議の対象としている(認定基準の記の第3の5(3))が、本省協議のポイントは次のとおりであること。

(1) 良性石綿胸水以外の傷病名により請求がなされた場合

びまん性胸膜肥厚等の良性石綿胸水以外の傷病名により請求がなされた事案であっても、調査の過程で良性石綿胸水の発症が疑われる場合は、良性石綿胸水に係る療養等の可否を判断する必要があることから、良性石綿胸水に係る石綿確定診断委員会への確定診断の依頼を行い、その意見書を添えて本省協議を行うこと。

なお、良性石綿胸水の発症が疑われる場合とは、主治医等が「良性石綿胸水」と判断している場合のほか、診療録等の医学的資料において「良性石綿胸水」とは記載されていないものの、胸水の発生が認められ、当該胸水の発生原因について鑑別診断が行われていない場合も含むものであること。

この場合は主治医等に当該胸水の発生原因に関し意見を求める等、必要な調査を行い、胸水の発生原因が不明の場合や良性石綿胸水が疑われる場合は石綿確定診断委員会へ依頼する等必要な処理を行うこと。

(2) 石綿確定診断委員会から「良性石綿胸水と判断できない」と意見された場合

石綿確定診断委員会から、胸水に関する検査

が行われていない等の理由で、労働基準監督署長から提出された医学的資料からは良性石綿胸水との診断が出来ない旨の意見書が送付された場合についても、関係資料を添えて本省協議を実施すること。

なおこの場合は、石綿確定診断委員会に資料を送付した後、胸水に関する検査が実施されているか、胸水に関する検査を実施する予定があるかを医療機関に確認し、確認結果を本省に送付すること。

(3) 良性石綿胸水に係る療養を行っていた者が死亡した場合

労災保険により良性石綿胸水に係る療養を行っていた者が死亡し、良性石綿胸水の傷病名により遺族補償給付の請求がなされた場合は、死亡原因が良性石綿胸水であるかについて、本省協議を行うこと。

3 認定基準に定めのない疾病について

認定基準に定めのない疾病については、石綿により発症したものとして請求があったものについて本省協議の対象としている(認定基準の記の第3の5(5))が、本省協議のポイントは次のとおりであること。

(1) 認定基準に定めのない疾病に係る請求がなされた場合

認定基準において石綿との関連が明らかな疾病として掲げられている肺がん等5つの疾病(以下「対象疾病」という。)以外の疾病(以下「対象外疾病」という。)を石綿により発症したものとして請求がなされた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が一切ないものを除き、本省協議を行うこと。

なお、対象外疾病に係る遺族補償給付等については、原則、本省協議を要するものであるが、死亡診断書(死体検案書)の「死亡の原因」欄のI欄の(ア)直接死因に対象外疾病が記載されているものの、当該被災労働者が認定基準を満たす肺がん又は中皮腫(以下「肺がん等」という。)を発症している事実が認められ、かつ、地方労災医員等が当該死亡と肺がん等との間に相当因果関係を認める医学的意見を示している場合は、本省協議を行

石綿疾患認定基準に基づく本省協議に係る留意点

わず、当該死亡と石綿関連疾患の間に相当因果関係が認められるものとして、業務上として決定して差し支えない。

このとき、当該肺がん等が認定基準に定める要件を満たさず、認定基準記の第3の5(1)又は(2)の本省協議を要するものである場合や地方労災医員等が死亡と石綿関連疾患との間に相当因果関係が認められないとの医学的意見を示している場合は、本省協議を要することに留意すること。

対象外疾病に係る請求について、本省協議を要するもの等については別紙で例示するため、参照されたい。

(2) 疾病名の確定がなされていない場合等

主治医において疾病名の確定がなされておらず、「肺がん(疑い)」、「中皮腫(疑い)」等により請求がなされた事案について、地方労災医員等の意見書において疑義が示された場合は、当該疾病に係る石綿確定診断委員会への確定診断の依頼を行い、その意見書を添えて、本省協議を行うこと。

また、石綿確定診断委員会から、確定診断できない旨や、対象外疾病である旨の意見書が提出された場合も、本省協議を行うこと。

ただし、石綿確定診断委員会から、対象疾病の発症が認められる旨の意見書が提出され、当該疾病が認定基準に定める要件を満たすときは本省協議を要さず、業務上として決定して差し支えない。

(別紙)

対象外疾病に係る請求の本省協議の要否に関する例

1 本省協議を要する例

- (1) 療養補償給付又は休業補償給付の請求で、請求書(レセプトを含む。)に対象疾病以外の傷病名のみが記載されているもの。
- (2) 遺族補償給付及び葬祭料並びに特別遺族給付金の請求で、死亡診断書(死体検案書)の「死亡の原因」欄のI欄の(ア)から(エ)までに、対象疾病以外の傷病名のみが記載されているもの。
- (3) 死亡診断書の直接死因が「肺炎」、その原因

が「肺がん」とされているところ、主治医及び地方労災医員が「肺がんに対する手術等の一連の治療の経過で肺炎を発症し、死亡に至ったものと認められる」等、死亡と肺がんの相当因果関係を認める意見を示しているが、当該被災労働者に広範囲に該当しない胸膜ブランク所見は認められるものの、石綿ばく露作業従事歴が10年に満たず、その他の認定基準の要件も満たしていない場合。

- (4) 業務による石綿ばく露により「肺がん」を発症したとして、労災認定を受けていた労働者が死亡し、遺族補償給付の請求が行われ、当該被災労働者の死亡診断書の直接死因が「肺炎」、その原因が「肺がん」とされているところ、地方労災医員が「死因の肺炎は石綿関連疾患とは関係のない誤嚥性肺炎であり、死亡と石綿関連疾患との間に相当因果関係が認められない」等、死亡と石綿関連疾患(肺がん)との間の相当因果関係を否定する意見書を提出している場合。

2 本省協議を要さない例

- (1) 業務による石綿ばく露により「肺がん」を発症したとして、労災認定を受けていた労働者が死亡し、遺族補償給付の請求が行われ、当該被災労働者の死亡診断書の直接死因が「肺炎」、その原因が「肺がん」とされているところ、主治医及び地方労災医員が「労災傷病である肺がんに対する化学療法の影響により、間質性肺炎が増悪し死亡に至ったものと認められる」等、死亡と石綿関連疾患(肺がん)との間に相当因果関係を認める意見書を提出している場合。
- (2) 「中皮腫」で療養していた労働者が死亡し、遺族補償給付の請求が行われ、当該被災労働者の死亡診断書の直接死因が「慢性呼吸不全」とされているところ、主治医及び地方労災医員が「被災労働者に発症した疾病は胸膜中皮腫と認められ、当該胸膜中皮腫の進行によって死亡したものと認められる」等、死亡と石綿関連疾患(中皮腫)との間に相当因果関係を認める意見書を提出しており、当該労働者に1年以上の石綿ばく露作業への従事が認められる場合。



第119回～第121回労災保険部会における委員の主なご意見

2025.10.22 第122回労災保険部会配布資料

1 適用関係

(1) 家事使用人に係る論点について

- ・論点①関係(仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合に、私家庭の私人が災害補償責任を負うこと及び労災保険法を強制適用することについて)

＜労働者代表委員の意見＞

○家事使用人について強制適用の対象とし、労災保険法の保護を受けられるようにすることが重要である。家事使用人といっても住み込み型は減っており一般労働者と変わらない働き方となっていることや、調査でも約15%が業務中のけがや病気を経験されていることを踏まえると、業務災害時の保護の必要性は高いにも関わらず、補償されていないのは問題であり、見直しが必要。

○労働基準法に関する議論の必要性はあるが、労災保険部会として積極的に労災保険制度の適用の対象としていく姿勢を見せていくことが重要。

○家事使用人も労災保険の強制適用の対象にすべき。家事使用人は一般労働者と同じ仕事をしていて働き方も近いにもかかわらず、保険料を自身で負担して仕事の災害リスクに備えているという現状は合理的とは言えない。

＜使用者代表委員の意見＞

○制度を知らずに特別加入していない人もいる。仮に強制適用すべきとの結論になったとしても、施行までに一定の期間を要することから、その間に補償を受けられるよう、現行制度の周知・広報に注力すべき。

- ・論点②関係(家事使用人に対する労災保険法等の適用に当たっての運用上の課題について)

＜労働者代表委員の意見＞

○私家庭の事務負担が大きいという理由で適用除外を続けるというのは道理が立たず、労働保険事務組合等の仕組みも活用して前向きな制度設計を行っていくべき。

○特別加入制度を知らない人もいるなか、十分な救済の道がなかなかないというのが現状と思われるため、家事使用人に労災保険を強制適用することに賛成。一方で、実際の運用に当たっては、適用の事務や災害発現場の現認者の問題などが様々あると思われる。対象になっても実際に給付が受けられないということがないよう、慎重に運用すべき。

＜使用者代表委員の意見＞

○仮に私家庭の私人に労災保険法等を適用した場合、運用面の課題は多岐に渡る。私家庭の私人による保険関係成立の届出や保険料の申告・納付のような事業主の責任や手続だけでなく、例えば「事業が開始された時点」はいつなのかなど技術的な課題の整理も必要。併せて、家事使用人のニーズや、職業紹介所や労働保険事務組合の活動実績を踏まえ、各種手続をサポートする仕組みを検討することも一案。

(2) 暫定任意適用事業に係る論点について

- ・論点①関係(暫定任意適用とされている農林水産事業について、労災保険法を強制適用することについて)

＜労働者代表委員の意見＞

○労災保険制度はすべての労働者に等しく適用し、補償されるべきであることから、暫定任意適用事業は廃止し、強制適用していくべき。暫定任意適用事業存置の理由としていた農林水産業の労働実態は、今や現代化してきている。農林水産業を魅力あるものにしていくためには、安心して働くことができる環境作りが必要であり、その観点で労災保険の強制適用をはかっていくことが重要。

○関係者周知や事務負担軽減などは検討する必要があるが、強制適用をはかっていくという前提に立った上で、前向きな方向で課題をクリアしていくべき。

○強制適用が必要である。既に強制適用である建設業では従事者減少の対策として、国交省と厚労省で社会保険未加入対策を業界も労働者も零細事業主も含めて対応してきた。こうしたことから、関係省庁との連携は大切である。

＜使用者代表委員の意見＞

○どのような職場で働く労働者であっても、業務上の傷病に関し平等に労災保険給付が受けられるように、暫定任意適用事業を見直し、強制適用していくことに賛同。セーフティーネット担保され、労働者が安全安心に働ける環境が整備されれば、地方において特に重要な農林水産業の持続可能性を高める効果も期待できる。強制適用に当たっては、農業の実態把握の他、労働保険の事務手続きを円滑に実施できる環境整備が重要。

＜公益代表委員の意見＞

○暫定任意適用事業を見直し、強制適用することに賛成。強制適用に当たり、農林水産省との連携や、農林

労災保険部会における委員の主な意見

水産事業者の理解や事業者の把握、保険料徴収上の課題を具体的に検証していくことが必要。農林水産業界の団体の方からご意見を伺う機会をいただければと思う。また、今般の見直しで強制適用になるのは小規模事業であり、丁寧な周知や徴収に係る実務を適切に実施するための準備期間が十分に必要と考える。

- ・論点②関係（全面的に強制適用する場合に留意すべき点について）

＜労働者代表委員の意見＞

- 建設業でも手間の貸し借りはあったが、これをなくし、しっかり労働契約を交わして近代化してきた。現行の制度でも処遇改善の方策はあるので検討をしていたきたい。

(3) 特別加入制度に係る論点について

- ・論点①関係（特別加入団体の承認や取消しの要件を法令上明記すること及び承認の取消し等に先だって段階的な手続を設けることについて）

＜労働者代表委員の意見＞

- 特別加入団体の承認や取消しの要件を法令上明記することに賛成。
- 特別加入団体数は4000超あるが、誇大広告や加入者へのサポートが不十分な団体もあると聞いていることから、現在通知に留まっている承認取消し要件を法令に明記することによって、厚生労働省から指導監督を行うことで特別加入制度の健全化と発展に繋がる。
- 承認の取消しに先立って段階的な手続を踏むことを否定するものではないが、事案によっては即時取消しもありうるのではないかと。特別加入者が、団体の承認取消しによって突如無保険になったり、納めた保険料や手数料の払戻しが受けられなかったりといった不利益を被らないよう、法令化とセットで労働局のフォローアップの仕組みも検討いただきたい。
- 特定フリーランス事業に係る特別加入団体の事務所要件については、安易に緩和すべきではなかった。一義的には対面相談ができるようにという目的で事務所要件を設けていたが、副次的には全国に相談窓口を設置できる事務体制と能力を担保するという面もあったと考えている。まずは特定フリーランス事業を含めた承認取消し要件を法律や省令に格上げした上で、議論のプロセスを担保しつつ、事務所要件については見直しを図っていくべきではないかと。

＜使用者代表委員の意見＞

- 特別加入団体の承認や取消しの要件を法令上明記することと、承認の取消し等に先立って、段階的な手続を設けることの双方に賛成。団体の要件や手続を法令上明確化することで、団体の適格性の確保につながる。

- 特定フリーランス事業の特別加入団体のヒアリングについて、部会における指摘事項がどのように反映されているか不透明であり、団体ごとに説明の粒度や充実度にばらつきがある。ヒアリングの実効性を高めるため、労働局長の承認前にヒアリングを実施するとともに、各団体の説明事項を統一すべき。

- ここ2年間で約60～70の特別加入団体がなくなっている。保険料を払っても、団体が解散してしまったせいで補償されないケースがありうるため、解散理由は確認するとともに、他団体への移行も促すべき。

- 特定フリーランス事業に係る特別加入団体の事務所要件に係る通達の記載について、団体の窓口要件は、対面相談を希望する者に適時適切に対応できれば良く、物理的なスペースの確保の必須化は過剰な対応と考えられるため、厚生労働省の解釈の明確化は理解できる。

- ・論点②関係（特別加入団体に災害防止措置を求めること及びそれに当たって法令的根拠を設けることについて）

＜労働者代表委員の意見＞

- 災害防止措置に関わる役割や要件について、法令上の根拠を設けるべき。特別加入団体には労災保険法施行規則第46条の23第2項で災害防止措置が義務づけられているところ、この履行状況を確認し、指導を行うためにも報告義務を課すべき。
- 特別加入団体の役割について、加入者の審査を行う義務を法令に明記する必要がある。特定フリーランス事業の特別加入団体において、加入者として疑義がある職種の者が含まれている事例も見受けられ、加入時審査の重要性や課題が認識される。特別加入団体の要件や役割を法令へ格上げするに際して、特別加入団体の責務として加入時の審査を適切・厳格に行うべき旨を明記すべき。
- これまで建設業では、事務組合に係る取組として、第二種特別加入者の疾病や怪我等のデータの厚生労働省への提示なども行ってきており、こうしたことも踏まえると特別加入団体の役割は大きい。今日的な状況を踏まえれば災害防止措置の法令化は必要だと考えるが、特別加入団体が歴史的に果たしてきた役割にも配慮しつつ、特別加入団体を有効に機能させる施策を検討して欲しい。
- 特定フリーランス事業の団体承認要件を厳格化する必要があるのではないかと。また、ヒアリングでの説明について団体ごとにばらつきがあるので、事務所設置状況や手数料等、必須のヒアリング事項は明確化したほうがよい。加えて、災害防止教育をしっかりと行える体制についても要件を設定すべきであり、災害防止教育

に当たっては団体加入者の属性に応じた教育も視野に入れていかなければならない。

＜使用者代表委員の意見＞

- 特定フリーランス事業に係る特別加入団体以外の団体にも、災害防止措置に関わる役割や要件を求めるとともに、法令的根拠を求めることに賛成。安衛法改正により個人事業主も安全衛生対策の対象となったことや、省令で特別加入団体に災害防止措置を定めることを求めていることから、特別加入団体の承認要件として、特定フリーランス以外の業種の全ての特別加入団体について、災害防止教育と厚生労働省への結果報告を含めることが適切。
- 特別加入団体の災害防止措置に関わる役割や要件を法令に設け、一定の質を担保すべきであり、それが加入者へのサービス向上にも寄与する。新規の団体については、その承認やヒアリング内容の確認はしっかりと実施していくべき。

2 給付関係

(1) 遺族(補償)等年金に係る論点について

- ・論点①関係(遺族(補償)等年金における夫と妻の支給要件の差の解消について)

＜労働者代表委員の意見＞

- 現行の遺族(補償)等年金の支給要件は、夫が仕事、妻が家事・育児をする家族形態を前提に作られたものと考えているが、共働き世帯が大多数となり制度設計の前提が完全に崩れている。ジェンダー平等の観点を踏まえても、夫婦間の支給要件の違いを解消することが当然である。解消の方法としては、夫のみに設けられている要件を撤廃するのが適当ではないか。

＜使用者代表委員の意見＞

- 支給要件の夫と妻の差を解消することは社会通念から言えば当然のことである。夫に課せられた要件を解消するという考え方も理解するが、労災保険という国の財源を使う以上、安易な考えで判断するのはいかかかと思っている。当時は男が独立して生計を維持できるという判断があったが、この考え方を維持するならば、(夫に課せられた要件を解消する場合)男性に生計を維持する能力がなくなったと捉えられかねない。この時の判断を変えるのなら考え方を整理しなおす必要があり、変えないのであれば「妻の要件を夫に合わせる」ことも検討に値するのではないか。
- 遺族(補償)等年金創設から半世紀以上が経過し、夫が単独で家計を担う世帯よりも共働き世帯が大幅に上回るようになった。研究会では、創設当時と現在のデータ比較で、女性は独力で生計を維持できるように思われるという見方も示されていた。中間報告書が指摘するように、「夫と妻との支給要件に差を設ける

ことに合理的理由を見いだすことは困難」と考えられ、その解消を図る方向性に異論は無い。ただし、それに当たり、夫の支給要件を撤廃するという結論を単純に導くのは適切ではない。労災保険制度を取り巻く環境は変化しており、その変化を適切に捉えた見直しが求められる。遺族(補償)等年金の今日における趣旨・目的に照らし、学識経験者の議論の蓄積を踏まえて判断していくのが本来ではないか。

・論点②関係(給付期間について)

＜労働者代表委員の意見＞

- 現行の長期給付については、遺族(補償)等年金の目的である「被扶養利益の喪失の補填」をどのように考えるかということに直結すると考えており、短期間で結論が出るものではない。まずは夫婦間の要件の差を是正することに注力すべき。

＜使用者代表委員の意見＞

- 遺族厚生年金では60歳未満の遺族に対し原則5年間の有期給付とする大幅な見直しがあった。こうした見直しも踏まえて、遺族(補償)等年金の長期給付の妥当性を検討すべき時期が来ていると考える。中間報告書でも、遺族(補償)等年金制度の役割や全体的な在り方について見直し、引き続き議論を行うべきであると結論づけている。
- 長期給付を含め、給付の拡大をすることについては、財源も考慮する必要がある。現在の遺族(補償)等年金の支給決定件数はあくまでも現行の規定に基づき認定された労働者に係る支給決定件数であり、規定が改正されたときにどのように変化するのか、試算して考えていくべき。

・論点③関係(特別加算について)

＜労働者代表委員の意見＞

- 昭和45年の特別加算創設当時は「高齢の妻は働くことが難しい」という事情が説明されていたが、女性の就労促進やジェンダー平等が進んでいる現代において妻のみに加算を設けることは合理性が無いと考える。また、高齢の妻以外にも障害のある遺族や子供のみの場合の生活困窮度は高いと考えられ、政策的に適切なものか疑問である。今回の見直しでは夫と妻の格差解消に留まらず、対象範囲を拡大する方向で見直ししていくべき。

＜使用者代表委員の意見＞

- 現在では、昭和45年の制度創設時の考え方は妥当せず、妻のみの加算を設ける合理性は失われている。JILPTの調査報告書では、アメリカ・ドイツ・フランス・イギリスの4カ国において特別加算に相当する制度はなく、こうした状況を踏まえると、特別加算制度は廃止が妥当である。

労災保険部会における委員の主な意見

・その他の意見

<労働者代表委員の意見>

○民法では同性婚が認められておらず、それに伴い同性パートナーに遺族(補償)等年金の受給権が発生していない。しかし、性自認や性的指向に係る社会の取組みは進んでおり、昨年「犯罪被害者遺族給付金の対象に同性パートナーが該当し得る」とした最高裁判決もあった。労災保険単体で検討することは難しいと思うが、遺族(補償)等年金の同性パートナーへの支給に向けた検討は進めていくべきではないか。

(2) 遅発性疾患に係る労災保険給付の給付基礎日額に係る論点について

・論点①関係(有害業務に従事した最終の事業場を退職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額について)

<労働者代表委員の意見>

○発症時賃金を原則とし、発症時賃金がばく露時賃金より低くなる場合はばく露時賃金を用いる方向で見直すべき。年齢や勤続年数に応じて賃金上昇する形態が一般的である中で、疾病を発症した50代の賃金は疾病の原因となる有害作業に従事していた20代の賃金より高くなるが多く、それにもかかわらず20代の賃金で給付基礎日額が算定されるのは労働者に酷であり、見直すことが妥当。

○アスベストの疾患はばく露から発症までの期間が通常30~40年とされているが、ばく露から10年で発症し、亡くなった者もいると聞いている。発症までの期間に個人差があり、こうした実態に即してしっかり給付が受けられるようにするべき。また、ばく露から発症までの期間における働き方は多様であり、発症まで長期にわたるケースもあることを加味すると、その被災労働者の生活保障ができる仕組みとすべきである。加えて、今後もアスベストを含有した建物の工事でアスベストにばく露する可能性があることを踏まえると、アスベスト疾患の発症の危険はまだあるものと考えられ、給付基礎日額についてきちんと対応するべき。

<使用者代表委員の意見>

○ばく露時より発症時の賃金が高くなった場合に、給付基礎日額の算定に発症時賃金を用いるのは、労災保険給付が生活保障であるという立場に立てば理解できる。しかし、その立場に立ったとき、ばく露時より発症時の賃金が低くなった場合に取立てばく露時賃金を使うのは、同じ生活保障の考え方から説明することが困難。国の制度として公の財源を使うのだから、考え方を整理した上で制度運用をしていくべき。

○給付基礎日額の算定に当たり、発症時賃金を原則とする場合、中間報告書に記載の通り、被災労働者が

有害作業に従事した最終事業場に対するメリット制の適用に際しては、ばく露時賃金を基礎とした給付のみを加味するべき。

・論点②関係(有害業務に従事した事業場を退職した後、就業していない期間に発症した場合における給付基礎日額について)

<労働者代表委員の意見>

○退職後の発症の取扱いについて、詳細な検討が必要。発症時にたまたま無職で収入がないからといって数十年前の賃金をベースに算定すると十分な補償を受けられない可能性が高い。そもそも給付基礎日額は、原則として労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とされているところ、同法第12条第8項で平均賃金を算定できない場合は、「厚生労働大臣の定めるところによる」と定められている。この条文に基づき発出されている通達では、「離職時の賃金額が不明なときは、同種業務に従事している労働者の賃金から推認する」という方法が示されている。この通達の考えに照らせば、ばく露時賃金と推定される発症時賃金を比較し高い方を取るという方法も考えられるのではないか。

(3) 消滅時効に係る論点について

・論点①関係(災害補償請求権及び労災保険給付請求権に係る消滅時効期間の見直しの要否について)

・論点②関係(消滅時効期間を見直す場合の方策について)

<労働者代表委員の意見>

○平成29年の民法改正で一般債権の消滅時効が原則5年とされた一方で、災害補償請求権と労災保険給付請求権は2年に据え置きとなった。対等な市民相互間を規律する民法よりも短いという労災保険給付請求権の消滅時効の課題は、早期に解決すべきであり、5年に延長することが当然である。

○労災事案の中には、年月を経てから周囲のアドバイスにより自身の傷病が労災請求の対象だと気づくパターンもあるのではないかと。令和2年改正法案審議における質疑にあるとおり、精神障害などの場合は、すぐに請求をするのは困難なケースもあり、2年での請求権消滅は不合理ではないか。

○2021年の労働基準法改正までは災害補償請求権と賃金請求権の消滅時効期間は同一であったにもかかわらず、賃金請求権は5年、当面は3年と改正された。元々同じ時効期間だった制度に差を設ける合理性はなく、早期に5年にすべき。

○中間報告書の「被害者の早期の権利実現の観点から見直しは不要」という意見は理解しがたい。そもそも時効により労災保険給付の債務履行を免れ、利益を受けるのは国であり、逆に権利を喪失して不利益を

被るのは被災労働者と遺族である。国の利益のために被災労働者と遺族が不利益を被らないといけないということは理解しがたく、請求権の早期消滅は被災労働者の早期の権利実現につながらない。

- 労働者の中には労災保険制度の存在を知らない者や、傷病に対する業務起因性の認識がない者もあり、更に労働者が亡くなった場合に、遺族が死亡原因は私的なものと思いついでいるケースも耳にする。その中で請求権を早期に消滅させることは妥当ではなく、消滅時効を5年に延長すべきである。

＜使用者代表委員の意見＞

- 令和2年改正法案審議の政府答弁のとおり、業務起因性の立証は時間の経過とともに困難になる。早期に権利を確定させて被災労働者の救済を図る必要性や、早期の労災保険請求を通じた事業主の安全衛生対策、再発防止対策の促進の必要性は今も妥当する。また、労働政策審議会の建議では「消滅時効の見直しにあたり、他の労働保険・社会保険と一体的に検討すべき」とされていることや、研究会で労災保険制度特有の事情の有無も含め統一的な意見を得るには至っていないことを踏まえ、消滅時効期間の延長ありきではない十分な議論が必要。なお、事業主の手続漏れ、請求人の制度の不知・誤解等が時効期間を徒過した理由の上位となっていることから、事業主・労働者など関係者に対する現行制度の一層の周知・広報に注力いただきたい。仮に消滅時効期間を見直すのであれば、相応のエビデンスの存在が前提となるべき。

- 時効期間徒過件数は時効期間を知らない方が請求してきた案件をまとめているものである。時効期間を正しく理解している方はそもそも請求しておらず、その人数についてデータで示すことは難しいかもしれないが、そういう者がいることを認識した上で議論していくべき。データを見る限りは、制度の周知徹底のほうが重要とも思える。

- ・論点③関係（他の社会保険と異なる労災保険特有の事情について）

＜労働者代表委員の意見＞

- 他の社会保険とは異なり労災保険には保険証が無い。労働者は自身が労災保険制度の適用対象であるか明確に意識しておらず、遺族が認識しているかも分からない。労働者性が曖昧な者が労災事故に遭い、自身が労災保険給付の対象であることに直ちに気づかないケースも考えられる。こうした状況を考慮すると、早期の消滅には合理性が無く、5年に延長することが当然である。

- 労災保険と他の社会保険とは支給要件の明確さに違いがある。厚生年金は年齢、健康保険は病气やけが、

雇用保険は失業という外形的な事実で支給の有無が判断されるため、被保険者は保険給付を受けられるか否かの予測が比較的容易である。これに対し、労災保険は業務遂行性・業務起因性の観点があり外形的な事実だけでは容易に判断できない。また、労災保険は請求により不利益な扱いを受けるのではないかという危惧から請求をためらうという被災労働者の心理面の課題があり、この点は他の社会保険にはない。こうした労災保険制度の特性に照らすと、保険給付の請求期間を他の社会保険制度と揃える必要はなく、むしろ他の保険制度より時効期間を長くすることが妥当である。

＜使用者代表委員の意見＞

- 社会保険制度が様々ある中で、制度によって消滅時効期間が異なることのデメリットもあるのではないかと。制度の周知不足や被災者の心理的な課題については、労使が労災保険の申請を躊躇する必要はない旨を周知して解決する方が望ましく、保険制度ごとに異なる時効期間を国民が正しく理解することのほうが社会的コストが大きいのではないかと。

(4) 社会復帰促進等事業に係る論点について

- ・論点①関係（特別支給金等の処分性を認めることについて）

＜労働者代表委員の意見＞

- 給付的な社会復帰促進等事業で処分性が認められていないのは特別支給金及び一酸化炭素中毒措置法に基づく介護料支給費のみであり、被災労働者が審査請求をできないのは不合理である。処分性を認め、被災労働者に審査請求の機会を保障すべき。

- ・論点②関係（給付的な社復事業の不服申し立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることについて）

＜労働者代表委員の意見＞

- 審査請求の手続きについて、被災労働者に二重の負担を強いるべきではなく、社会復帰促進等事業の審査請求も労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすべき。ただし、これに伴い労働保険審査会等の負担が増えることも予想されるため、体制整備も必要。

3 徴収等関係

(1) メリット制に係る論点について

- ・論点①関係（メリット制の意義・効果について）

＜労働者代表委員の意見＞

- メリット制については、今日的にその役割を果たしているのか効果検証を行った上で、制度としての在り方を検討する必要がある。この点、研究会で検証は一定程度行われたが、十分とは言えない。例えばプラスでメリット適用されている事業場では一定効果があると思われる一方で、マイナスでメリット適用されている事

労災保険部会における委員の主な意見

業場ではその効果が判然としない。また、労災かくしにつながっていないということの検証も不十分。そうした中で「メリット制は存続させ、適切に運用することが適当」と結論づけることは時期尚早である。改めて、災害防止効果や労災かくし等の動機について詳細な分析を行った上で、メリット制の現行の増減率や適用の要件、更には制度の是非も含め、根源的な検討を行う必要があるのではないかと。

<使用者代表委員の意見>

- 研究会で示されたメリット制の検証結果について、事業主の負担の公平を図ること、事業主の自主的な災害防止努力を促進することについて一定の効果を裏付けるものと認識している。労災かくしの動機に係る調査結果についても、メリット制が労災かくしにつながるという仮説を証明するものではないと考えている。中間報告書の結論に従い、メリット制を適切に運用し、存続させるべき。
- メリット制は今後も必要である。労災保険は保険事業であり、リスクに見合う保険料が原則であるべき。日本の民間保険においても、メリット制の導入で、事故の発生を抑制している効果が出ている。諸外国においても同様のものが見られるところ、諸外国の労災保険においてメリット制のようなものがあるか整理いただきたい。
- 企業の安全対策は、メリット制があるからではなく、あくまで働く仲間が業務上の怪我はあってはならないという動機で行われている。現実的には企業ごとに労災保険給付額の多寡があることから、これを保険額にも反映させるべき。労災かくしを助長する懸念についても、自社で起きた労災事故における聞き取り調査の中でメリット制への影響を言及する事例は一例もいなかった。
- 労働委員の指摘する「マイナスでメリット適用されている事業場ではその効果が判然としない」については、資料中に記載のとおりと考える。
- メリット制が労災かくしを助長しているという指摘について、そのエビデンスをお示しいただきたい。仮に合理的根拠があるとしても、労災かくしの動機に係る調査を見ると、発注を受けられなくなることの懸念などが労災かくしにつながっていることが伺われる。労災かくしは刑事事件として書類送検され、公共工事で指名停止にもつながりうるということを改めて周知徹底すべき。企業にとり甚大なレピュテーションリスクにもなる。
- ・論点②関係（有害業務に従事した事業場を退職した後、別の事業場で発症した場合における給付基礎日額について、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用について）

<使用者代表委員の意見>

○仮に、原則として発症時賃金を用いるとした場合、研究会報告書のとおり、有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用において、被災労働者のばく露時賃金を基礎とした給付のみを加味すべき。

○被災者保護とは別の観点であり、研究会の結論のとおりであるべき。

(2) 労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題に係る論点について

- ・論点①関係（労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実を、事業主に対して情報提供することについて）

<労働者代表委員の意見>

- 事業主に対する情報提供は慎重であるべき。職場で業務災害が発生した場合は、再発防止措置を取るのには使用者として当然の責務であり、労災保険給付の支給の有無にかかわるものではない。
- 労災保険給付の支給決定事実を事業主に情報提供するとすると、事業主はメリット制適用で保険料が上がることを見据えて「将来の保険料が上がるのは労災認定されたせいだ」として、被災労働者や遺族、更には被災労働者に協力する資料提供者や証言者などに不当なプレッシャーを与えることが懸念される。「手続保障」と引き換えにこうしたことが横行しては、労災申請の委縮にもつながりかねない。こうしたことは委員に配付された各団体意見書でも指摘されていることから、情報提供は慎重であるべき。
- 怪我の場合はすぐに分かるが、疾病の場合はすぐに分からず、どのような労働環境で働いていたかなどの情報が重要。被災労働者への影響に配慮していくべきと考える。

<使用者代表委員の意見>

- 労災保険の支給、不支給の情報は労働災害の再発防止に必要な情報であり、保険料を事業主が全て負担していることからすると、労働者に通知されている情報と同じ情報を同じタイミングで全事業主に通知すべき。
- 輸送や作業の現場は、労働災害の頻度や強度が高く、安全対策の早期の反映、他の労働者への情報提供の観点で、意義や期待される効果が大きい。
- 労災保険料を100%負担している当事者の立場からすれば、支給、不支給の情報を企業に情報提供すべき。個人情報への配慮は必要であるものの、請求の段階で企業が情報を知っている以上は、結果の通知の有無によって企業側が何かすると言うことは考えにくい。また、企業から被害者家族への補償手続面でも、支給状況を事務的に照会しなければならず、心が痛む。
- 事業主は災害防止の努力が必要であるが、そのため

には災害の内容を知ることが重要。個人情報への配慮は必要であるが、全ての事業主に情報が提供されることが必要である。また不当な圧力が生じるとの意見も、仮に圧力をかけようとするのであれば、労災請求への証明や監督署の調査の際に事業主が把握した段階で同様の事態の発生が想定され、支給、不支給の決定の通知を契機として生じるものではないと考える。むしろ早期の災害発生防止を促すという観点で、事業主には情報提供されるべきではないか。

- 請求人の求めに応じて監督署が処分理由を説明していると聞か、類似の業務災害に係る再発防止の観点から、事業主にも同様の機会を設けていただきたい。個人情報や機微情報に関して、傷病名等については要配慮個人情報であり、行政も取扱いに留意すべきものであると考えられるもの、事業主の証明や監督署の調査からすると、労災保険請求の事実を事業主は一般的に把握している。事業主は労災給付に係る証明や調査協力義務があること、保険料に影響があることに加えて、類似の災害の再発防止努力も求められる。このような中、労災保険給付の障害等級や傷病等級に関する情報を含めて提供されることが適当。情報提供範囲を過度に狭めたり、手続きを複雑にしないようにすることが重要。

・論点②関係（メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについて）

<労働者代表委員の意見>

- メリット制適用事業主に、労災保険給付に関する情報を伝えることは問題が大きく、「提供すべき」とする研究会の結論には賛同できない。あんしん財団最高裁判決でいう「手続き保障」は、不服申立て又は取消訴訟の際に、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張できるという機会の保障を言っているのだから、事業主に労働保険料増額の根拠を伝えるべきということを言っているわけではない。行政不服審査や訴訟手続きが始まってから国が必要な情報を開示すればよく、保険給付の決定時に情報提供する必要はない。「手続き保障」という観点で事業主に労災保険給付の情報を提供することはデメリットが大きい。
- 労働側としては情報提供自体に反対であり、情報提供の範囲については踏み込まないが、労災保険給付の支給決定情報には病歴、障害と言った労働者にとってはセンシティブな情報が含まれていることから、こうした情報を事業主に提供すると、労災請求をためらってしまうことにつながる。また、ハラスメントなど、

同僚の証言が重要な労災請求もあるが、情報提供されれば報復や不利益をおそれ、協力しなくなる可能性も考えられる。これらからすれば、算定根拠情報の事業主への情報提供はされるべきではない。事業主には、労災保険給付情報の提供如何にかかわらず、安心して働ける職場環境づくりを行っていただきたい。

- メリット制適用事業主に伝達すべき情報は、「労災保険率決定通知書」に示されている現行の情報で十分ではないか。そもそも労働者に通知される労災保険給付の決定情報の内容は「業務に起因する疾病と認められないため支給決定しません」といった程度。そのような状況であるにもかかわらず、「手続き保障」という観点から事業主に保険給付に関する情報提供を充実させる必要があるとは思えない。仮に労災保険給付に係る算定情報を提供すれば、自身の労災請求によって事業主に経済的不利益を与えたことが可視化され、被災労働者の労災請求の委縮につながる。限定的な情報であったとしても伝えるべきではない。なお、労災保険給付の決定情報があろうとなかろうと、事業主は災害防止体制を構築しなければならない。現行の情報提供で十分ではないか。

<使用者代表委員の意見>

- メリット制で労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報が提供されないのは、保険料の負担者としては是認し難い。認定決定に係る事業主の手続保障の観点からも重要な要素であり、この点からも事業主に対して情報提供が必要。メリット取支率の計算式を含め、計算式を明らかにしていただきたいと考える。
- メリット制の影響を受ける企業側の立場として、当然にして情報提供はされるべきである。企業側としては、料率の増減結果のみを通告され、これを受け入れて対応させられるのは納得しがたい。
- 事業主に対する支給不支給の事実、保険給付に関する情報、メリット制の適用を受ける事業主に対しては取支率の計算式を含めて、事業主の手続保証の観点からも、請求人に通知される情報と同じものを同じタイミングで教えていただきたい。
- 労災保険の支給、不支給決定の段階に至る前から、事業主は災害の再発防止努力が必要である。情報が適切なタイミングで知られることで、労災防止の観点からも事業主がより重要に受け止めることとなる。特にメリット制適用事業主については、メリット制に影響が出るのは3年後であるところ、もっと早い段階から通知されることが、災害防止の観点から必要。個人情報には配慮が必要だが、事業主も様々情報提供していることからすると、それも配慮した形で情報提供いただきたい。

メンタルヘルス対策等で交渉 厚労省●セクハラへの負荷強度見直し等要請

労働相談の中でも職場でのハラスメントに関する相談が非常に多く、行政の相談窓口、各労働組合、全国の労働安全衛生センターでも対応に労力が割かれている。長時間労働も含めた職場での業務や精神的負荷によるメンタルヘルス問題も多く、被災者への対応のみならず、職場での予防対策が必要とされている。しかし、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策は、大企業では制度が整えられつつあるものの、実態が伴わない、あるいはうまく機能していないということも見受けられ、中小企業では対策できる資力や人材不足で取り組みが遅れている。

全国労働安全衛生センター連絡会議では、メンタルヘルス・ハラスメント対策局で定例会議を行い、各センターで取り組む事例を共有し、制度の問題点を洗い出し、現状改善のための議論を行っている。そこから出た意見を要望書にまとめ厚生労働省に提出し、立憲民主党の阿部知子衆議院議員の仲介で、2025年5月27日に衆議院第一議員会館にて交渉を行った。要望の内容は、労災補償状況の詳細や分析、認定基準の運用方法、ハラスメント相談窓口やメンタルヘルス対策な

どだった。

要望が多岐にわたったため厚生労働省側からは、労働基準局補償課、監督課、保険課、雇用環境・均等局、労働安全衛生課などから約20人が対応に出てきた。全国安全センター側は東京、神奈川、名古屋、大阪、兵庫から12人ほどが参加した。

補償状況データ元に分析を

厚生労働省は過労死等の労災補償状況を毎年公表している(※)。この発表内容には含まれていない部分について、データの提供を求めた。データ部分で回答可能なものについては、交渉日の前に文章で回答もらったうえで、当日、さらに質問するかたちとなった。

脳・心臓疾患の支給事案のうち、「長時間の過重労働」「短時間の過重労働」「異常な出来事」の内訳は、「長時間」が190件と一番多いが、「短時間」が15件、「異常な出来事」が11件と少ない件数ではあるが認められていることがわかった。ただし、支給決定件数のみしかデータ提供がなかったため、認定率はわからなかった。また長時間労働のうち5件は複数業務要因災害ということだった。

精神障害で「特別な出来事」があったとして認定されたものの内訳では、やはり「月160時間以上の残業」などの極度の長時間労働で認められたものが32件と一番多く、「強姦などのセクハラ」が17件と二番目に多かった。負荷評価表にある出来事の中でも「セクハラ」は三番目に多く、現在も職場でのセクハラは深刻な状況であると考えられる。

また、決定件数のうち、「専門部会」で決定したのは421件、うち支給は115件、「専門医の意見」での決定は1796件、うち支給410件、「主治医の意見」での決定は363件、うち支給は358件だった。精神障害の認定基準ができた当初は、すべての事案が「専門部会」の合議で判断されていた。ところが現在は2580件のうち421件のみとなっている。ただし、専門部会で判断する場合は、事案の内容が複雑であったりして、認定率は30%を切っている。決定件数の一番多いのは「専門医の意見」であり、こちらはわずか22%しか認定されていない。主治医の意見で判断された事案は以前より増えており、その場合はほとんどが支給決定される。審査期間も短縮されるので、なるべく主治医の意見で決定されることがこちらとしては望ましい。

集計していないとして、厚生労働省から答えが得られなかった質問に、「2023年度における、精神障害の障害補償支給の件数とその発症から症状固定までの療養期間ごとの内訳、および障害等級別の件数を明らかにする



こと」がある。質問の意図としては、精神障害の症状固定では、まだ寛解にほど遠く、治療が必要なのに打ち切られた事案や、10年20年労災での療養が続いている事案もあり、各労働局でも判断にばらつきがあるので、療養期間や障害等級を知れば、どのように運用されているのかも把握することができるし、本省でも現状把握してほしいということだ。こちらからは具体的な事案もあげて、集計するように口頭でも要望した。

また、負荷評価が「中」の出来事が複数あって認定となった事案についても集計がないとのことだったが、これについても、集計して、分析することの重要性を説明して要望した。

精神障害で2020年以降「医療・福祉」業種での支給決定件数が急増していることについて原因を尋ねたが、理由は不明としながらも出来事としては、「悲惨な事故や災害の体験」と「カスハラ」などによる支給決定が増えているということだった。2倍、3倍と

いう増加率なので、きちんと分析して合わせて対策を行うべき状況であると念を押した。

都道府県ごとに労災認定率に大きな差があることについては、これまでと同じく適切に判断した結果であるとの回答だったが、やはり、常に低い認定率というのは何か原因があるという目で見、内容分析すること、また研修などで事例の共有などを行って判断のばらつきをなくしていくことなどを要請した。

負荷を「強」とするべき内容のセクハラ事案で、被災者が加害者に迎合したことや事業者が事実上救済となっていないような対応をしたことなどを加味することによって、負荷評価を軽く判断することがあり、判断する職員のセクハラへの認識も不十分であり、セクハラへの負荷強度を見直すように求めた。

医療機関の無理解問題

精神障害の労災請求で、医療機関が労災の請求書に証明をし

ないというトラブルが度々起きている。休業補償請求書には医師が病名や就労できなかった期間を証明しなければならない。「労災指定機関ではない」「会社とのトラブルを避けたい」などと証明を拒否し、労災にするなら転院するよう求める医療機関もある。被災者は請求書さえ作成できず、請求をあきらめることになりかねない。労働者に医療機関の証明欄の記載がなくても請求できることを周知すること、また医療機関に対しては、労災指定でなくても、書類の作成に協力すること、労災請求することで診療を拒否することがないように厚生労働省が周知徹底することを求めた。

他には、専門性のあるワンストップで対応できるハラスメント相談窓口を設けること、ストレスチェック制度について、集団分析の義務化と安全衛生委員会での結果の共有で職場改善の実効性を確保することを求めた。

回答の多くは、適切に処理している、であるとか、ご意見としてうけたまわります、であったが、対応に出てきた厚生労働省の係長クラスの実務担当者には、現場の実態をいくらかでも知ってもらえたと思う。いくらかは参考集計方法を見直したいという答えもあった。今後も満足のいく回答が返ってこないとしても、職場の実態や被災者の現状を繰り返し訴えていきたいと思う。



(関西労働者安全センター)
※2024年度分補償状況公表は交渉後の2025年6月25日であり、10月号で紹介している。

複数事業労働者保険給付 労災法●公平な保険給付への改正だったが

労災保険法改正により、2020年9月1日より複数事業労働者に関する保険給付が施行されている。以前は、二つ以上の事業場で働いている労働者が労働災害に被災した場合、休業、障害、遺族などの各給付の基礎となる給付基礎日額は被災した事業場での賃金のみで計算されることになり、また、長時間労働による過重負荷での脳心臓疾患のような複数事業場の負担が原因となった災害については業務上災害として扱われることがなかった。実態とはかけ離れた給付となってしまう問題の解決策として、この改正が行われたわけだ。

公平な保険給付のために待ち望まれていた改正ということができるのだが、実際に運用されて相当な年数が経過している現在、指摘すべき問題点を挙げてみたい。

被災事業場以外の事業場の協力は誰が？

まず実際に複数の事業場で雇用されて働いている労働者が各保険給付を請求するとき、被災労働者本人や当該事業場の実務を進める担当者が制度の趣旨を理解しているかという問題がある。

たとえば休業補償給付を請求する際に使用する様式第8号は、

表題を「休業補償給付支給請求書」「休業特別支給金支給申請書」の2段表示だったのを、間に「複数事業労働者休業給付支給請求書」を入れた3段表示に変えた。そして裏面には「その他就業先の有無」を記載する欄が設けられ、「有」の場合は何社か数字を記入することになっていて、それが特別加入である場合には「労働保険事務組合又は特別加入団体の名称」を記入し、給付基礎日額と労働保険番号を記載するようになっている。

そして、様式第8号の別紙3が新たに新様式として設けられ、被災した労働者が雇用されている他の事業場が、労働保険番号や直前3か月の賃金から算定する平均賃金の額をはじめとして、療養のため労働できなかった期間などの必要な情報を記入し、証明することとされている。

「複数事業労働者に係る給付基礎日額の算定について」（令和2年8月21日基発0821第2号）には、その取り扱いについて運用の詳細が解説されていて、その限りでは公平な運用が確保されそうだが、ただ実際の運用はどうだろうか。

複数事業労働者が、他の雇用されている事業場に対して、自らの事業場での被災でもないのに

平均賃金算定のための資料を添付して実際に休んだかどうかの証明してもらわなければならない。その依頼をするのは誰か…、となるともちろん本人ということになるだろう。

パートタイムの工作中に転倒して骨折してしまい入院を余儀なくされた労働者は、当該の事業場で労災保険の手続きをしてもらったが、休まざるを得ない他の勤務先の事業場に、電話や手紙で証明を依頼するということになるのだろうか。複数事業労働者の保険給付についてあらゆる職場に周知されているならいざ知らず、制度趣旨を十分に説明して了解してもらい、協力を得なければならない。

もちろん遺族補償給付の請求なら、労働基準監督署の事務官も、応じる事業場の担当者も間違いのない給付にたどり着く努力をするだろう。しかし、骨折で1か月の休業という場合、被災労働者自身が意図的に複数事業労働者としての請求を自粛してしまう（様式第8号の「その他の就業先」を「無」にする）ということになりはしないだろうか。

この点については、補償給付の実務を扱う労働基準監督署労災課の窓口が周知と事業場への働きかけにどの程度時間を割くかにかかっているのではないだろうか。ただ、筆者の感触に過ぎないかもしれないが、労働基準監督署の窓口はあくまで受け身での対応に終始しているように見える。

特別加入団体は何を証明しろ??

新しく設けられた様式第8号の別紙3の問題である。この様式は、労働災害が発生した事業場以外の事業場の証明を求めるものなので、証明事項は少ない。必要な情報としては、療養のため労働できなかった期間と賃金を受けなかった日数、平均賃金、厚生年金関係の情報ということになる。

ただ、平均賃金の情報を得るためには3か月の賃金明細も必要になるわけで、協力が必要な事業者はそれぞれ手間がかかるというわけだ。

「その他の就業先の有無」欄が「有」の場合で、その就業先が特別加入である場合は、その労働保険事務組合又は特別加入団体の情報を記入することになっているのは先に述べた。実際に大阪労働局管内で複数事業労働者休業給付の請求手続を行ったところ、その他の就業先が特別加入である場合でも様式第8号の別紙3の提出を求められた。しかしこの場合、療養のため労働できなかった期間と賃金を受けなかった日数、平均賃金はだれが証明するのか。給付基礎日額については労働保険事務組合や特別加入団体が把握しているわけだから証明は可能だが、証明を待つまでもなく労働局にデータは間違いなくあるはずだ。特別加入者は賃金は受けないから「賃金を受けなかった日数」は関係ないし、「療養のため労働できなかった期間」については知る由もない。にも関わらず、事務組合や特別加入団体による別紙3提出を求めるという窓口対応となって

しまっていた。また、複数事業労働者給付が特別加入者にも適用されることさえ理解されていない窓口対応さえあったのが実際のところだ。

おそらく単純な労働局内の事務取り扱いの不徹底が原因と考えられるが、もう制度ができてから4年以上経過しての出来事だ。しかもひとつの署でのことではない。逆にいうと、複数事業労働者の保険給付請求がいまだに普通のことにはなっていないということの証左といえよう。

特別加入者には大きなメリットのはずだが？

複数事業労働者の保険給付は、実は特別加入者にとって大改正であることについては、本誌でたびたびふれてきたところだ。たとえば建設関係の中小事業主である特別加入者は、複数の業種に

わたり業務に従事するケースが多い。この場合、特別加入を複数に分散して加入しておきさえすれば、災害にあったときはそれらが合算して支給されることとなり、これまでのように事務所の労災のほうは適用なしなどという不合理は防げることになる。

こうした点について、労働保険事務組合や特別加入団体に対して周知を促すなどの取り組みはまったくされていないのは問題ではないだろうか。

フリーランスの業種を問わない特別加入制度の創設など、特別加入についての取り組みが拡大されている昨今の状況を含めて、労災保険制度の公平な制度改革をどのように一般化し普遍化させていくか、政府の側の取り組みが必要ではないだろうか。

(関西労働者安全センター
西野方庸)

ラーメン店店長の上肢障害 東京●過酷な長時間労働が原因

Aさんは、数年前から都内にあるラーメン店の店長として働いていた。そのラーメン店は関西に本社があり、独特の豚骨ラーメンを看板にしていた。

ラーメン店の店長としての勤務は過酷なものだった。毎日、早朝に出動し、数百本の豚骨をハンマーで割り、3つのスープ鍋にその大量の豚骨を投入し、長時間

煮込んでいく。その間、大きな棒でスープ鍋を攪拌し続ける。さらに、チャーシュー用の大量の豚肉を巻く作業もある。そうした仕込み作業が終わると、営業時間になる。お客さんは途切れなく来店し、店長はスープ鍋の攪拌を常に続けながら、調理作業も行う。店は店長1人とアルバイト2~3人の体制で、仕込みと調理の作業

は店長一人で担当していた。仕事は朝6時半から、深夜0時過ぎまで続いた。

仕事をはじめて3年ほど経った2022年の夏頃から、Aさんは次第に左手指にしびれを感じるようになった。2023年になるとしびれがさらに強くなり、左手の筋肉がなくなつて握力が落ちていった。病名は「肘部管症候群（ちゅうぶかんしょうこうぐん）」。上肢障害の一種で、肘の神経障害である。Aさんの症状は重く、最終的に左肘の手術を受けることになった。

2024年1月、Aさんは労働基準監督署に労災申請を行った。長時間の仕込み・調理作業が原因で起こった職業病であることは明らかだった。Aさんは、長時間労働の証拠として、自らの日々の作業内容を詳細にまとめた報告書、元同僚の証言、本社に送っていた業務報告のメールなどを労基署に提出した。しかし、労基署が8月に出した結論は、労災とは認められないという不支給決定だった。

上肢障害の労災認定基準は、①病気が上肢障害に該当すること、②上肢に負担がかかる作業を主に行っていたこと、③発症前に作業の負担が増えていたこと、の3点が判断のポイントになっている。Aさんのケースでは、①と②の条件に該当すると認められたものの、③については該当しないとされた。

Aさんは毎日17時間前後の仕込み・調理作業に従事しており、③の条件を満たしていると主張した。しかし労基署は、本人が

提出した様々な証拠を一切採用せず、それらの証拠では労働時間も作業時間も確認できないとして、店の売り上げ記録（金額）の増減だけを見て、業務の負担が増えていないと結論づけた。

とくに労基署は、タイムカードがないので労働時間の客観的な資料がないと言ってきた。実際には、本社が店長の労働時間をまったく管理しておらず、店長のタイムカードを用意していなかったのである。「労働時間の記録

を付けずに違法に長時間労働させている事業主が有利になり、労働者が泣き寝入りすることになる」と抗議したが、労基署は判断を変えなかった。

Aさんのケースは、現在、審査請求を闘っている。長時間労働の被害に向き合おうとしない労基署の決定を覆し、Aさんの労災補償を勝ち取るため、当センターも支援を続けていく。



（東京労働安全衛生センター）

75年前の石綿曝露が原因

東京●90代女性の中皮腫死亡労災認定

2024年5月、都内の医療機関の医療ソーシャルワーカーから、胸膜中皮腫の患者の労災申請について相談があった。患者のKさんは90代の女性で、若い頃に数年間勤務した事業所でアスベストに曝露した記憶があるとのことだった。

早速、自宅で療養されていたKさんの話をうかがうことし、ご家族と医療ソーシャルワーカーの方のご協力で、直接お話をうかがうことができた。

ご本人の記憶では、1950年代初頭、20代の頃に勤務した都内の事業所で、貴金属の分析に関する業務をしていたそうである。そして、その分析業務の中で湯せんの作業を行うために、ニクロム線を用いた電熱器を複数自作

しており、職場にあったアスベストボードをカットして電熱器の中に敷き詰める作業をしていた、ということだった。また、この事業場では金属を溶かす作業のために小型の電気炉が用いられており、そこにもアスベストが使われていた可能性がありそうだった。一方で、Aさんはその事業場を辞めた後は専業主婦となり、一時期パートで働いた時期もあったものの、アスベストに曝露するような仕事や環境にいたことはなさそうだった。

残念ながら、Aさんはこの証言を残した数日後に、胸膜中皮腫のため亡くなられた。労災申請はご遺族が引き継ぐことになった。

事業場はいまでも存続していたため、労災申請への協力につい

て打診したが、Aさんの在籍記録も当時の業務内容の記録も会社にすでに残っていない、として事業主証明はできないとの回答だった。

しかし、ご本人の遺品の中から、その事業場に採用された際の雇用契約書や、その事業場の30周年記念の社史などが出てきた。さらに、年金加入記録でも、その事業場に在籍していたことが裏づけられた。社史には、ご本人が当時勤務していた工場の写真や、工場に設置されていた電気炉の写真なども掲載されていた。

また、当時一緒に工場に勤務していた同期の女性で友人のCさんが、証言に協力してくれた。Cさんは、貴金属を酸で溶かして分析を行っていた当時の作業の

様子を具体的に証言してくれた。

そして、東京労働局の石綿労災担当の調査班がこうした証拠・証言を踏まえて調査を進め、2024年の年末に労災認定の通知がご遺族に届いた。

約75年前の石綿ばく露によって中皮腫になる。あらためて「静かな時限爆弾」と呼ばれる石綿の恐ろしさを感じる。Aさんは生前、石綿に関する報道を目にする、ご家族に「私も若いころに石綿を使う仕事をしていた」と何度か話していたそうである。

70年以上前の雇用契約書や社史が綺麗に保管されていた遺品を拝見して、一人の人間が生きた足跡と、そこに石綿があったという重い事実が云わってきた。

(東京労働安全衛生センター)

した。黒い布で覆われたテーブルの上には、彼らの心が込められた数十個の菊の花が置かれた。ホームの前の床には、キム君のカバンにあったカップラーメンも置かれた。「9-4乗り場のスクリーンドア」には、キム君を追慕するポストイットが貼られていた。ポストイットには「労働者が安全に仕事をして、生きて家に帰れる世の中」「仕事で死なない社会、私たちが作らなければならない社会」と書かれていた。

九宜駅で追悼行事を終えた後、参加者たちは地下鉄に乗って、3月に大型シンクホール事故で配達労働者が死亡した江東区明逸洞に一緒に移動した。参加者たちは事故が起きたガソリンスタンドの前で記者会見を行い、真相究明と再発防止対策を講じるよう求めた。31日までだった国土交通部のシンクホール事故調査期限は、7月末までに2か月延期された。

その後、ダークツアーの参加者たちは、昨年8月に電車のモーターカーに搭乗して作業中だったコーレイルの職員2人が死亡した九老駅に到着し、当時の事故現場を見回った。2017年に1人の障害者が地下鉄の車椅子リフトを利用しようとして、階段の下に落ちて死亡した新吉駅では、障害者移動権の予算を拡大して欲しいと要求した。最後の場所の金浦空港では、済州航空旅客機惨事での犠牲者を追悼し、空港の安全を担保する要員不足の問題を、解決しなければならないと追求した。

反省と教訓のダークツアー

韓国●歴史的な事件現場を訪問

■九宜駅事故九周忌明逸洞のシンクホールから金浦空港まで ／世界で一番悲しい旅行

「今日、私たちは世界で一番悲しい旅であり、一番寂しい旅に出ようと思います。旅行を終えて帰る私たちの仕事場が危険なら、私たちの『ダークツアー』は終わらないでしょう。死の循環列車を生命の循環列車に変えるため、今日、九宜駅から列車に乗ります。」

19歳の下請け労働者のキム君が、ソウルの九宜駅でスクリーン

ドアを修理する途中で亡くなって9周年になった5月28日、特別な旅行に出る循環列車が発発した。キム君のような犠牲者を追悼し、災難現場を回る「ダークツアー」行事だ。「ダークツアー」は、災難や歴史的に悲劇的な事件が起きたところを訪ねて、反省と教訓を得る旅行を意味する。

キム君の同僚たちと労働者、市民など60人は、事故が起こった九宜駅の9-4乗り場の前で目を閉じて黙祷した後、順に献花

2025.5.28 京郷新聞

■金容均が死亡した泰安火力発電所でまた…50代の労働者が挟まれて死亡

6月2日午後2時40分頃、忠南泰安郡遠北面にある西部発電・泰安火力発電所内にある韓電ケイピーエス(KPS)機械工作室で下請け業者である韓国パワーオーエンエム所属のAさん(50歳)が、工業用棚機械の付近で心停止状態で見つかった。西部発電は、発電設備に対する経常整備をKPSに下請けさせ、KPSは「経常整備補助」業務を韓国パワーオーエンエムに任せた。西部発電の再下請け労働者であるAさんは、発電設備の部品を棚を通して加工する業務を担当してきた。

棚が作動しないことを不思議に思った防災センターが現場を確認する過程で、Aさんを見つけて通報した。公共運輸労組関係者は、「40cm余りの曲がっている金属棒を切削する過程で、服が回転軸に巻き込まれて事故に遭ったと見られる」と明らかにした。該当の機械には異常が発生した時、電源を強制的に遮断する非常スイッチも付いているが、事故に遭ったAさんのためにスイッチを押してくれる人はいな

かった。一人で作業することになった経緯について捜査中」と明らかにした。

西部発電は事故経緯を扱った報告書で、Aさんが「棚の周辺を任意周辺整理中」に事故にあったと書き、KPSもやはり事故説明資料で、Aさんがしていた作業について「今日の作業オーダーに含まれていなかった事項」としたりもした。しかし公共運輸労組の関係者は「Aさんが作業していたのは発電設備に使われる部品であり、公式的な作業オーダーがない作業も多くしている」「西部発電と韓電KPSの表現は、故人が指示されていなかった作業をして事故に遭ったという、典型的な責任回避性の発言」と話した。

2025.6.2 ハンギョレ新聞

■小・中・高の教師「悪性苦情遮断体系を構築しなければ」

初等学校教師労組は6月5日、初等学校教師1350人を対象に行ったアンケート調査の結果を発表した。調査の結果、回答者の91%が、教職生活中に悪質な苦情を経験。勤務時間でない時に悪質な苦情を受けた経験のある教師(複数回答)は51%だった。悪質な苦情を受けた経路(複数回答)を聞いたところ、個人の携帯電話やSNSが77%だった。

瑞二小学校の教師が亡くなっ

た後、教育部は校長・行政室長などで構成された校内苦情対応チームを作ると発表した。政策の実効性は低いと分析された。保護対策を尋ねる質問には、学校や教育庁次元の告訴・告発対応チームを新設して欲しいという要求が、77%で1位を占めた。苦情処理の拒否権が必要だという回答が72%で後に続いた。学校や教育庁が、苦情を処理する構造を作るべきだという意見は58%を占めた。

中等教師労組もやはりこの日、中・高校教師1万9550人を対象に行ったオンラインアンケートの調査結果を発表した。調査の結果、回答者の77.8%は、教育・相談の過程で、個人の携帯電話番号を学生や保護者に公開していると明らかにした。

両労組は、悪質な苦情対応のための強力な対策を準備するように政府に要求した。教師労組連盟は先月30日に国会疎通館で記者会見を行い、△悪質な苦情加害者に法的制裁を加えること、△苦情対応チームを実効性をもって運営すること、△プライバシー侵害のない連絡体系を作ること、△学校長が教師を保護する責任を法に明示すること



2025.6.5 毎日労働ニュース

厚生労働省は10月30日、「じん肺診査ハンドブックの改訂(案)に関するご意見の募集について」(パブリックコメント)を公表した。受付締切は11月28日。「改正案の概要」も以下で入手することができる。主な改訂内容は、①じん肺の病像、②じん肺健康診断の方法と判定、③健康管理のための措置、に

分けて示されている。

※<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250258&Mode=0>

改訂じん肺診査ハンドブックは2026年3月に公表され、4月1日から適用される予定。



化学物質過敏症の労災裁判

和歌山●Kさんからの寄稿

私は、病名「化学物質過敏症」で労災が認められるよう、「特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター」様の支援を受けて闘っています。

今回は2度目になりますが、私の「声」を掲載していただく機会をいただきました。前回(2022年12月号参照)は、花王(株)での業務で化学物質過敏症を発症した経緯、会社への損害賠償請求訴訟で勝訴したこと、しかし、労災請求(休業補償)が認められず再審査請求中であること、労災請求の不支給決定処分取り消しを求めた行政訴訟を提起したこと等について書かせていただきました。今回はその続報をお伝えしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○簡単な経緯

1 私は、花王(株)和歌山工場で化学製品・原料の検査分析の業務に従事していましたが、違法な作業環境での業務を強いられ有機溶剤中毒を発症し、さらに悪化して化学物質過敏症に罹患しました。仕事は、2010年11月から休職し、2012年10月に退職しました。現在も就労可能な状態まで回復するには至っていません。

2 会社に対し、損害賠償請求訴訟(2013/9~2018/7)をして、違法性が認められ勝訴しました。

3-1 2013年7月に、病名「化学物質過敏症」で労災保険休業補償給付の申請をしましたが、和歌山労働基準監督署(以下「和労基」)はこれを2017年9月に「不支給(業務外)」と決定しました。この間、請求時効(2年)対応のため、第2回、第3回の後続請求をしました。

3-2 この決定を不服として、2017年12月に審査請求をしましたが、2021年7月に「請求棄却」の決定がされました。この間、請求時効対応のため、第4回、第5回の後続請求をしました。

3-3 審査請求の決定を不服として、2021年8月に再審査請求をしましたが、2022年9月に「請求棄却」の裁決がされました。

3-4 この不支給処分の取り消しを求め、2022年8月に東京地裁に提訴しました。2024年3月に、原処分を違法として労災請求を認める判決がされました。この間、請求時効対応のため、第6回後続請求をしました。

3-5 被告の「国」は、地裁判決を不服とし、2024年3月に東京高裁に控訴しました。控訴審は、2025年1月に判決があり、

地裁判決を取り消し請求を棄却するとなりました。この間、請求時効対応のため、第7回後続請求をしました。

3-6 私は、高裁判決を不服として、2025年2月に最高裁判所に上告しました。現在係争中です。(※第2回から第6回の後続請求は「不支給(業務外)」と決定されています。第7回請求は申請から半年近くが経過しますが、連絡はありません。)

4-1 第6回後続請求が、審査請求終了後の申請となったため、2023年6月に2度目の審査請求をしましたが、2023年11月に「請求棄却」の決定がされました。

4-2 この審査請求の決定を不服として、2024年1月に2度目の再審査請求をしました。東京地裁判決も提出しましたが、労働保険審査会はこれも無視し、2024年9月に「請求棄却」の裁決がされました。

4-3 この不支給処分の取り消しを求め、2025年3月に和歌山地裁に提訴しました。現在係争中です。

○この労災裁判の意味

1 裁判を提訴した動機

労災認定において、「国」(担当省庁は厚生労働省)は「化学物質過敏症」という傷病を否定し続けています。このため、私たち「被災労働者」は正当な権利を侵害され、多くの人は生活が崩壊しています。私は一人の患者として、この不当な状況を打破するためにできることを模索し、支援団体や弁護士、専門医とも相談し、「裁

判で勝訴を積み重ねるしかない」との結論に達し、実行しました。

当初はまだ、「化学物質過敏症」という病気が公に認められていない状態でしたので、まずは、「裁判で化学物質過敏症が認められる」ことを目標にしました。現在では、多くの方々の努力と犠牲により勝ち取った判決の積み重ねから、裁判で化学物質過敏症が否定されることはほぼなくなりました。

次のステップとして、「労基署が化学物質過敏症の労災を認める」ことを目標に、いろいろと奮闘してきましたが、現体制の厚生労働省では、まず無理だと感じています（後述します）。しかし、裁判では正当な主張が認められます。（そうではない裁判官もいます。）正しい主張をもって闘いつづければ、中皮腫などのアスベスト被害の事例のように、いつか化学物質過敏症の労災が認められる時代が来ると信じています。

2 労働基準監督署(国)の対応

労基署の対応は本当に酷いものでした。覚悟はしていましたが、予想をはるかに上回る酷さです。

労災の認定において、「調査の結果、不支給(業務外)と判断した」のであれば理解もできます。しかし本件の場合は、まず「化学物質過敏症は不支給決定」ありきで、後から理由を無理やり捻り出したようにしか見えません。和労基は決定までに4年以上の時間を費やしていますが、関係資料の徴取は最初の半年でほぼ完了しており、3年ほど何の進展もなく、最後の半年で急遽「請求

人が有機溶剤をばく露した量は少ない」とする推定資料を捏造し、「有機溶剤中毒の発症が認められない。よって化学物質過敏症を発症していない。」として不支給処分を強行決定しました。この決定に、同じ和労基が会社の当該作業環境が違法だとした「是正勧告」の採用を強く拒否したことは明らかな不正です。

審査請求では、和労基が試算した「有機溶剤のばく露推定量」が事実ではないことを説明し、審査官はそれを認め「有機溶剤中毒を来すほどのばく露は見られない。」という認定を取り消しました。しかし、「クロロホルム中毒は麻酔作用や肝腎障害を伴う」「自覚症状に他覚的所見が見られない」「有機溶剤中毒の鑑別診断を行っていない」「有機溶剤取扱業務を離れても症状が継続している」等の新たな理由から、「相当量の有機溶剤をばく露したことを否定しないが、有機溶剤中毒の業務起因性を認められない。」として、不当に「請求棄却」の決定をしました。

再審査請求では、「有機溶剤中毒を発症したこと」「業務起因性が認められること」を説明しました。しかし、労働保険審査会はこれらの議論とはまったく別の理由で「請求棄却」と裁決しました。原告が有機溶剤を取扱う業務をした期間（平成5年から13年まで）に有機溶剤中毒を発症した可能性を認めたにも関わらず、「平成13年までに発症した有機溶剤中毒は判断を左右しない。」という、発症原因を切り捨てる不

当な裁決をしたのです。また、「化学物質過敏症という病症は認められない。」という、近年では認められなくなった理白を強く主張しています。

このように、「国」は不支給決定の「理由」を次々に変えています。まったくキリがありません。本件の「国」の主張、発言、態度からは「是が非でも化学物質過敏症の労災認定を認めない。」という強い意志、執念のようなものが垣間見えます。なぜ、そのような敵視した考えに固執するのか理解に苦しみます。

3 判決と解説

第一審(東京地裁)で、被告の「国」は、「推定ばく露量が少ない」「有機溶剤中毒の発症否定」「業務起因性の否定」「化学物質過敏症の否定」、これまでのすべてを理由として主張し、審査請求、再審査請求の判断を無意味なものにしました。裁判で「国」は、御用学者の意見書を乱発して、不合理な主張を展開し続けましたが、これらの主張は何ひとつ認められず、第一審は「不支給決定処分の取り消し」が認められる勝訴判決になりました。

被告の「国」(実質、厚生労働省の意見)が、化学物質過敏症の「ICD-10」及び「標準病名マスター」の登録について、『しかしながら、原告がいう「化学物質過敏症」は、ICD-10に傷病名として分類されていない。仮に「化学物質過敏症」がICD-10に傷病名として分類されているとするのであれば、原告は、そのことを明らかにする証拠を提出されたい。』などと

言い出したことには、呆れるしかありませんでした。厚生労働省のシステムで検索して次の準備書面で「証拠を提出」したら黙ってしまいました。個人的な見解ですが、第一審判決の特徴は、「有機溶剤中毒の業務起因性が認められる」「有機溶剤中毒の認定基準に合致する」「病状が継続している」ことから業務起因性が認められた点と、「業務での発症が明らかで、病状が継続していることから、現在「化学物質過敏症」に悪化したかを判断する必要はない。」と判示した点にあると考えます。これは、再審査請求裁決のまったく逆の判断になります。

第二審（東京高裁）で「国」は、「主位的な主張である業務起因性に関する一審被告の主張が認められないおそれが明らかとなったため」として、新たに予備的主張「一審原告の有機溶剤中毒は治癒している。」という理由を追加しました。つまり、第一審で国の不支給処分が違法として取り消された初回から3回目までの休業補償給付（2011年7月～2017年6月まで）の期間は症状固定後の請求だから認められないということです。このことから、「国」は不支給とする理由があって処分を決定したのではなく、不支給にするため理由を後付けしているのだと確信しました。もう、そのような不正を隠すことすらしなくなりました。

この「予備的主張」の内容は、第一審判決を誤用して「原告の病状は有機溶剤中毒」と論点をすり替え、専門医の「化学物質

過敏症の診断」を「有機溶剤中毒の診断」に置き換え。専門医意見の「化学物質過敏症に特效薬はなく、治療には時間がかかる。」を曲解し、「有機溶剤中毒の治療法はない。労災の休業補償（療養補償）は治療が対象なので該当しない。」とした、何ひとつ正解していない、あまりにも無茶苦茶な主張内容でした。

しかし、東京高裁はこの「予備的主張」のみを認め、第一審判決を破棄し、不当に一審原告の請求を棄却する逆転敗訴の判決を下しました。なお、第一審同様「有機溶剤中毒の業務起因性が認められる」「有機溶剤中毒の認定基準に合致する」「病状が継続している」ことは認めています。また、「専門医の診断は信用できる」「化学物質過敏症の検査は信頼できる」など、化学物質過敏症（有機溶剤中毒の診断と誤った表現はされていますが）は肯定されています。つまり、「労災は認めるが給付は支給しない。」という酷い判決内容です。

○国、司法、会社に対する闘い

この「国」による、法律や憲法などの軽視は余りにも酷いものです。労災保険法の第1条には「労働者災害補償保険は、業務上の事由、(略)通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、(略)通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、

労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。しかし、「国」はこの法律を無視した不当な運用をしています。労災保険の「支給・不支給」の判断は、通常は請求から1か月程度、長くとも6か月以内には決定されます。これは、労災保険法で定める目的（迅速かつ公正な保護）からすれば必然であるといえます。病名が「化学物質過敏症」であるという理由で、請求から12年が経過し、裁判で業務起因性が認められでも、なお救済が実現しない本件事案は、明らかに異常で違法なものです。人権侵害も甚だしい。

司法について、第二審（東京高裁）の判示は論外ですが、第一審（東京地裁）も「化学物質過敏症」という病名を避けた（逃げた）ような印象を受ける内容になっています。この背景に何があるのでしょか…

会社は、和労基の求めに応じ、第一審の最終段階で「作業環境は違法ではない」という追加資料を提供しました。（労基署も会社も、「是正勧告」をいったい何だと理解しているのでしょうか。）会社は、損害賠償請求で敗訴しても、自分たちの違法行為を認めようとしていないようです。もう、この会社が正しい方向に軌道修正をすることはないのだと思います。本当に残念です。

○化学物質過敏症という病の苦しみ

化学物質過敏症とは「大量ま

たは長期にわたる化学物質への曝露後に、微量の化学物質に接触することで、多岐にわたる症状が現れる疾患」(1987 カレンの定義)です。この病気から快復するには周囲の人々の協力が不可欠です。ですが、これが非常に難しい。仮に、100人が100種類の原因化学物質を使用していたとして、その人たちが理解し協力してくれたとしても、その中の一人が一種類を少しだけ使用しただけで、すべての協力が無駄になってしまいます。

すると、他99名の人たちの協力も次第に得られなくなり、結局、孤立するしかなくなってしまいます。

また、近年「香害」が深刻化していることも事実です。せめて、学校や病院だけでも、正常な状態に戻せないものか苦慮しています。しかし、「化学物質過敏症は柔軟剤のニオイで体調が悪くなる病気」と間違った啓発活動を見かけることが多くなり、それは残念に思います。

化学物質過敏症の治療は、「原因化学物質の曝露を避けること」が基本です。発症後、ばく露を避けることのできる環境で、いかに早く療養を開始できるかが重要です。療養開始の時期が遅れるほど、重症化し、回復までにかかる時間が長くなります。つまり、「早期対応、早期回復」こそが重要であり、労災補償においては「休業補償給付の早期支給」が必要なのです。労災保険法全般の考え方からすれば、急性期の症状は「休業補償」や「療養補償」でカバーし、慢性化

した症状は「障害補償」で支援するという、運用方法については理解できます。しかし、化学物質過敏症については一切の休業補償や療養補償を認めないといえる第二審判決は、労災補償保険制度の基本理念に反したものであることのみならず、被災労働者の基本的人権をも無視した不当な判決であり、そのような判決を最高裁判所が認めるとになれば、さらに化学物質過敏症に対する「差別」が広がることになってしまいます。

そのような結論を断じて認めることは出来ません。また、あってはなりません。

(東京労働安全衛生センター機関紙「安全と健康」への寄稿。)

【追記】

令和7年10月2日付けで、最高裁第一小法廷(安浪亮介、岡正晶、堺徹、宮川美津子、中村愼)は本件上告に対し「棄却」の決定をしました。

真実・事実を捻じ曲げれば、どこかに歪(ひずみ)が生じ、その形は歪(いびつ)なものになってしまいます。本件確定判決の歪な内容は、到底、合理的に理解できる内容ではありません。これの内容が審議すらされることなく、たんに事務的に「棄却」と決定されたことは、本当に残念でなりません。

本件は、業務により有機溶剤中毒を発症し、化学物質過敏症に悪化し、休業による療養を余儀なくされたことに対し、労災保険「休業補償」の請求を行ったものです。

確定した判決では、療養開始

時点で既に回復していた有機溶剤中毒について「有機溶剤中毒は治療法がなく、療養を目的とする休業補償の対象とはならない」という判断を示しました。有機溶剤中毒の治療法については、第一審から通して、全く議論されることはありませんでした。また、第二審で中心的に議論された化学物質過敏症の治療法について、判決では触れられていません。

すなわち、請求外の前段階の病名について、合理的な根拠もなく「治療法がない」と認定し、請求病名の療養を否定しているのです。

これは、明らかに歪な不当判決であり、原告が裁判で請求した主旨に向き合ったものではありません。しかし、原告の休業補償の請求が認められないことが確定してしまいました。あまりにも理不尽な結末となりました。

また、確定判決では、「障害補償として救済されるべき」といった内容の判示がされていますが、「原告の有機溶剤中毒は治癒している」と診断した医師は存在しないのです。14年以上も前の診断もされていない診断書を提出することは不可能なので、結局は障害補償による救済を受けることも難しい状況です。

裁判で、発病の業務起因性が認められ、現在も就業不能の状態が続いていると認定されても、一切の労災保険による救済を認めないとする不当な判決を最高裁は棄却し確定させたのです。

労災保険制度の意味と  はいったい何なのでしょう。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@joshrc.net
URL: <https://joshrc.net/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
<http://www.hokkaido-osh.org/>
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
<http://www.toshc.org/>
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
190-0012 立川市曙町3-19-13 フォーサート立川104号
三多摩合同労組気付
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
<https://koshc.org/>
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
370-0846 高崎市下和田町5-4-3 国労高崎地本内
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvn.ne.jp
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000
- 愛知 ● 一般社団法人名古屋労災職業病センター
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
<https://www.nagoya-rosai.com/>
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0027 津市大門20-11
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階
E-mail info@koshc.jp
TEL (06) 6476-8220 / FAX (06) 6476-8229
<https://koshc.jp/>
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
<http://www.hoshc.org/>
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
/ FAX (0858) 23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28
E-mail rouan-kochi@me.pikara.ne.jp2
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (勤労者医療生協本部)
TEL (097) 568-2299 / FAX (097) 568-2317

